

平成27年9月1日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第1号

第3回定例会

平成27年9月1日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告  
(1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告  
(1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 議第52号 表彰について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑・討論・採決
- 〃 10 報告第8号 平成26年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- 〃 11 報告第9号 平成26年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- 〃 12 質疑
- 〃 13 認第 1号 平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 14 認第 2号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 15 認第 3号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 16 認第 4号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 17 認第 5号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 18 認第 6号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 19 認第 7号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 20 認第 8号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 〃 21 認第 9号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の  
認定について
- 〃 22 認第10号 平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 23 議第53号 平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 24 議第54号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- 〃 25 議第55号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 〃 26 議第56号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 27 議第57号 寒河江市個人情報保護条例の一部改正について
- 〃 28 議第58号 寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 〃 29 議第59号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 30 議第60号 寒河江市手数料条例の一部改正について

- 日程第3 1 議第6 1号 市道路線の認定について
- 〃 3 2 請願第 9号 原子力発電所再稼働の中止を求める請願
  - 〃 3 3 請願第1 0号 安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願
  - 〃 3 4 議案説明
  - 〃 3 5 監査委員報告
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

- 國井輝明議長** おはようございます。
- ただいまから、平成27年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。
- 本日の欠席通告議員はありません。
- 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- なお、政策企画課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。
- 本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

### 会議録署名議員指名

- 國井輝明議長** 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、5番伊藤正彦議員、13番柏倉信一議員を指名いたします。

### 会 期 決 定

- 國井輝明議長** 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

- 工藤吉雄議会運営委員長** おはようございます。
- 議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成27年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月27日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数等を勘案し、本日から9月18日までの18日間と決定いたしました。その間の会議等につきましてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

- 國井輝明議長** お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの18日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成27年9月1日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 1日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案・請願上程、同説明、監査委員報告	議 場
9月 2日(水)	休 会 ( 議 案 調 査 )			
9月 3日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 4日(金)	休 会 ( 議 案 調 査 )			
9月 5日(土)	休 会			
9月 6日(日)	休 会			
9月 7日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 8日(火)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議休憩中	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会終了後	決算特別委員会	正副委員長の互選、付託案件審査	議 場
	決算特別委員会終了後	本 会 議	決算特別委員会正副委員長の互選結果報告	議 場
9月 9日(水)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
9月10日(木)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
9月11日(金)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
9月12日(土)	休 会			
9月13日(日)	休 会			
9月14日(月)	休 会 ( 事 務 処 理 )			

9月15日(火)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
9月16日(水)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
9月17日(木)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
9月18日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	決算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

## 諸 般 の 報 告

○**國井輝明議長** 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

## 行 政 報 告

○**國井輝明議長** 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 皆さん、おはようございます。

平成27年第3回定例会の開催に当たりまして、6月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申しあげたいと存じます。

まず、うれしい話題から御報告申しあげます。経済産業省が実施をし、海外販売支援を目的として全国47都道府県の雑貨や食品などの中から500品目をふるさと名物として指定する「The Wonder 500」に、本市から佐藤繊維株式会社の「モヘア混ニット」、軽部草履株式会社の「豊国草履」の2品目が選定をされたところでございます。

これは、クールジャパンによる地域活性化を

推進するプロジェクトの一環とした事業でございまして、本市が誇る最先端技術と伝統技能が認められたものと思っております。この指定を契機として、海外でのPR活動がより一層活発に行われるものと期待しているところであります。今後とも、海外需要の獲得の可能性のあるふるさと名物の発掘、育成支援を通して、国県の関係機関と連携をして協力をして寒河江の魅力あるものづくりの振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、ことしのさくらんぼの出荷状況などについて御報告申しあげます。

4月8日、9日の霜の被害や5月の高温と乾燥により生育が大変心配されたわけですが、結実作業やかん水など、農家の皆さんを初め関係者の御努力の結果、生産量が昨年にならぬやや少なかつたものの、着色がよく食味良好なさくらんぼに育ち、収穫の最盛期は佐藤錦が前年より4日から5日早い6月18日ごろ、紅秀峰が7月1日ごろと相なりました。

本格的な出荷時期を迎えた6月12日には、県内のさくらんぼ主産地の首長が県知事とともに、東京の大田市場でトップセールスを行い、さらに紅秀峰につきましては、寒河江市独自で6月29日から2日間大阪市内でトップセールスを実施して、市場関係者や消費者に対しまして販売促進と消費喚起を強力に行ってきたところでございます。

また、ことし3年目になりました台湾での紅秀峰の輸出試験事業につきましては、台北市内の高級百貨店4店舗におきまして7月17日から19日までの3日間試食即売会を行い、ほぼ完売をしたところでございます。さらに、ことしから新たにマレーシアへの輸出を開始いたしましたが、好調な売れ行きだったと報告を受けております。市といたしましては、今後も輸出拡大への支援を行い、紅秀峰ブランドの海外発信につなげてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、さくらんぼ祭りについて申し上げます。

これまでのさくらんぼ祭りを見直しをして、ことしは6月13日と14日の2日間をさくらんぼの祭典としてイベントを集中し、有名ゲストの招致や、テレビCMや新聞折り込み等によるPRを行いながら「ゆめタネ@さがえ」会場と同じ最上川ふるさと総合公園での同時開催としたところでございます。

中でも、13日に開催しました第3回「ツール・ド・さくらんぼ」は寒河江青年会議所の皆さんや1市4町住民の皆さんの温かいおもてなしもあり、天候にも恵まれ大いに盛り上がったところでございます。

また、第30回の記念大会として実施いたしました「全国さくらんぼの種吹きとばし大会」は参加者数1,723人の世界記録を達成し、参加者数最大の大会としてギネス記録に認定されたことは大変喜ばしいところであり、県内外だけでなく世界に向かってPRできたものと思っています。

こうした取り組みも功を奏して、6月6日から7月5日まで30日間開催をいたしました「ゆめタネ@さがえ」については、昨年を上回る来場者があり、期間中実施をいたしました「さくらんぼウォーク」「さくらんぼマラソン大会」「チェリンとあそぼう！2015」などとともに、県内外

よりおいでいただいた多くの家族連れや観光客の皆さんから、寒河江の魅力に触れながら楽しんでいただけたものと思っているところでございます。

次に、ふるさと納税について御報告申し上げます。

ふるさと納税につきましては、国の制度改正やクレジットカード決済などの環境の整備、さらには返礼品として本市を代表する特産品の充実を図りながら、申し込み金額については8月25日現在で2億円を突破し大幅に増加しているところでございます。中でも、さくらんぼの返礼品については47都道府県全ての地域から申し込みがあり、今シーズンは約5,500セットを全国各地へ発送したところでございます。新鮮なさくらんぼを初めて食べてとてもおいしかった、寒河江を初めて知りましたなど、お礼の声が全国より届いているところでございます。寒河江のさくらんぼというブランドイメージを全国に発信できたものと考えており、来年度はさらに数量を拡大するよう生産者等と協力しながら取り組んでまいります。

今後とも、さくらんぼを初めとした寒河江が誇る旬の味覚など返礼品のラインナップの充実に努め、ふるさと納税を活用した寒河江の魅力発信に努めてまいります。

次に、地方創生に向けた取り組みについて申し上げます。

現在、総合戦略の策定に向け、さがえ未来創成戦略に係る外部有識者会議を開催するとともに、さまざまな機会を捉えて市民の方々より将来人口の予測や戦略内容などについて御意見をいただいているところでございます。

人口減少への対策といたしましては、とりわけ移住支援を強化し、転入者をふやすことが重要でありますことから、市ではことし7月下旬に移住相談をワンストップで行う担当窓口を設置したところでございます。また、就労支援を

行うハローワークとの協定を締結し、移住希望者の相談を直接担当する窓口同士の連携を本格的に開始をしたところでございます。

また、好評であります子育て定住住宅建築事業について新築からリフォームまで補助対象を拡充し、さらには支援も手厚くするなど制度内容を充実し、8月24日から実施をさせていただいております。今後とも、山形県と連携した移住セミナーなどを開催するなど、ニーズに合ったきめ細かな支援に努めてまいります。

市といたしましては、戦略案がまとまった段階でパブリックコメントを実施をし、本年10月末までにさがえ未来創成戦略を作成したいと考えているところでございます。

次に、次期振興計画等の策定に向けた取り組みについて御報告申し上げます。

今年度「新第5次寒河江市振興計画」が最終年度を迎えますことから、現在総合戦略の策定作業と並行して次期振興計画の策定に着手しております。また同時に寒河江市都市計画マスタープランについても中間目標年を迎えますことから、見直し作業を進めているところでございます。

これらの計画策定等に際し、多くの皆様に参画いただくため、市内8地区での地域ワークショップを初め、「さがえウーマンズカフェ」「成人式でのアンケート調査」「庁内若手職員によるワークショップ」などを実施しているところでございます。今後、皆様方からの御意見を踏まえて策定作業を行い、振興審議会や都市計画審議会において御審議いただきながら、平成37年度を目標年度とする計画をつくり上げてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、国史跡指定慈恩寺について御報告申し上げます。

昨年10月6日に指定された国史跡慈恩寺旧境内の保存管理・活用面に万全を期したく、去る6月30日に史跡慈恩寺旧境内保存活用計画策定

委員会を設置をし、平成28年度末をめどに保存活用計画を策定すべく検討に入ったところでございます。

今後、保存すべき史跡を把握・整理し、現状変更の取り扱い基準の設定など保存管理方法を具体的に定める予定にしているところであります。

また、このたびふるさと納税制度を活用し、慈恩寺の防犯対策を支援する「僕らの宝 慈恩寺を守ろう！」プロジェクトを展開いたしました。その結果全国から約900万円の寄附金が寄せられました。今後はこの資金を活用し貴重な文化財を守る取り組みを強力にバックアップしてまいりたいと考えております。

以上、6月定例会以降の主な市政の概況を申し上げますが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら、市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

## 質 疑

○**国井輝明議長** 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告の市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

○**国井輝明議長** 日程第6、議第52号表彰についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第7、議案説明であります。  
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 議第52号表彰についてを御説明申し上げます。

本市の交流、発展に寄与し、市政に功労のある方々について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。

7名の方々でございます。

まず、お一人目、那須 稔氏は昭和62年から平成27年までの28年間の長きにわたり市議会議員として地方自治の発展と市民福祉の向上に多大な貢献をされました。この間、厚生常任委員会委員長、総務常任委員会委員長を務められたのを初め、平成23年6月から予算特別委員会委員長に就任され、地方自治の進展、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

次に、川越孝男氏は平成3年から平成27年までの24年間の長きにわたり、市議会議員として地方自治の発展と市民福祉の向上に多大な貢献をされました。この間、厚生常任委員会委員長を務められたのを初め、平成11年5月から決算特別委員会委員長に就任され、地方自治の進展、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

新宮征一氏は平成7年から平成27年までの20年間の長きにわたり、市議会議員として地方自治の発展と市民福祉の向上に多大な貢献をされました。この間、建設常任委員会委員長、予算特別委員会委員長を務められたのを初め、平成15年5月から副議長、平成17年5月からは議長に就任され、円滑な議会運営と地方自治の進展、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

高橋勝文氏は平成7年から平成27年までの20

年間の長きにわたり、市議会議員として地方自治の発展と市民福祉の向上に多大な貢献をされました。この間、文教経済常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、市町村合併問題検討特別委員会委員長、予算特別委員会委員長を務められたのを初め、平成21年5月から議長に就任され、円滑な議会運営と地方自治の進展、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

嶋田俊廣氏は平成15年から平成27年までの12年間の長きにわたり、市議会議員として地方自治の発展と市民福祉の向上に多大な貢献をされました。この間、建設文教常任委員会委員長を務められたのを初め、平成23年5月から副議長、平成25年5月からは議長に就任され、円滑な議会運営と地方自治の進展、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

大沼保義氏は昭和60年から寒河江市商工会監事、平成11年から同理事、平成12年から同副会長に就任され、さらに平成21年から平成27年までの6年間、同会長として組織の拡充強化、経営改善普及事業などに尽力し、本市の産業経済の振興発展に多大な貢献をされました。また、市教育委員会教育委員長や、市振興審議会会長、市都市計画審議会会長を努められるなど、地域経済の振興にとどまらず行政運営の進展にも貢献され市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

伊藤一晴氏は昭和57年に歯科医院を開業され、昭和60年に西村山地区歯科医師会理事に就任以来、同副会長、同会長を務められ、本市のみならず西村山地域の歯科医療の発展に多大な貢献をされました。また、長年にわたり市内小学校の学校歯科医として活躍されるとともに、乳幼児から高齢者まで幅広い年代の市民の口腔衛生の推進に尽力され、地域歯科医療と学校保健の進展に大きく寄与されました。さらに、平成元年から寒河江市国民健康保険運営協議会委員を



16年間務められ、本市の国民健康保険事業の発展にも多大な貢献をされるなど市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

以上、7名の方々でございますが、各人の御功績、経歴等の詳細につきましては別紙資料のとおりでございます。なお、この件につきましては去る8月18日開催の市表彰審査委員会において審査の結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨御報告をいただいておりますので、今回御提案申しあげるものでございます。御同意くださいますようお願い申し上げます。

### 委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第52号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第52号表彰についてを採決いた

します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第52号についてはこれに同意することに決しました。

### 報 告

○**國井輝明議長** 日程第10、報告第8号平成26年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について及び日程第11、報告第9号平成26年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についての2案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** まず、報告第8号平成26年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

財政健全化判断比率を各会計及び関係団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は12.1%、将来負担比率は77.5%となったものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申しあげるものでございます。

次に、報告第9号平成26年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてを御説明申し上げます。

資金不足比率を5つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比率は発生しないものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申しあげるものでございます。

以上でございます。

## 質 疑

○**國井輝明議長** 日程第12、これより質疑に入ります。

初めに、報告第8号平成26年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第9号平成26年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第13、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第33、請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願までの21案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第34、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** まず、決算の認定について御説明を申し上げます。

平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげ

ます。

歳入決算額は162億5,528万2,246円、歳出決算額は156億4,160万4,641円でございます。形式収支は6億1,367万7,605円の黒字決算で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が2,452万5,822円でございますので、実質収支は5億8,915万1,783円の黒字決算でございます。

剰余金の処分につきましては、基金条例等の規定に基づき財政調整基金に2億9,500万円、減債基金に500万円を積み立てし、残る2億8,915万1,783円は翌年度に繰り越しをしたところでございます。

次に、認第2号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入歳出ともに決算額は14億625万9,181円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第3号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入歳出ともに決算額は2億3,927万3,124円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第4号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入歳出ともに決算額は589万902円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第5号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は45億3,607万8,933円、歳出決算額は43億6,762万8,167円で、歳入歳出差し引き残額1億6,845万766円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第6号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は4億3,538万7,771円、歳出決算

額は4億2,579万7,191円で、歳入歳出差し引き残額959万580円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第7号平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は37億7,051万7,954円、歳出決算額は37億3,355万1,219円で、歳入歳出差し引き残額3,696万6,735円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第8号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は2,513万5,514円、歳出決算額は2,162万1,773円で、歳入歳出差し引き残額351万3,741円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第9号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は74万6,043円、歳出決算額は52万2,649円で、歳入歳出差し引き残額22万3,394円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、平成26年度寒河江市立病院事業会計決算について、地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

認第10号平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は17億2,543万9,110円、支出は17億9,001万1,085円でございます。この結果、消費税を除いた純損失は7,749万1,813円と相なります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は8,459万6,000円、支出は1億3,618万5,970円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は5,158万9,970円と

相なりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填いたしました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金7億5,036万6,348円を翌年度に繰り越しをしようとするものでございます。

次に、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の議決を求めるとともに議会の認定に付するものでございます。

利益の処分について御説明申し上げます。

平成26年度寒河江市水道事業会計において生じた未処分利益剰余金18億4,790万3,905円のうち、2,000万円を減債積立金、9,100万円を建設改良積立金に積み立て、16億8,322万6,619円を資本金へ組み入れしようとするものでございます。

決算について申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出から申し上げます。

収入は11億3,288万3,950円、支出は9億8,896万3,416円でございます。その結果、消費税を除いた純利益は1億1,107万5,938円と相まりました。

続きまして、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は2,877万7,416円、支出は5億7,326万4,088円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は5億4,448万6,672円と相なりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

利益処分後の剰余金については、剰余金処分計算書案に記載のとおり5,367万7,286円を翌年度に繰り越しをしようとするものでございます。

次に、議第54号平成27年度寒河江市一般会計

補正予算（第3号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、ふるさと納税制度活用した寄附金の増加に伴い基金管理事業費等を追加し、地方創生先行型事業に係るまち・ひと・しごと創生事業費を計上するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ5億6,999万5,000円を追加し、予算総額を162億9,003万5,000円とするものでございます。

次に、議第55号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金、前年度決算等に伴う基金積立金、療養給付費等負担金などの精算に伴う償還金を追加するものでございます。

その結果、1億5,456万1,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ49億5,454万6,000円とするものでございます。

次に、議第56号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う基金積立金及び介護給付費等の精算に伴う償還金等を追加するものでございます。

その結果、3,743万2,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ39億9,068万5,000円とするものでございます。

次に、議第57号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の取り扱い等について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第58号寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第59号寒河江市特別職に属するものの給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

医師の非常勤職員報酬日額の改定に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第60号寒河江市手数料条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、マイナンバーの通知カード及び個人番号カードを再交付する際に徴収する手数料について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第61号市道路線の認定についてを御説明申しあげます。

寒河江公園への円滑な道路交通の確保と市民生活の向上に資するため1路線を認定しようとするものでございます。

以上、19案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決、御認定くださいますようお願い申しあげます。

以上でございます。

## 監 査 委 員 報 告

○**國井輝明議長** 日程第35、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。大沼監査委員。

〔大沼孝一郎監査委員 登壇〕

○**大沼孝一郎監査委員** 監査委員を代表いたしまして、私から平成26年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて11会計の歳入歳出決算審査の結果について御報告申

しあげます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申しあげますので、お手元に配付しております決算審査意見書1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象になりましたのは平成26年度寒河江市一般会計、特別会計につきましては平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計から平成26年度寒河江市財産区特別会計までの8特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もございまして、結びの中の決算額、財政分析、市税等の収入状況などについて御説明を申しあげますので、50ページをお開き願いたいと思います。

初めに、上から3行目、決算額の概要から御説明申しあげます。

平成26年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入252億4,411万5,000円、歳出244億1,169万3,000円で、歳入歳出差し引き8億3,242万3,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は8億789万7,000円となり、さらに、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は9,921万9,000円の黒字となっております。

このうち、一般会計の決算総額は、歳入162億5,528万2,000円、歳出156億4,160万5,000円で、歳入歳出差し引き6億1,367万8,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源2,452

万6,000円を差し引いた5億8,915万2,000円が実質収支額となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は2,967万6,000円の黒字となっております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入104億1,928万9,000円、歳出102億54万4,000円で、歳入歳出差し引き2億1,874万5,000円の黒字決算となっております。

次に、財政分析であります。財政力指数は0.512で、前年度に比べ0.01大きくなっております。経常収支比率は89.9%で、前年度に比べ1.2ポイント高くなっております。

実質公債費比率は12.1%で、前年度に比べ2.0ポイント低くなっております。市債残高一般会計分は175億2,407万7,000円で、前年度に比べ4億8,432万円減少しております。

次に、市税等の収入状況についてであります。市税は94.0%で、前年度に比べ0.5ポイント高くなっております。また、市税以外の主な収納率であります。下水道使用料は95.0%で前年度に比べ0.2ポイント高くなっております。国民健康保険税は72.3%、介護保険料は98.4%で、前年度に比べ0.2ポイントそれぞれ低くなっております。

公金の未収金収納対策につきましては、庁内各課における情報交換や滞納整理マニュアルにより対策が講じられておりますが、公金の収入未済額解消は、公費負担の公平・公正の観点や一般財源確保の上からも重要であり、さらなる収納率の向上に工夫と努力が望まれます。

地域経済が依然として厳しい状況が続く中、今後、少子高齢化の加速化、核家族化、人口減少社会の到来など、行政を取り巻く環境が大きく変化しようとしております。こうした状況の中で、新第5次振興計画で掲げた新たな将来都市像である「夢集い 人・緑輝く さくらんぼのまち 寒河江」を実現するため、多くの課題に取り組み、市政の発展と市民福祉を向上され

ますよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象は平成26年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成26年度寒河江市水道事業会計決算であります。審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規定等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は意見書に記載のとおりであります。主な内容について御説明申し上げます。

先に病院事業会計について御説明申し上げますので、13ページ、結びをお開き願いたいと思います。

初めに、中段ほどに記載しております病院の利用状況から申し上げます。

入院患者の年間延べ人数は2万7,401人で、前年度に比べ748人、2.8%増加し、1日平均では75.1人となっております。外来患者は年間延べ4万8,173人で、前年度に比べ588人、1.2%減少し、1日平均197.4人となっております。

医業収支状況について前年度と比較いたしますと、医業収益は2,767万円、2.3%の増加、一方、医業費用も502万5,000円、0.3%増加となりました。医業収支比率は71.5%で、前年度に比べ1.5ポイント高くなっております。

損益状況について見てみますと、経常収益は一般会計からの繰り入れが5億9,200万円あり

17億2,298万2,000円となり、対して経常費用は17億3,870万2,000円で、差し引き1,572万円の経常損失となりましたが、特別損失が生じておりますので、当年度純損失は7,749万2,000円となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金6億7,287万5,000円に当年度純損失を加えた7億5,036万6,000円となっております。

経営分析につきましては17ページ及び18ページの別表3に表示しておりますが、病床利用率は60.1%で、前年度に比べ1.7ポイント高くなっており、2年続けて改善しております。ただ、総務省が公表しております全国自治体病院の類似規模病院における平均病床利用率は、平成25年度の数字であります。68.3%であり、医療資源の効率的活用面から見ても利用率のアップが望まれます。過去5年間の患者数の推移を見ると最近やや改善傾向が見られますが、入院は6.8%減、外来は17.1%減となっております。非常に厳しい経営状況となっております。

こうした状況から、経営健全化は喫緊の課題となっております。早急な対応が求められております。そのためには、収益面では現在保有しております医療資源を最大限に活用し、的確な診療報酬の請求、市民の医療ニーズに対する適時・的確な対応、患者サービスの向上による患者数の増加などにより、医業収益の確保を図ること、費用面では引き続き徹底した経費の節減を図ることが必要であります。寒河江市立病院アクションプランで示した基本的な方向性である市民ニーズに応え得る持続可能な病院を目指すとの考えを十分に踏まえ、市立病院としての役割を果たしていく必要があります。このため、中長期的な視点に立った市立病院のあり方や経営改善計画についても十分に検討を行い、市民から信頼され、地域医療の拠点となる病院経営を望むものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

33ページの結びをお開き願いたいと思います。

年間の配水量は前年度に比べ15万3,968立方メートル、2.6%の増加となりましたが、有収水量は前年度に比べ7万1,342立方メートル、1.4%の減少となっております。有収率は配水管の老朽化などにより前年度に比べ3.4ポイント低下し82.9%となっております。

水道事業の収支状況について前年度と比較いたしますと、水道事業収益は10億5,739万6,000円で3,005万3,000円、2.9%の増加、一方水道事業費用も9億4,632万円で4,863万円、5.4%の増加となりました。

損益状況について見ますと、経常収益は10億5,739万6,000円、経常費用は9億3,358万8,000円で差し引き1億2,380万8,000円の経常収益となっておりますが、特別損失が生じておりますので、当年度純利益は1億1,107万6,000円となっております。

また、供給単価と給水原価を比較しますと、給水原価1立方メートル当たり178.4円に対しまして、供給単価は1立方メートル当たり198.4円で、供給単価が給水原価を1立方メートル当たり20円上回っております。

経営分析につきましては38ページから41ページまでの別表3に表示してありますが、支払能力を示す流動比率及び営業活動能率を示す営業収支比率とも良好な数値となっております。

平成13年度から平成26年度までの事業期間で実施しております上水道第4次拡張事業は、最終年次が終了し、事業進捗率は事業費ベースで90.5%、老朽配水管更新事業は工事延長ベースで99.3%となっております。

企業債未償還残高は16億952万4,000円となっております。

今後は、給水人口の減少や利用者の節水意識の高まりにより水需要量は減少していくものと思われ、水道料金収入の大きな伸びは期待できないと見込まれます。

また、ここ数年安定的に推移してまいりました有収率が前年度に比べ3.4ポイントの大幅な低下となりまして、82.9%となりました。この原因は配水管の老朽化によるものと推定されますが、水道水の安定的な供給のため原因を究明分析し、今後の施設整備を図ることが必要であります。

今後、基幹施設の更新整備や耐震化による老朽管の布設がえなどを計画的に進める必要があります。多額の費用が見込まれております。

寒河江市水道ビジョンで示されました水需要の見通しや施設整備等の課題に的確に対応し、より一層効率的な経営に努め、市民生活の基盤であります安心・安全で良質な水道水の安定供給に努力されるよう要望いたします。

以上でございます。

散 会 午前10時26分

○国井輝明議長 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。





平成27年9月3日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第2号 第3回定例会  
 平成27年9月3日(木) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○**國井輝明議長** おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○**國井輝明議長** 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望します。

なお、木村農業委員会会長は公務のため、途中退席しますので、あらかじめ御了承願います。

一般質問通告書

平成27年9月3日(木)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	今年のさくらんぼ全般について	(1) 収穫量の推移について (2) 本市の地区別の収穫量について (3) 県内の観光さくらんぼ園への入場者数について (4) 今後のさくらんぼ農家への雇用対策について (5) さくらんぼをPRするためのイベントについて	7番 太田芳彦	市長
2	ゆめタネ@さがえ	(1) 予算について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
3	防災無線について	(2) 入場者数について (3) 花火について (4) アンケート調査について (1) 実際、どのような場面で運用されているのか (2) 火災時に、火災現場の周知に使用することについて (3) 駅前や公民館のイベント等の使用について		市長
4	市野球場について	(1) 東北大会等、開催の条件について (2) 入場制限について (3) レフト側にある道路・駐車場について		市長 教育長
5	人口減少と住環境について	(1) 住宅団地の必要性について (2) 島北への団地造成とみなみ保育所移転について (3) 保育所移転後の土地利用について (4) 市道拡幅について (旧サンヨー缶詰跡地) (5) 中央工業団地へのモータープール新設について	10番 沖 津 一 博	市長
6	生活困窮者自立支援法の施行状況について	(1) 担当部署について (2) 対象者の人数と把握方法について (3) この事業の予算について (4) 情報共有の仕組みについて (5) 関係機関との連携について (6) 今後の取り組みについて		市長
7	農業の振興について	(1) 食と花の重要性について (2) 寒河江市の農業の基本的な構想について (3) 農産物の販路拡大と農工商連携について	3番 佐 藤 耕 治	市長
8	悠久の里慈恩寺振興への市としての取り組みについて	(1) 平成25年から本年まで実施されたプレDC・DC・アフターDCの拝観者数 (成果) についての把握状況とその評価は	5番 伊 藤 正 彦	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(2) その結果について、市として考える課題とその対策は (3) 今後の観光客誘致のためには、DCの成果を効果的に生かし、ガイダンス施設を含めた各種整備を重点的に早急に実施する必要があると考えるが、当局の考えは (4) ボランティアに頼ったキャンペーンとなっているが、人的貢献について、慈恩寺観光振興会への支援を拡充する必要があると考えるが、当局の考えは (5) インフラ整備の必要性を感じている。地域の要望を待たず道路等危険箇所等は先行的な環境整備を実施すべきと考えるが、当局の考えは		
9	慈恩寺観光について	(1) 国史跡指定を受けてからの慈恩寺観光客数について (2) 慈恩寺駐車場使用について (3) ビューポイントについて (4) 本堂の屋根補修について (5) 慈恩寺観光滞留時間について	12番 工藤吉雄	市長 教育長
10	醍醐小学校跡地について	(1) アンケート調査及び埋蔵文化財試掘調査結果について (2) 醍醐小学校跡地利活用の考え方について (3) 小駐車場付きのミニパークについて (4) 市道の環状化について		市長 教育長

### 太田芳彦議員の質問

○国井輝明議長 通告番号1番から4番までについて、7番太田芳彦議員。

○太田芳彦議員 おはようございます。  
お盆過ぎの残暑もようやく峠を越えたようで

ありまして、秋を感じさせるきょうこのごろでございますが、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

9月議会が終わらないうちに寒河江市の最大イベントであります神輿の祭典が始まります。皆様の中にも神輿にかかわる方も大勢いらっしゃると思いますが、寒河江市を、そして地域を

盛り上げるためにも大いに頑張っていたきたいと思います。

それでは、通告番号1番、ことしのさくらんぼ全般について伺いたいと思います。

ことしは春先の天候不順により実のつき方が安定しないため、地域によって収量の差が生じたようであります。質問に入る前に、平成26年度までの山形県全体のさくらんぼ栽培面積と収量の推移を調べておりますので、紹介しておきます。

平成20年が面積3,180ヘクタール、収量が1万2,000トン、平成21年面積3,180ヘクタール、収量1万2,000トン、平成22年が面積3,180ヘクタールで、収量が1万4,300トン、平成23年が面積3,150ヘクタールに対し収量が1万5,600トン、平成24年が面積3,150ヘクタールに対し収量が1万3,200トン、平成25年度が面積3,150ヘクタール、収量が1万3,500トン、そして昨年が面積3,150ヘクタールに対して収量が1万4,500トンと。面積のほうはピーク時からすると30ヘクタールほど減っていますが、ほとんど横ばいできています。収量におきましては、平成23年度1万5,600トンには届かないものの、1万4,000台をキープしており、まずまずの成果と思われまます。

本年度の作柄の概況では、平成27年度さくらんぼ作柄調査結果が山形県さくらんぼ作柄調査委員会より発表になりましたが、ことしは生育が早い地域や生育が早い品種で4月9日の降霜による雌しべの枯死が発生し、着果数が極端に少ない園地も見られるなど、地域や園地による着果量の差が大きい状況となっており、5月25日の調査時点では収量は1万3,400トン程度と予想され、作柄のよかった前年の92.4%、平年との比較では99.3%となり、平年並みと見込まれるとの収量の予想であったようです。

この予想を受けまして、最初の質問に入りますが、平成27年度の本市の収量に関してお伺

いをいたします。ここ5年間の寒河江市の収量の推移もあわせて教えていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

太田議員からさくらんぼについて御質問いただきました。収量の推移ということでお答えをしたいというふうに思いますが、この収量についても、平成18年までは農林水産省の農林統計というのがございまして、これは戸別調査で集積された数値が市町村ごとに公表されておったのであります。

ところが、19年からはその調査方法が変わってサンプリング調査による推計というふうになりまして、そして市町村ごとには発表されない、集計が行われなかったということになっているわけでありまして、そういう意味で、市町村ごとの収量というのは今ないわけでありまして、我々は何を基準にして考えていくかということになると、JA扱いの出荷数量というのがありまして、きょうはその数量をお答えをしたいというふうに思います。

5年間の数量ということでありまして、平成23年からのJA扱いの出荷量728トン、平成24年が444トン、平成25年が593トン、平成26年度が570トン、そして27年度が506トンというふうになっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

今の数字はJA取り扱いの出荷数量ということの説明であったようでありまして、ここ25年、26年、27年、ここ3年間ぐらいは500トン台ということで安定しているようでありまして、若干本年度27年度が506トンと少なかったようでありまして、何か全体的な収量も落ちていると。その中で贈答、もぎ取り園ということもございまして、このような数値になったかと思っておりますけれども、ありがとう

ございました。

そして、この今年は収穫量が減るよみたいな予想ではあったんですが、これ栽培面積が同じで収穫量が落ちているのか、それとも栽培面積も減っているということなののでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この出荷量については、寒河江市のみならず山形県全体としても出荷量が減っているというふうになっているところでありまして、先ほどお答えしましたけれども、昨年度に比べて89%の出荷量に寒河江はなっているわけではありますが、面積については平成22年が367ヘクタールということで、それ以降横ばいということでもあります。減収の原因としては、先ほど太田議員からも御指摘ありましたが、4月8日、9日の霜による被害が大変大きかったのではないかとこのように考えているところがございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

今年の出荷量は前年対比なのかな、これ。89%ほどだったということでありました。それで、面積的には367ヘクタールで横ばいだろうということでした。ことしの収穫量の落ち込みは、やはり4月8日、9日の降霜による被害であろうということでした。ありがとうございます。

次に、寒河江市の地区別の収穫量といったことは把握なされているのでしょうか。わかるのであれば地区ごとに26年と本年の収穫量を教えていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど来お答えしておりますけれども、JA取り扱いの出荷数量ということでありますが、平成26年度、これ地区別に申しあげたいと思います。寒河江地区が93トン、南部地区が16トン、西根地区が116トン、三泉地区

が106トン、柴橋地区が91トン、高松地区が83トン、白岩地区が36トン、醍醐地区が28トンでございます。26年度ですね。

27年については、寒河江地区が77トン、南部地区が12トン、西根地区が105トン、三泉地区が98トン、柴橋地区が72トン、高松地区が73トン、白岩地区が40トン、醍醐地区が29トンというふうになっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

やはり軒並みどの地区も26年度から見ると収穫量が落ちているという結果のようでありましてけれども、予想したよりはまあまあ歩どまりがよかったのかみたいな気がしているわけですが、収穫量がことし減った農家の皆様には来年以降頑張ってくださいと、このように思います。

次に、山形県の観光さくらんぼ園への入場者数はどんな結果になったのかお伺いいたします。これ全てというわけにはいきませんので、東根市、天童市、山形市、上山市、南陽市などの主要5市で結構ですので、これも26年と27年の数字を教えてくださいませんか。よろしくお願ひします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これ新聞にも報道になっているわけでありましてけれども、今シーズンの県内のさくらんぼ観光果樹園の入り込み客数47万5,700人ということでありましたが、県全体ですね。昨シーズンよりは9.3%の減少というふうになっているところがございます。

26年度と27年度の主要市の入り込み数ということでありますが、26年から申しあげますと、寒河江市が19万2,400人、それから東根市が18万3,000人、天童市が5万7,700人、山形市が8,100人、上山市が4万6,100人、南陽市が1万9,800人ということになっております。昨年は寒河江市、東根市、天童市という順番になっていたようであります。

ことしは寒河江市が17万1,700人、東根市が18万8,500人、天童市が5万4,900人、山形市が4,400人、上山市が2万5,300人、南陽市が1万4,600人ということで、順番をつければ東根市、寒河江市、天童市の順になっていたところであります。

寒河江市の観光客数、今お答えしましたとおり減っているわけでありませけれども、先ほど来御指摘もありましたが、例年より生育が早かった。前半は好調でありましたが、後半伸びなかったというのも1つの原因だったというふうに思いますし、また、以前の関越自動車道での事故を受けた規制、さらには貸し切りバスの運賃料金制度などによってバスのツアーが、ツアーバスが昨年に引き続いて落ち込んできたということなどが主な原因として考えられております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

私も親戚の家なんですけれども、三泉へ1カ月ほど収穫の手伝いに行っておりまして、何かお客様が少ないなというのは数字見たわけではないですが、肌で感じられたところでありませ。特に観光バスのやっぱり入場が非常に少ないなと。何か見ている感じられたようなところがありまして、心配していたんですけれども、今まで、昨年まではやっぱり寒河江が一番客が多かったよというふうな説明でありませたけれども、今年は東根市に1位の座を奪われたというような話で、何か私どもも数値を見たわけではないんですが、そんな気がしておったんですけれども、その理由としては、やはり昨年度の高速道路でのバスの事故、この辺が非常に寒河江ばかりでなく、観光というものに影を落としたようでありませ。

やはり1人で済む運転手が2人ということになりますと、これはコストもかかるわけでありませ、やはりその辺が非常に観光者数の入り

込み数に影響したんだと思いますけれども、ひとつやはり今の時代、観光果樹園というものが1つの寒河江市の売りにもなってもおりますし、いろいろな諸問題もあろうかと思ひませけれども、ひとつまた1位に返り咲くように頑張っていたきたいと思ひませ。

次に、以前から問題になっていたんだと思ひませけれども、特に今年度は雇用の面で各農家が大変苦勞したと談話が新聞等に掲載されておりました。今後本市の主力であるさくらんぼの収穫量、品質を守るためにも対策が急務と思ひられるが、市長の考えをお聞きしたいと思ひませ。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** さくらんぼ農家の皆さんにとって一番の今課題という、担っていただいている方が高齢化をしている、そして後継者が不足をしているということだろうというふうに思ひませ。実際農家の方だけでさくらんぼのもぎ取りをしているわけではなくて、手伝っている方も大勢いらっしゃるわけでありませが、手伝っている方も高齢化していくということも、そういうことで労働力をいかに継続的に確保していくかということが、今最大と言ってもいいくらいの課題の1つになっているんだろうというふうに思ひませ。

もちろんこの課題に対しては、さまざまなこれまでも取り組みをしているわけでありませ。例えば寒河江だけではなくて1市4町、それからJAが協力をして寒河江西村山農業雇用労働力対策委員会というものをつくって、ホームページとか、市報、町報、あるいは新聞折り込みなどであぐりヘルパーというものを募集してその対応をしてきたということもあるわけでありませ。

寒河江市内の農家の皆さんへの紹介実績としては平成23年が27人、平成24年が14人、平成25年が23人、平成26年が15人、そして平成27年が7人という実績を残しております。

また、都市と農山村交流促進事業を活用して毎年東京農業大学の学生20人の皆さんに1週間、最盛期の1週間ですね、さくらんぼの収穫の体験学習などもずっと平成22年からいただいているということもございます。

それから、労働力をいかに確保するかという対策の1つで機械化を拡充していくということも大変有効だというふうに思っております。平成25年度からは高所作業車の購入に対して市として支援をしているわけでありまして。そういった意味で作業の効率化を図っているということでもあります。

この労働力の確保については、県とJAグループのほうで今年度新しい試みとして、職員による園の農業を支援するボランティアというものを行ったところがございます。県職員については寒河江市、河北町、天童市、東根市の9園地で合わせて30名が参加をしているということでもありますし、JAグループについては村山管内で12日間、延べ150人がボランティアを行ったということでもありますので、寒河江市としてもさっきから申しあげておりますとおり、大変大きな課題でありますから、こうした県、JAグループなどの活動も十分参考にさせていただきながら作業時の労働力確保について新たな取り組みをさらに充実をしていくよう検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

今ありましたけれども、雇用に関しても対策委員会などを設けて、いろいろもろもろの施策をやっているというところがございます。ボランティアなども相当入っているんですね。私もそこまでわかりませんで質問してしまいましたが、やはりこれからの高齢化というものを考えますと、そのとおりでと思うんです。今まで手伝いに来てくれた人が高齢化が進んでいると、これがどこでも聞かれた問題点で

ありました。

そこで、市民課あたりにさくらんぼにかかわる雇用のための相談窓口などを設けて対応するとかできないんでしょうかと。考えてみますと、今の時代、団塊の世代と呼ばれる元気な男性、女性が大勢いるわけでありまして、そういう方々に協力を願って、雇用の確保に当たるなどということではできないのでしょうかお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 大きな課題でありますから、その雇用についての相談窓口というものをやはり設置をして、市民の皆さんにも周知をするということは大変大事なことだというふうに思います。現在も各地区の雇用希望者が利用しやすいように、例えばJAの各支所で相談窓口を設置をしているところでありまして、そのほか一般の就業希望者が集まるハローワークにおいては、アルバイト情報などを窓口で提供するなど対応を行っていただいているところでもあります。

市役所においてもこれまで農林課のほうで随時御相談に応じてきたということではありますが、やっぱり総合的に対応する窓口の設置というのは必要だというふうに考えますので、市としても設置に向けて検討していきたいというふうに考えております。

雇用については、募集する側と応募する側の条件が一致しないと難しいということもありますので、そうした窓口の設置と同時に、やはりいろんな団体、例えば趣味のサークルなどの団体などにも協力を呼びかけていく必要がありますし、また県内のみならず県外、隣県などへも呼びかけてさまざまな世代、地域に対して募集をPRしていきたいというふうにも考えているところがございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

前向きに検討したいという回答でございます



たので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次が、最後になりますけれども、さくらんぼをPRするために多くのイベントを手がけていただきましたが、特に第30回全国さくらんぼ種吹き飛ばし大会が参加者数世界最大の大会として認定されたとの報告が、7月5日号の市報に掲載されておりましたが、その辺の結果もあわせて開催された日程と成果をお伺ひいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** さくらんぼをPRするためのイベントということで、ことしは例年のさくらんぼまつりというものを冒頭の市政の概況でも申しあげましたが、6月13日と14日の2日間に集約をしてさくらんぼの祭典として開催をさせていただきました。そういう意味で、ツール・ド・さくらんぼ、さくらんぼウォーク、チェリンと遊ぼう、ご当地グルメなど大変盛り上がったところでありました。2日間で7万3,984人の来場者を記録したところでございます。

中でも、先ほど御指摘ありました第30回の記念の大会の全国さくらんぼの種吹き飛ばし大会ということで、公式認定人を迎へまして実施をした、世界記録を目指したわけでありました。従来の大会と若干違つたために戸惑つた方もいらつしやるわけでありましてけれども、多くの皆さんに参加をいただいて1,723名という世界最大のさくらんぼの種吹き飛ばし大会として世界記録に認定をさせていただきました。テレビ、新聞などでも報道をされて、県内外にも寒河江のさくらんぼをPRできたのかというふうに思つているところであります。

今後につきましても、さくらんぼのPRをさらに、そういった取り組みを強化をして寒河江のさくらんぼを大いに売り出していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。大変

詳細にお答えいただきまして、ありがとうございました。

何度もだめを押すようで申しわけないのですが、寒河江は何をおいてもさくらんぼです。これからも紆余曲折はあろうかと思いますが、寒河江の宝を大事にしていきたいものであります。

次に、通告番号2番、ゆめタネ@さがえの成果について伺ひたいと思ひます。

ことしも6月6日から7月5日までの1カ月間にわたつて数々のイベントが行われまして、市民のみならず見物客は大いに喜んでくれたことと思ひます。ことしは暑い中での開催でありまして、関係各位には御苦労さまでしたと申しあげたいと思ひます。

さて、一昨年と同様の質問をさせていただきました。といいますのも、現場でのアンケート調査なり、自分も感じたところであつての質問でありました。中でも、孫たちを連れてきて昼食を食べさせようと思つたが、イベント会場には売店が出店しておらずがっかりしたとの意見等があつてのこととありますので、しつこいと思わずにお答えいただければ幸いです。

それでは、質問に入ります。

初めに、予算について伺ひたいのですが、昨年からは県からの補助金でありました緊急雇用創出事業の特別基金事業ということで、人件費に当たる部分がなくなつており、予算的には大変苦労したのではないかなと思ひますけれども、ことしのゆめタネに幾らお金をかけたのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 6月6日から7月5日まで30日間開催をいたしましたゆめタネ@さがえについての予算はどうかということとありますが、ことしは一般会計のほうから負担金として3,000万円をゆめタネ@さがえ実行委員会に支出をしているところでございます。

簡単に内訳を申しあげますと、総務費が約70

万円、広報宣伝費が約200万円、イベント、アトラクション等の行祭事費が約500万円、花壇整備運営スタッフ等の会場設備、運営費が約2,230万円というふうな内訳になっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

予算的に大枠で3,000万円の負担金を補助しているということで、前から見ると雇用創出事業の特別基金、これの分だけ減っているわけでございますので、よく少ない中で大変健闘させていただいたということで、本当にすばらしい結果だと思いますけれども、次に、あわせて入場者数は何名だったのか、ついででありますので、ここ数年のデータもお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このゆめタネ@さがえ、ことしで3回目ということになりますので、1回目、平成25年は入場者数31万2,308人、平成26年度は26万8,815人、ことしは31万1,423人ということ、昨年度より4万2,608人ふえているという結果になったところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 本年度が昨年度よりも4万2,608名が増加したという、今報告でありましたけれども、いや本当に何か年々減っていくのかなという私の感じであったんですが、ことしはやはり内容を見ましても、昨年あたりのアンケート調査での反省点がすごく生きてきたのかなと思って見ておったんですけれども、これほどふえるとは思っていませんでしたので、本当にすばらしい成果でよかったです。

せっかくでありますので、お聞きしますが、入場者の増加要因は何だったのかをお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このゆめタネ@さがえのイベントのターゲットをどこに置くかということで、

いろいろ議論をしているわけでありましてけれども、1つはやっぱりさくらんぼの時期でありますから、さくらんぼの観光客の皆さんから来ていただくというのは、従来からのイベントの継続としてあるわけですがけれども、それプラス家族連れの人、特に子供さんなども含めて来場いただくということが我々のターゲットの1つということで考えまして、そういった意味でのいろんな仕掛けをさせていただいているということでもあります。

わんぱく広場に常設の遊具もふやしていったり、あるいはチェリンの形をしたエアドームを配置をしたりということで、お子さん連れの家族の方の集客にそういうのが効果があったというふうにも思います。

また、先ほど来申しあげておりますけれども、種吹き飛ばし大会を初めとするさくらんぼの祭典というものをゆめタネ@さがえの期間中に同じ会場でさせていただいているなどというのもその増加要因なのかなというふうに思いますし、また基本的にやっぱり花の植栽というのが重要でありますから、そういう花壇を充実をする。ことしは思い出花壇ということで、業者によるデザインコンペを行って、従来の植花からデザインを一新をさせていただきました。

それから、フラワープランター、ミニフラワータワーというものを設置をしてボリューム感を出してきたなどというのが、来場者の方から喜んでいただいている理由なのかなというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

ただいまお答えがありましたけれども、成功の要因は1番には子供の広場に遊具もふえて、子供さん主体の遊び場が1カ所に集中したことにより、子供さん連れの親御さんが多かったことや、ツール・ド・さくらんぼ等のイベントが充実したことにより、相乗効果もあったとの分

析でありました。

私的にはメイン会場でありました入り口付近の売店、これなんかも昨年と違いまして飲み物、食べ物が豊富に並んでおりましたので、この辺も入場者増につながったのではと感じました。この成果は市側ばかりでなく、市内の飲食店の協力もあつてのことと思いますので、関係各位には暑い中を奮闘していただきましてありがとうございます。

次に、花あかり月うたげのエンディングイベントとして打ち上げられた500発の花火が、会場内を彩る花火とキャンドルの光が訪れた人々を優しく包み込んでいましたとのコメントが市報に掲載されておりました。その日の入場者数と反響はいかがなものでしたかお聞かせください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 花あかり月うたげのイベントについては、商工会青年部の皆さんから実施をしていただいて、ことしは6月13日の土曜日に開催をしていただきました。13日1日での入場者数3万8,501人ということになっているところがあります。

先ほど御指摘のありましたこの日のメインイベントは花火ということですが、この時期にしては少し早い花火でありますし、その前に会場内をキャンドルがともすということがあります。このキャンドル、ペットボトルランタンというのは、市内の幼稚園、保育所、学童保育所の皆さんから協力をしていただいてキャンドルをともしていただく、そういう幻想的な中で音楽に合わせて打ち上げられる花火ということで、大変多くの皆さんから好評を得て、また楽しみにしていただいているというふうに思っているところではございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

こちら花あかり月うたげのほうは6月13日土

曜日1日で3万8,000人の方が来られたということで、本当に素晴らしいイベントでなかったかなと思うわけですが、ことしは非常に天候に恵まれて、花火見物の客も大変多かったのではと思いますが、確かに見に来られた方は県内でも花火としては早いイベントでありますので、大変喜んでいただけたと思うんですが、毎年もう少し長い時間上げられないのか、要するに花火の数を増発できないかとの要望を市民の方より頂戴します。市長におかれましては、またかと言われるかもしれませんが、日本人の大好きな花火の増発の方向で検討できないかお尋ねいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 大変好評を得ている花火であります。先ほども申しましたけれども、一般的な花火大会とは若干違った少し演出をした独特の花火になっていて、時期も早いということで大変評判でございますので、市民の皆さんからも、そういった意味で何とか増発をという御要望もあるわけであります。今後我々としてはできればチェリークア・パーク一体ですしているこのイベントの中でありますから、そういった各協力企業の皆さんから、あるいは民間の事業者の皆さんから御理解と御協力をいただいてそういう市民の皆さんの御要望に応じていけるよう検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

今市長のほうから企業なども巻き込んでやれないものか検討していくという話でしたので、そうですね、そんな方向でひとつ考えてもらえれば増発も可能なのではないかと思いますので、よろしく願い申しあげたいと思います。

県内でもこの時期の花火は非常に珍しいということと、天候に恵まれて大変盛況だったとお聞きしましたので、質問したわけですが、もちろんお金も伴うことでもありますので、来

年度に向けてぜひ先ほどのように検討願いたいと思います。

次に、この質問の最後になりますけれども、ゆめタネの会場でアンケート調査等を実施したと思われましても、調査内容はどんなものだったのか、それを踏まえての反省点などありましたら教えてください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** アンケート調査を実施をいたしました、アンケートですから、御回答をいただいたということになります、315件の御回答をいただいているんですけれども、その中から特徴的なことを申し上げますと、御家族で来場している方というのは、答えた方の6割が家族で来ていただいているということであり、また、自家用車で来られた方は約7割というような状況、結果となっております。

調査内容、主なものを申し上げますと、例えば何をきっかけにこのイベントを知ったのか、何を目的に来場されたのか、あるいはガイドブックの特典サービスを利用するか、それから、さくらんぼ狩りをする予定があるのかなどといったことについて調査をしているところであります。

そして、このゆめタネ@さがえ全体的な印象についてはどうかということ聞いておりますが、これちょっと手前みそになりますが、とてもよい、よいが合わせて95%を占めているというふうになっているところでございます。

そういった中で、何を目的に来場されたのかということについては、1つには花壇ということが回答としてあります。また、先ほども申しあげましたけれども、常設の大型遊具を含めたアトラクションなどを目的に来場されたという方が合わせて約8割というふうになっているところでございます。

それから、反省点というような御質問でありましたけれども、この来場者の地域別の調査も

させていただいているわけでありましてけれども、事前のPRとして我々のほうで県内では庄内のほう、それから福島、新潟あたりにも事前PRを行ってきたわけでありましてけれども、来場者の傾向を見ますと、庄内地方からの来場者は少し伸びているという結果になっておりますが、県外からの来場者というのはまだまだ少ない状況なのではないかというふうに考えておりますので、より一層効果的なPRをする必要があるのではないかと考えております。こうした貴重な御意見、今後の取り組みに生かしていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

やはりこういったイベントということになりますと、お客様が入って何ぼの世界と思えますので、今後ともできるだけお客様の要望を取り入れて来年以降の開催に当たっていただきたいと思えます。ありがとうございます。

次に、通告番号3番、防災無線について質問をさせていただきます。

御承知のように、昨年度2億7,000万円をかけて12月から運用開始になっております。運用開始後は大きな災害もなく、私たちが耳にするのは毎夕6時に流されるテスト放送といいですか、音楽と各月の1日、15日に流れる消防のサイレンくらいしか私には記憶がないんですが、全市的に防災無線を使って放送した経緯などありましたらお聞かせ願います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これまで全市的にした緊急臨時放送としては、2月19日、20日に大雪によって車庫の倒壊などが連続して起こったときがありましたが、そのためにこういう雪の重みによる建物倒壊防止を呼びかける放送をさせていただきました。

それから、3月31日に寒河江警察署のほうから依頼がありました行方不明者の情報提供につ

いて呼びかける放送を行っております。

また、5月13日早朝に発生をした地震の際、全国瞬時警報システムが自動で作動したことによって一斉放送が流れたと。これまでのところ全地域への緊急臨時一斉放送としては、この3回、3件ということになっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 防災無線を使って放送した経緯というのは3件あって、雪に関するの情報と警察関係、行方不明者の捜索、あとは地震についてということで3件あったということでございます。はい、ありがとうございます。

次に、現在火災が発生すると防災無線でサイレンが流れるようになっておりますが、昔ですと市内は2回、市外は3回とサイレンの数でおおよそその地域を断定しておりましたが、現在はサイレンが3回と統一され、どこが火災なのか市民には判断がつかない状況にあります。例えば何々地区が火災ですくらいの放送は防災無線でできないのかお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 火災が発生したときには消防本部から火災信号を受けて自動的にハートフルセンターと駅前駐車場の2カ所のスピーカーからサイレン吹鳴によってお知らせをしているところでございます。また、火災発生地区では地元の消防団がサイレン吹鳴を行って火災発生をお知らせするという事になっているわけであり

ます。火災発生場所を防災行政無線によって音声放送で知らせることができないかというようなことでございますけれども、現在の防災行政無線のシステムには消防本部の信号を利用して自動的に火災発生場所を音声で放送する機能は残念ながらないところでありますので、市役所の指令局より手動で火災発生の放送を行うことということになるわけでありましてけれども、その場合24時間対応ということになるといろいろさま

ざまな課題があるというふうに思っているところでもあります。地域座談会などでもそうした声がありましたので、そのほかにどのような放送の方法があるのか、現在業者の方に照会などをしながら研究をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 今の答弁でわかりましたけれども、やはりラインが消防と防災無線は違うということと、職員が24時間体制でないわけでありまして、その辺で放送した、放送できなかった不公平が生じるのではということの答弁でしたけれども、そういうことがあるんですね。

私が考えるに、火災というものは消防署で放送するのがごく自然なやり方と思うんですけれども、この辺に関してはいかがかと伺いたいですけれども、ちょっと時間の関係もありますので、ちょっと別な質問にまいります。

先ほど消防と防災無線はラインが違うよと。我々市民から言わせてもらいますと、防災イコール消防、消防イコール防災でないかと、そんな構図しか浮かび上がらないんですけれども、その辺はどうなっているのでしょうかお聞かせください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり、火災の情報を市民の皆さんに瞬時に的確に伝えていくということは大変大事なことであります。現在の消防本部、そして市の防災行政無線のシステムでは連動がならないというような現状でありますので、我々としてはどういった方法でそういったことができるのかどうか、研究していただいているところであります。消防本部とも十分連携をしながらぜひそういうニーズに、要望にお応えできるようにさらに検討を進めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 大変時間の配分が下手で申しわけございません。はしょってさせていただきます

す。

今ありましたように、市民感情から言わせていただくと、防災無線と消防が合致していないと寒河江市の安全・安心というものは守られないのではないかといった心配が起こってくるわけでございますので、その辺はよろしく消防とも検討をお願いしたいと思います。

次に、私の地域公民館でありますけれども、夏祭りを開催していただいて、そこでの質問がありました。公民館でのこういう夏祭りのようなイベントをする際、防災無線を使っての振り込み等に使えないのかお聞かせください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 地域での放送については、それぞれ各地のスピーカーを使って、例えば公民館行事等、あるいはイベントなどの連絡には利用できるというふうになっているところがございます。そういった意味で、それぞれの地域で御検討いただいて利用方法をうまく活用していただければなというふうに思っているところです。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** できるということの回答であったように思います。できるというのは、私もマニュアルみたいなものを見させていただいたら、できることはできるんですね。ただ、今まで使ったときがないから、非常に不安だということの町会長さんのお話でありましたので、その辺の周知はあわせてお願いしたいと思います。ありがとうございました。

やはり2億7,000万円もかけて運営している防災無線でありますので、市民にとって使い勝手のよいものであっていただきたいと思うことから質問させていただきました。ただ、何にでも使ったのでは緊急性の意味からも肝心かなめなことがおろそかになってはいけませんので、その辺の線引きは注意しながら市民のために大いに活用していただきたいと思います。

次に、通告番号4番、寒河江市野球場につい

てお尋ねをしたいと思います。

御承知のように、市報の8月5日号に掲載になっておりましたが、このたび4つのスポーツ少年団野球チームが全国大会への切符を手に入れたとのことで、スポ少関係者が大変喜んでいられるとお話をお聞きしまして、私自身も市民として喜んでいる次第であります。

1つが寒河江中部小BCツインズ、2つ目が寒小スラッガーズ、これが和歌山での全国大会、そして3つ目が寒小スラッガーズ、にしねドジャーズ合同でTボールのチームだそうですけれども、こちらも全国大会、あと4つ目が寒河江ボーイズのほう少年野球選手権大会ということで全国大会へ出場しているようであります。4つが全国大会なんていうことは過去になかったのではないのでしょうか。すばらしい成果だと思っております。

これこの文考えたのは7月でありまして、ぜひ優勝を勝ち取っていただきたいなんて書いておりますけれども、何か聞くところによりますと優勝には至らなかったというふうに聞いておりますので、結果はおのおの何かで見ていただきたいと思います。

寒河江市は、今紹介したように大変野球熱の高い市であります。そんな中でいつも尋ねられるのが市営球場をもう少し整備できないのか、少なくとも東北大会くらい開催できないかとの要望であります。そこで質問に入らせていただきますけれども、大会を実施するに当たり、球場の広さとか、観覧席が必要とか、駐車場が何台確保しなければならないとかの要件があれば教えてください。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 東北大会規模の野球大会を開催するのに球場の広さとか、観覧席の有無、あるいは駐車台数などの要件がないかということでございますけれども、お答えしたいと思います。

その前に御質問にありましたように、このたび市内の小学生、中学生の4チームが全国大会に出場したというような快挙、大変喜ばしいことでありまして、本市にとっても大変名誉なことだなどというふうにして今後の活躍を期待しているところでございます。

さて、東北大会規模の大会を開催するためにその施設の要件ということでございますが、県中学校体育連盟及び県高等学校野球連盟によりますと、いずれも球場の広さや観覧席、あるいは駐車場、台数などの要件はないとのことでございます。

ただし、高等学校の東北大会や県大会においては入場料収入で運営するということから、それに対応する施設や設備が必要となるということでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** はい、ありがとうございます。

大会を実施するのに要件はないということでありました。ありがとうございます。

次に、本市でも寒河江公園整備事業、市民憩いの花咲山として整備するとのこと野球場のレフト側のアクセス道路整備工事を本年度実施の方向で進んでいると思われるんですが、この道路の整備はどこまでなのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市としては観光バスなどの大型車の乗り入れ可能な道路と駐車場の整備ということが一番急がれますので、最優先として実施をしております。平成26年度から事業に着手をして平成28年度の工事完成を目指しているところでございます。また、駐車場については、現在普通車41台の駐車台数を確保していますが、これを整備をして、整備後は普通車66台新たに大型車4台を確保する、そういう計画にしているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

ちょっともう少し質問事項あったんですけども、時間が押してきました大変申しわけございません。

最後になりますけれども、やはり今の球場を見ますと、要件、大会する要件は満たしているんでしょうけれども、実際に運営するとなると、四方八方から入場者が入れるようになっているわけでありまして、それではちょっとお金を集めないと運営できないと思います。そうしたときに、何かね、今の県営球場みたいに入場料を一括していただくような球場にできないのか。

そして、いいです、これはもう要望事項にしておきます。そういう若干観覧席もあるような、そんな県営球場、霞城公園などもあります。天童はもうありますよね。寒河江もぜひ子供たちの非常に野球熱が高いところありますので、こんな時期に、何か財政面のときに箱物的なものを要望するのも心苦しいんではありますけれども、子供たちの未来、夢に向けてこういうものも必要ではないかと、今後長岡山公園整備にあわせて検討されることをお願い申しあげ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

### 沖津一博議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号5番、6番について、10番沖津一博議員。

○**沖津一博議員** おはようございます。

本日は南新町健友会の皆様に傍聴に来ていただいております。御苦労さまでございます。

厳しかった暑い夏も過ぎ、さわやかな風の吹く季節となりました。ことしは夏の大雨や洪水、あるいは台風などの被害もなく、実りの秋を迎えられましたことを大変喜んでいただいております。

寒河江市は、これから間もなく始まります市

民の祭り、神輿の祭典寒河江まつりが終わるとおいしいお米つや姫やはえぬきなどの収穫を初め、ラ・フランス、リンゴ、ブドウ、もって菊、小姫芋など、おいしい食べ物がたくさんあります。市民の皆さんはもちろん、多くの観光客の皆様にご食べていただきたいというふうに思っておるところであります。

さて、現在の日本は東京一極集中、格差社会が広がり、地方では人口減少の波がとまりません。東京では年間に1億円の報酬をいただいている会社の役員が倍増しているとのことであります。私は人口減少少しでも歯どめになればと思ひ質問をさせていただきます。

通告番号5番、人口減少と住環境について伺います。

人口減少問題を少しでも解消するためには、利便性がよく人気のある地区、すぐに売れる場所、住宅団地をつくるのが一番だと思っております。ここで私は島北に新しい団地を造成してはどうかと思ひます。

島地区を見ると、昭和40年代小規模な団地化が進み、農地も減り、さらには県立園芸試験場や現在のグリバーさがえの畑地は最上川の洪水により流され、現在専業農家はほとんどいない状況にあります。

また、地権者の多くは住宅団地化を望んでおり、さらには、南寒河江駅や高速インター、スマートインターも近く、市民浴場や温泉、ふるさと総合公園などチェリーナさがえも近くにあります。ここに団地をつくり、近い将来建てかえを余儀なくされております老朽化したみなみ保育所の移転をするのも大変いい場所ではないかなというふうに思っております。

そして、保育所の跡地には寒河江市が開発を許可してきた昭和40年代につくられてきた通り抜けのできない道路の団地、現在は除雪の雪捨て場もなく苦勞しております。こういった方々に通り抜けのできる道路や雪捨て場を提供する

など、総合的に住環境整備を進めていくことが大事なのではないかなというふうに思っております。

昭和40年代寒河江市は、20アール、30アール、いわゆる2反歩、3反歩単位で開発をしてきたため、町並みが決して美しいとは言えません。最近ようやくここにきてみずき団地やほなみ団地などの造成が見られ、美しいまちができつつあります。

天童市や山形市では昭和40年代から区画整理をした住宅団地の開発をしてまいりました。寒河江市はこの点で大きくおくれをとってきたものと思ひます。これが現在でも人口の増減に影響しているような気がしております。最近でも山形市は嶋団地、天童市は芳賀団地など、大きな団地造成に力を入れております。

佐藤市長にはみずき団地、ほなみ団地に続く日本一のさくらんぼの里にふさわしい中型の美しい団地を島北にぜひつくっていただきたいと思っております。また、泉蓮寺から若葉町まで新しい道路ができれば町並みも変わるでしょうし、このことを申しあげ1問ずつ伺ひしますので、御答弁よろしくお願ひしたいと思ひます。

寒河江市の人口は、2005年をピークに減少傾向にあり、市では子育て世代転入者定住支援などさまざまな支援を充実させる考えのようであります。大変よいことだなというふうに思っております。さらに、団地造成で少しでも人口減少をおくらせる施策が必要と思ひます。市長は住宅団地の必要性についてどのように考えておられるのか、まず伺ひたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 沖津議員からは寒河江市の将来を思い、また南部市域の将来を思って御質問をいただくわけでありますので、順次お答えをさせていただきますというふうに思ひますが、住宅団地の必要性という御質問でありますけれども、御指摘のとおり、やはり人口減少対策とい



うのは寒河江市にとりましても喫緊の課題だというふうに思っております。さまざまな対策を講じているわけでありまして。この件については市政の概況などでも申しあげたところでございます。

現在、さがえ未来創成戦略、そして来年度の振興計画の策定に向けて鋭意この課題について検討をしているところでございます。住宅団地の造成という必要性について御質問がございましたが、近いところでは天童なんかはずっとそういうつち音が消えないまちづくりというものを作っとしてきたんですね。

ですから、今6万何千人かの人口であります。そういう時期はどんどん、どんどん人口がふえてきたという経過を私も存じあげているので、この住宅政策というのは、そういう意味で人口対策というんですかね、定住対策には欠くことのできない重要な政策だというふうに思っているところでございます。

今都市計画マスタープランを策定中でありますから、その中で全体的に住宅地として土地利用をどこに配置をしていくかということを決めていこうということにしたいというふうに考えているところでございます。

今市民アンケート調査、あるいは地域のワークショップなどをさせていただいているわけでありまして、参加者の皆さんからはそういった道路とか、あるいは住宅も含めて土地利用などについてさまざまな御意見を頂戴しております。沖津議員から島北地域どうかというお話もありますし、地域の方からもそういう御意見もありますし、そのほかの地域からも複数の地区について新たな住宅団地の造成についての御要望、御意見があるわけでありまして。ぜひこうした市民の皆さんの御意見を十分踏まえながら、人口減少対策という意味からもどの程度の規模の団地を造成していくのか、さらには、どのようなところに適切に配置をしていくかな

どについて鋭意検討をしていくところでございます。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** これからいろいろと御意見を聞いてワークショップをしたり、各地区で検討していくということでありますが、寒河江市でも25年ぐらい前から区画整理をした団地が次々と開発されてきました。美原町であったり、高田とか、東新山、みずき団地、ほなみ団地はもちろんであります。これが寒河江市の市街地といえますか、寒河江地区に固まってきたんですね。南部地区にはこの間寒河江市として開発したような団地というのはほとんどないと同じなんです。

南部地区は、寒河江に次ぐ人口の多さでありまして、昔、南部地区は寒河江の表玄関などと言われて栄えて、産業通りには多くの自動車ディーラー、あるいはスーパーやガソリンスタンドがたくさんあってにぎやかな地域でありました。それがバイパスの完成や市街地の住宅団地などで自動車ディーラーは横道やバイパスなどに移転して、スーパーやスタンドは1軒もなくなるような状況であります。

こういった寒河江市内中心にお金を使ってきたんですね、寒河江市は。ぜひ南部地区を今後発展させることで寒河江市の発展につなげていかなければならないというふうに思っておりますけれども、市長は最近の南部地区を見てどのような感想をお持ちなのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 私はこれまでも南部地域というのは、先ほどお話しありましたけれども、寒河江市の玄関口でありますし、そこに入ると寒河江の市民の皆さんの気持ちが伝わってくるような地域であったというふうにも思いますし、これからもそういう地域としてやっぱり発展をしていっていただきたい、いかなきゃならないというふうに思います。南部の発展なくして寒河江

の発展はないというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 大変ありがとうございます。

市長には南部の発展なくして寒河江の発展はないということで、私と同感でありますので、今後よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

次に、これから住宅団地を開発するにはいろんな組合の組織でありますとか、開発公社でありますとか、労住協さんとか、いろいろなやり方があるなというふうに思いますが、市長はどのようなやり方が今の時代に合うといいですか、どのような考えをお持ちか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 住宅団地の開発手法ということについては、議員御案内かと思いますが、区画整理事業などが1つあるわけでありまして。それも市の施行、さらには組合施行、あるいは個人で施行するなどという場合もありますし、そのほかのやり方としては土地開発公社による開発、あるいは民間開発などといういろいろ手法があるわけでありまして。市内の住宅団地開発においても先ほど申し上げたいろんな手法が実際としてやられてきている、そういうふうに思います。それぞれのやり方、手法についていろいろ特徴もあって、一概にこの手法が今の状況でベターだということをはなかなか言えないのではないかとこのように思います。市の政策、あるいは地元の要望、それから民間事業者の開発の意欲、方針などによって適地が選ばれ、手法も選択されていくということになるわけでありまして、そういった手法については、さらに我々として地域を選定していく中であわせて検討していくということになるかというふうに思います。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** そうですね、市でやるとか、組合施行とか個人の施行とか、いろいろありますけれども、やはり市の協力というものは欠かせ

ないというふうに思いますので、ぜひ市長にはさまざまな意味で御協力をいただかなければならないというふうに思っております。

私は、島北に団地を計画していただいて、そしてみなみ保育所の移転、子育て支援の観点からも老朽化していずれ建てかえをしなければならぬわけでありましてから、ぜひこういった新しいところに保育所の移転なども計画していただければというふうに思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** みなみ保育所については、御案内のとおり昭和47年4月に開設をして、南部地域の子供たちの拠点として地域に根差した保育を実施してきたところでございます。その後、平成19年度からは指定管理者として学校法人陵乗学園をお願いをして、現在に至っているということでありまして。

現在のみなみ保育所については、建物については平成24年度に耐震補強工事を行ったわけでありましてけれども、築後43年が経過しているということでありまして。今後当然建物については建てかえをしていかなければならないというふうに考えておりますので、その際には地域の皆さんや保護者の皆さんなどの御意見もお聞きをしながら、みなみ保育所のみならず寒河江市全体の保育所の再編の計画なども念頭に置きながら検討していくということになるかというふうに思います。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** ありがとうございます。

私も保育所の入所式や卒所式などに伺いますと、随分遊ぶところなどはそじているなというふうに感じておりますので、ぜひ近い将来みなみ保育所の建てかえなどもしていただきたいなというふうに思っております。

また、冒頭にも申しあげましたが、南部地区は昭和40年代に造成されました通り抜けのでき

ない道路というのは、ちょうどみなみ保育所にもどんと1本ぶつかっているんですね。そして、あそこの地域は雪捨て場もなく大変苦労しております。みなみ保育所いつごろ建てかえるのかそれはわかりませんが、もしそういった場合には、そのみなみ保育所の敷地に通り抜けのできなかつた道路を1本通して、そして曙町の皆様の雪捨て場、あるいは公園などを整備していくということも大変重要なのではないかなというふうに思います。

私は役所がやっぱり昭和40年代、小さな団地をして、南部地区は通り抜けのできない道路、不便な道路ですね。道路も今だと団地といえは6メートル道路ですけれども、昔4メートルぐらいですかね、非常に狭い道路が目立ちます。これをやっぱり直すことは今さら言っても不可能なんですけれども、そういった機会があればぜひ直していただきたいなというふうに思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 仮にみなみ保育所を現在の場所と違う場所に、別な場所に建てかえるということになれば、その移転後の現在の土地の利用については、議員おっしゃるような行きどまりの道路の解消でありますとか、それから雪捨て場などの利用ということを含めて公共性、あるいは地元地域の皆さんの利便性などに十分配慮して、地域の皆さんが理解をしていただけるような有効な利用方法などを総合的に検討していくということになろうというふうに思います。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 大変市長には前向きな答弁をいただきましたことありがとうございます。今さら昔の道路を全部直すなんていうことは当然無理なわけでありますので、ぜひそういう機会があれば、少しでも住みやすいように直していただきたいなというふうに考えているところであります。

それから、以前から建設管理課にも言っておりましたが、サンヨー缶詰さんの跡地でありますけれども、あそこの市道を見ますと、みずき団地のほうから急に道路が狭くなるんですね、昔からの建物がありましたので。現在更地になっているわけであります。こういった機会に業者に道幅をとってから開発してもらおうような、市としての指導といいますか、そういうものはできないのかどうなのか、こういった機会を逃せば永久にあの道路は狭いままでいくということになるわけでありますので、市長の考えあればお聞かせをいただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問は、市道石田1号線ということですが、先ほど来お話しありましたけれども、担当課のほうでもお聞きをしたところでありますが、昨年9月22日に地元の栄町の2町会からも道路拡幅の要望が出されています。

その要望内容としては、みずき団地などでもきたため近年交通量が大変ふえてきているので危険である。それから、西側で接続する県道皿沼河北線との交差点付近の道路付近が狭く勾配があるためすれ違いが難しいので、隅切り等を設置をして円滑な交通確保が必要である。そして3つ目がサンヨー缶詰跡地域内に側溝がないので、道路両側の側溝を確保してほしいと、こういう要望が出されてきております。

この跡地については、市に対して現在開発予定者から事業を実施したいという御相談があります。その相談がありましたので、その際地元関係者などからの先ほど申しあげた要望などもあって、市道を7.55メートルに拡幅したい旨を事業者へ伝え、ことしの7月下旬から開発行為の具体的な協議を始めているところでありますので、今後開発行為とあわせた形で市道拡幅の事業に入れるものと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

沖津議員。

○**沖津一博議員** ただいまの答弁をいただきまして、栄町の皆様やあそこを通る方々が本当に安心しているのではないかなというふうに思いますので、ぜひそのように進めていただければと思います。

次に、人口減少の歯どめをかけるには雇用も最も大切でありまして、工業団地の会社で働く方も大変頑張っております。寒河江市の中央工業団地第4次拡張も一日も早く企業誘致されることを期待しております。

ここで工業団地の方々といろいろお話をさせていただきますと、モータープール、トラックの待機場所をつくっていただきたいという方が多くいらっしゃいます。工業団地に搬入や搬出される大型のトラックは、夜中に走るために早朝に着くのが多いということでもあります。夜中の2時や3時に着き路上に駐車して仮眠をするそうであります。疲れてきた運転手の方々が安心して安全に過ごせるモータープールをつくることにより、工業団地も元気になり企業誘致も進めばというふうに思っているところであります。市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国土交通省の統計によりますと、26年分ではトラックによる輸送のシェアというのが貨物輸送量の全体の91.1%ということになります。貨物のほとんどはトラックによる輸送だというふうに全体なっているわけでありまして、寒河江中央工業団地においても多くのトラックが行き来をして、夜間、早朝などに跨線橋下の道路脇に駐車をして時間調整しているトラ

ックも見受けられるということでもあります。

1日に何台ぐらい路上で駐車をしているかというのは正確な数字はお聞きをしておりませんが、先般、中央工業団地振興会の役員の皆様と懇談会をさせていただきましたが、そういった懇談会の中でも夜間や早朝に到着した場合は配送先会社の敷地内で待機をしている場合もある、あるいは路上駐車をしている場合もあるなどということもお聞きをしておりますし、そのほか、スマートインターチェンジの駐車場でありますとか、チェリーランドの駐車場などで待機をしている、時間調整をしているというトラックもあるというふうに伺っているところであります。

トラックの待機場所、モータープールについては、ドライバーの安全面、それから路上駐車解消なども含めて必要なものだというふうに我々も思っているところであります。

市内には先ほど申しあげましたけれども、具体的に申しあげますと、ドライバーの休憩場所として道の駅というのがあるわけであります。そういった中で大型トラック等の駐車スペース、あるいはまた自動販売機とか、トイレなども整備をされており、工業団地にも近いということで、待機場所としても適した場所なのではないかというふうにも思っているところであります。チェリーランドだけではなくて、県内、県外の多くの道の駅でもそうした大型トラックなどが駐車スペースのある道の駅というのは有効利用されているというふうに聞いているところでございます。

現在県内の工業団地において専用の待機場所を設置しているというところはございませんが、酒田市の国道7号線に公益財団法人貨物自動車運送事業振興センターが運営管理するトラックステーションが設置をされている。また、山形流通団地では山形県トラック協会の駐車場や流通団地会館の駐車場が利用されているということでもあります。

我々としては、今後さらに中央工業団地振興会の皆さんやトラック貨物運送事業管理指導している山形県トラック協会などからもさらにお話をお聞きをしながら、その設置について検討を進めていければというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** ありがとうございます。

やはりこれからいろいろと調べていただいて、必要性があれば、山形県内にはまだないということでもありますけれども、寒河江市が山形県の一番を切ってつくっていただければ工業団地の発展にもつながるといふふうに思いますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、通告番号6番、生活困窮者自立支援法について伺います。

この法律は、地方にとって大変大きなチャレンジで、貧困や格差問題について大きな課題であると受けとめ、きちっと働ける条件をつくっていくことで打開しようとする法律であります。4月に施行され、生活困窮者へのセーフティネットを地域で新たに構築することを目的として必須事業、自立相談支援事業、任意事業では学習支援や家計相談、就労準備支援など事業は地方の自治体の判断で実施するもので、補助率は3分の2と2分の1となっております。

各自治体の熱意や体制整備によって大きな差が生まれております。ここで寒河江市ではどのような取り組みをなされているのか伺いたいと思います。

まず、この事業の担当部署についてどこの課になるのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** お尋ねの生活困窮者自立支援制度については、平成25年に制定された生活困窮者自立支援法に基づきまして、日本の社会経済の構造的な変化に対応して、これまでの制度の

狭間に置かれてきた生活保護に至る手前の生活困窮者に対する早期の支援を強化しようというもので、おっしゃるとおりいわば第2のセーフティネットというふうになるものでございます。

全国の各市町村でことしの4月からこの制度が本格的に運用したところでございまして、寒河江市におきましても必須事業であります自立相談支援事業と住宅確保給付金支給の2つの事業を実施しているところであります。

寒河江市におきますこの制度の担当部署ということですが、健康福祉課が部署、生活福祉係ということになりますが、この係の中に寒河江市生活自立支援センターというものを設置をさせていただいて、そこに専任の自立相談支援員を配置をして、新制度である生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を一体的に運用をして、相談者に対しては可能な限りワンストップで対応しているというところでございます。市直営の生活自立支援センターというのは、県内17カ所の福祉事務所では寒河江市が唯一だということになっているようでございます。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 寒河江市が唯一頑張っているということで大変安心しましたけれども、けさの新聞を見ますと、生活保護世帯が過去最多を更新したということがきょうの朝載っております。それを見ますと、5月に調査したところが過去最高であったんですけども、6月に調査したら3,823世帯ということで1カ月で3,800世帯もふえているということで、非常に格差社会が進んでいるなというふうに考えているところであります。

この部署につきましては、いろいろ生活困窮者と一口に言っても、多様化しているのではないかと思いますし、原因もさまざまあるのではないかというふうに思います。寒河江市にも子育て推進課や高齢者支援などさまざまな課がありますけれども、こういった課が健康福祉課に

任せるのではなくて、横のつながりといいますか、連携をした取り組みなどをしていただければというふうに思いますけれども、その辺の考え方について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 対象者の把握、あるいは早期発見のための仕組みづくりというのは大変大事なところだというふうに思います。そういった意味で何とかこの情報を共有化していくということが必要だというふうに思いますし、寒河江市役所の中でもこの自立支援の情報共有のために8つの関係課で構成をしている寒河江市生活困窮者自立支援庁内連絡会というものを組織をさせていただいております。

御指摘の健康福祉課はもちろんでありますけれども、子育て推進課、高齢者支援課も含めてそういう連携をしながら、それぞれ保有する関連情報の共有によってそういった生活困窮者の早期発見、そして効果的な支援に今努めているところでございます。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** ありがとうございます。

対象者の把握のために、先ほども市長にもありましたけれども、早期発見のための関係機関など、ハローワークや福祉事務所などで構成する連絡会や協議会などは寒河江市はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申しあげましたが、連絡会、あるいは協議会ということについては御指摘のありましたハローワーク、それから市の社会福祉協議会と市内の先ほど申しあげましたが、庁内の連絡会、あわせて寒河江市生活支援自立支援センター支援調整会議というものを設置をさせていただいております。原則として月1回の開催ということにしているところであります。相談者の自立に向けて支援プランを作成した場合、その妥当性を検証したり、プラン

達成のための関係部署の役割分担、それから連携を確認をしたりということで、関係者が一丸となって相談者の自立を支援していこうということで取り組んでいるところであります。これまで既に3回の会合を開催をさせていただいているところでございます。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 寒河江市では大変一生懸命頑張っているということでありまして、大変私も安心しましたが、この制度は、各自治体の熱意や体制によって大きく変わるということでもありますので、私は寒河江市はどのようになっているのかなというふうに聞いたところであります。

次に、この事業の今年度の事業計画と予算について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 生活困窮者自立制度関係の今年度の事業計画といたしましては、先ほど若干申しあげましたが、専任の自立相談支援員による相談の対応、それから住宅確保給付金の支給と自立支援計画の策定、そして自立支援センター支援調整会議の開催、さらには、生活困窮者自立支援庁内連絡会議の開催などを随時予定しているところでございます。

予算もでしたかね。予算につきましては、当初予算におきまして自立相談支援事業と住宅確保給付金に合わせて457万5,000円を計上したところでございます。自立相談支援事業については、自立相談支援員の報酬171万6,000円が主なものでございます。住宅確保給付金支給につきましては、扶助費177万6,000円が主なものになっているところでございます。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** ありがとうございます。

格差社会がますます広がっている中、多くの方々が幸せに暮らせるように今後も頑張りたいと思いますが、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

## 佐藤耕治議員の質問

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今後の取り組みについては、ことしからスタートした事業でありますから、まだまだ市民への周知というのが必要かというふうに思いますので、この制度の市民の皆さんへのさらなる周知、普及というものに努めていかなきゃならないというふうに思っております。市報、市のホームページはもとよりあらゆる機会などを通じて制度のさらなるPRに努めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、先ほども申しあげましたが、情報の共有、あるいは組織の連携というのが早期発見、効果的な支援につながってまいりますので、さらに市役所内外の関係機関、部署との連携強化というものを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

加えまして、任意事業であります就労準備支援事業、一時生活支援事業、そして家計相談支援事業について、現在まだ寒河江市では取り組んでおりませんが、今後の相談者のニーズの動向を見ながら、生活支援、自立支援センター支援調整会議の中でも協議をして十分検討を進めて対応を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** どうもありがとうございます。

最後になりますが、私がこの部署や予算を聞いたのは、生活困窮者と一口に言いましても、一人一人の原因が異なり、個人の状況に応じた支援が必要であるなというふうに考えたところでもあります。対象者の把握も難しく、生活困窮者を総合的に取り組みのできる体制が必要と思います。寒河江市民4万2,000人が幸せに暮らせるよう、より一層の努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○**國井輝明議長** 通告番号7番について、3番佐藤耕治議員。

○**佐藤耕治議員** 私は4月、選挙におきまして初めて市議会議員にさせていただきました。市民の皆様には感謝を申し上げます。また、市長並びに先輩議員各位の御指導をよろしくお願い申し上げます。

さて、一般質問をさせていただきますが、市長の率直な御意見や御答弁をよろしく願いいたします。

通告しております7番、農業の振興についてお伺いいたします。

(1) 食と花の重要性についてお伺いします。

市民が子供からお年寄りまで健康で豊かな生活を送られるようにするためには、食生活が大事であることは申しあげるまでもありません。したがって、農業は人間の生命を育てる産業と言えます。体の健康となる動植物の食べ物をバランスよくいただき、心の栄養と言われる花を愛して感謝の心を持って生活したいものです。

寒河江市は、日本一の米、さくらんぼを初め多くの果物と野菜や花、畜産など県内でトップクラスの一級品の農産物が生産されております。寒河江市は、恵まれた自然環境の存在があり、霊峰月山の万年雪から流れる寒河江川、台風の大被害も少なく、災害発生は聞いたことがありません。気候は温暖で、よく動植物が育ち、これは何物にもまさる大自然のありがたい恵みであります。

この地を生活の永住地として定められた先人に対して深く感謝するほかありません。そして、農家の身近な地元の研究機関の県立園芸試験場を市内に誘致された先人に対し感謝の心を忘れてはならないと思うのです。また、農業の優秀な先輩の指導者が市内各地にあって地域農業をリードしていただき、先進的な活動を推し進め

ていただいたのであります。

さて、農産物は鮮度が命であるとよく言われております。農産物には人間が生きていく大切な栄養素が含まれていますが、特にビタミンや生命力という大事な栄養素は鮮度によって大きく違ってくると言われます。野菜などの朝どりがおいしいと言われ、果物でも収穫から時間や日数によって歯ざわりが違いうように栄養価も違うのです。このことが農業が生命産業と言われるところであります。

また、人間は感情の動物と言われております。そして、人間には心があり、喜びや心の痛みを背負って生活しています。したがって、心の痛みには癒しが必要です。気持ちを落ち着かせ安定した生活を送るには野に咲く花々が人間の心を潤し、豊かな心を取り戻してくるので大切にされてきました。公園の樹木は四季折々の花が咲き、本市が発祥の地として有名であります国道112号線のフラワーロードの花々は咲き誇り、ことしは特別に見事であります。通行するドライバーの心を和ませて、寒河江のイメージを大きく高めており、誇らしくさえ感じています。

まちづくりのスタートは農業の振興から、元気な人間を育てるために、食は体の栄養、花は心の栄養と考えて市民の健康寿命を延ばす方を推進したいと考えますが、市長の御意見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市内でも篤農家でありませす佐藤議員から農業振興ということで御質問をしていただきましたが、ただいまありましたように、食は体の栄養、花は心の栄養というお考え、私も共感をするところでございます。寒河江の農業を見ても、御指摘のように大変恵まれた自然環境の中で、先人の先見の明があるようなすばらしい知恵と工夫によって、米を中心としながらも果樹、野菜、花卉、畜産など複合的な農業を展開されてきたわけでありませす。

そして園芸試験場という、そういった施設なども大変有効に働いてきて、そうした努力の結果が今日の寒河江市の農業を形づくって、農家の皆さんの収入の安定と向上に大いに寄与してきたというふうに理解をしております。

農は国の基と、こう言われるわけでありませすけれども、まちづくりのスタートは農業振興からという議員の御意見もありますが、本市にとりましてこの農業が重要な基幹産業であるということは、これまでも、そしてこれからも変わらないだろうというふうに思っております。そして、寒河江市が将来に向かってさらに発展をしていくためには、今新しい振興計画を策定している段階でありますけれども、まずは農業、そして商工業、観光業、サービス業など多くの業種がバランスよく発展をしていくということがまちづくりには大変重要ではないかというふうに思っているところでございませす。

また、花によるまちづくりについても御意見を頂戴をいたしました。今御指摘のとおり、国道112号線沿いの赤いサルビアがドライバーの目を和ませているわけでありませすけれども、こうしたフラワーロード事業、あるいは花いっぱいまちづくり事業などの緑化推進、行政も取り組んでまいりましたが、これはやはり市民の皆さんの取り組みがあったればこそというふうに思っているところであります。これまでも全国花のまちづくりコンクール農林大臣賞、これ平成12年でありませすけれども、さらに平成13年には緑化推進功労者内閣総理大臣賞、同じく13年には花と緑の国際コンペ銀賞などということで、国内外からも大変な評価を得ているところであります。

こうした多くの功績、功績というか、実績を残しながら、これもひとえに多くの市民の皆さんとのパートナーシップのたまものでございませす。人間は御指摘のとおり、体と心が両方健康でなければならないというふうにも思ひませす。



特に今の時代は、心の健康の大切さというものが叫ばれているところであります。引き続き多くの市民の皆さんと寒河江市を訪れる皆さんから心の潤いと安らぎを感じてもらえるような、そうしたまちづくりを引き続き目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○国井輝明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ありがとうございます。

大変市長も共感していただきまして、これからますますまちづくりのために、私も頑張って市政のほうに取り組んでまいりたいと思います。

通告（２）寒河江市の農業の基本的な構想についてお伺いいたします。

戦後の農地改革によって農家の生産意欲が一気に高まり、生産技術が向上したことによって食料不足の不安が解消され、国民生活が安定してきました。昭和35年に食料管理法が廃止され、新たな農業基本法が制定されたのです。それは国民の食生活の向上による農産物の消費目標とした選択的な拡大という方策でありました。

そして、農業の規模拡大と農業の機能的近代化を進めるものでもありました。また、国民の生活改善と食べ物の西洋化という肉や卵、果物といった食生活改善によって国民の体育向上に合わせた農産物生産を求めたものでありました。

そして、農業経営の規模拡大を図って経営の合理化と農業の近代化を進めるために、農協を初め指導機関挙げて推進し、各地に農業法人ができたのです。

一方、米の生産過剰が予測する中で、水田を大型圃場に整備して効率的な稲作経営ができ、水田の圃場整備を白岩、高松、醍醐、三泉地区で実施されました。農産物品種の改良や肥料の研究、そして農薬の進歩など相まって、農家の増産技術によって米の生産が過剰となり、米価は下がり始めました。そこで政府は、米の需給バランスを図るために、米の生産調整の水田転

作を農家に割り当てたことは御案内のとおりであります。水田の大型圃場整備は、稲作の効率的な経営改善が図られ、転作の条件整備ができたので、補助金につられて集団転作を進めることになりました。

こうした農業情勢が変化する中で、若い農業後継者は農業の将来に希望を失い、他産業への転職が我先にと進み、農家の減少はこのときから始まりました。そこで、本市では他市に先駆けて、日本一さくらんぼの里産地づくりを果樹生産組合と行政が一体的となって推進し、さくらんぼを新しい成長産業に位置づけて目標としてきました。

そして、水田の畑地化と果樹農業への転換を図るためにさくらんぼの育苗圃場を設置して、老木園の改植、さくらんぼの若返りと産地化に向けて精力的に取り組んできました。また、さくらんぼの収穫と収穫期間を長期間に延ばして収益率を高めるためにさくらんぼの早出し、ハウス栽培が他産地に先駆けて実施しました。

名実ともに日本一、さくらんぼ産地を国内外にアピールする拠点として、市では道の駅チェリーランドさがえを新設して全国へのPR発信基地としたのです。その先進的な取り組みは、抜群の効果がありました。さくらんぼといえは寒河江と関東、関西に寒河江の名前が全国に発信されたのです。

しかし、農家の他産業への転職はとめることはできず、さくらんぼ生産農家は農業者の減少と高齢化によって労働者が減少し、厳しい現状に直面しております。本市の農業を展望するとき、先輩たちが他地区に先駆けて築かれた輝かしい歴史があります。この農業に恵まれた大自然環境は寒河江の宝物であります。この大自然の恩恵を最大限に生かして、これを将来に継承することは今生きている者の務めでなくて何でしょうか。

農業指導研究機関や指導者は整っております。

行政のかじ取りこそが課題解決の鍵を握っていると考えるのです。当面する課題は労働力の確保だと思っております。諸外国の農業労働力や雇用の現状を見ると、欧州やアメリカの農業は低開発国のアフリカや東南アジア、インド、メキシコなどの労働者によって果樹産業などの集約的農業が行われている現状を聞くと、日本の農業も広域的に外国人の雇用を含めた考えに立ってこの問題を考える必要に迫られていると考えるのですが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 佐藤議員からは戦後の本市農業の経過などについて御教授をいただきまして、また課題についても御提示をいただいたところでございます。行政のかじ取りこそが課題解決の鍵を握っていると、厳しい御指摘をいただきましてありがとうございます。

私のほうも本市の農業の最も重要な課題の1つは、やっぱり農業者の高齢化と担い手の減少ということだというふうに思います。これはひとり寒河江市のみならず、日本の農業全体の課題にもなっているわけでありまして、この状態を放置をしなければ耕作放棄地の増大、さらには農業者組織の弱体化につながっていくわけがあります。ひいては日本の農業の衰退の加速化というものが危惧されているわけでございます。これを何とかしなきゃいかんというふうに思っているわけでありまして、寒河江市の農業の基本的な構想についてどうかということで御質問がございましたが、私がそうした寒河江市の農業が抱えている課題をしっかりと受けとめていく、そしてさらに、寒河江市の農業を発展させていく道筋をつくっていかなくちゃならないというふうに思いますし、そういう意味で今後とも担い手農家の皆さんをさらに支援を強化しながら、新しい後継者、新規就農者の確保、育成ということを努力をしていかなくちゃならないという

ふうに思います。

さらに、長期的な戦略としては寒河江市の農業を牽引していくような力のある農業生産法人の設立などについて、関係機関とも連携をしながら検討していくということもやっぱり極めて大事なことになっていくのではないかとこのように思っているところでございます。

佐藤議員からは当面の労働力確保対策としての外国人労働力の導入についての御質問がありました。将来的にはそういうことになっていくのではないかとこのようにも思います。現に欧米を中心に外国人労働者の導入が行われているのは先ほど御指摘がございました。

また、現在日本においては外国人の研修制度、あるいは技能実習制度などに基づいて外国人の受け入れを行っているわけでありまして。寒河江市におきましても、農業ではございませんが、工業分野において佐藤繊維さん、それから東北グンゼさんなどにおいてもそういう実績があります。全国的に見ますと、農業分野に関しても茨城県、北海道、長野県などで受け入れを行っているというふうに聞いております。そういうことであります。日本の農業の将来を鑑みますと、これまでの農業規模を維持していく、あるいは拡大していく、守っていくためには外国人労働者の導入というのも選択の1つであるというふうにも思っているところでございます。

既に導入している事例などを拝見しますと、いろんな課題も見えてきているというのも状況があるかというふうに思います。例えば外国人研修生が多数居住する地域が外国人街になって生活、あるいは文化の習慣の違いからいろいろ問題が起きてきている事例や不法滞在者が増加して犯罪の増加につながっている事例などもあるというふうにも聞いておりますし、研修生などの受け入れについては、賃金、労働時間、社会保障等の労働条件の遵守が求められますので、きちんとした受け入れ体制を整備する必要

があるというふうにも思っているところがございます。

そういった状況もありますので、我々としてはいろいろな外国人労働者の労働力の導入については幅広く意見を聞きながらさまざまな角度から調査研究をしていく、そして受け入れ体制も含めて課題を整理していくということがまず必要なのではないかとこのように思っています。その上で、導入の可能性について検討していくべきものというふうに考えているところがございます。

○**国井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 大変丁寧な答弁ありがとうございます。

本当に農業が厳しい状況でもありますが、さまざまな有識者の皆さんとこれからますます話を深めて、課題を持ってこれから取り組んで私もいきたいと思っておりますので、何とぞよろしく御指導をお願い申し上げます。

通告しております（3）農産物の販路拡大と農工商連携についてお伺いいたします。

戦後の荒廃した国の再建が進み、経済が復興して食料難から解放されて、国民の生活もゆとりができてきたころから、国民はおいしい果物を求めるようになってきました。戦後の物資不足のときには果実の缶詰工場が市内に4社も開業して、さくらんぼや桃、西洋ナシの缶詰工場がにぎわい、農家の婦女子が競い合って働きに出て現金収入を得て生活の足しにしたと聞いております。

しかし、加工した果実の缶詰よりも本当に生のおいしい果実を求める時期を予測して、農協が中心となって生食果実生産組合を結成したのが昭和40年の前半です。戦後の昭和20年後半ごろには缶詰工場が直結した専属のさくらんぼや桃生産組合が各地域ごとに組織されていましたが、昭和40年代にはほとんど解散したのです。果実中心の缶詰工場も加工食品工場へと社名を

変えていったのです。

果樹の品目別の生産者が自主的に組織した生産組合は、民主的に役員を選任して会の運営に努め、優秀な品質の果樹生産に向けて先進的な視察や有望品種への更新、高品質の生産に向けた品評会を開催し、生産技術の向上に向けて活動を積極的に行い、市場への有利販売に懸命に努力してきました。

農協に事務局を置き、指導機関の支援を受けながら活動を展開してきたのです。これが現在の果樹生産組合につながっているのです。しかし、農業者の減少する中で、果実の生産量も減少してきたが、品質的には立派な農産物が市場に出荷されています。生産者の減少と組織力は弱くなって残念なことであります。

厳しい農業の情勢であります。農業委員会の御指導によって専業農家への農地流動化を進めていただき、強い専業農家の育成に向けて農林行政が主体的に推進されましたことに深く敬意を表したいと思います。

農産物の販売価格の現状は、米価を初めとして農産物の価格低迷が深刻であります。生産意欲の減退に向くことが心配されます。農業者自身の販売力には限界があります。昔から品目や品種にとらわれない新たな発想の転換が求められています。そして、新しい品種の導入や独自の付加価値をつけた販売戦略を考えることが肝要と考えます。

そうした意味で当市が独自のさくらんぼ紅秀峰の産地化への取り組み、独自の販売戦略に対して大いに期待するところであります。一般の大衆向けの果実生産とあなた任せの市場販売では果樹専業農家の経営は成り立つことは不可能であります。

農業も商工業者との連携は欠かせない時代であります。寒河江市には優秀な事業者を初め企画、営業、加工といった専門職の方々がたくさんいると思います。それらの方々との連携によ

り本市の農業発展には欠かせない大事なことであると感じています。行政においても農工商連携の橋をかけてくださることを期待したいと思います。市長の御所見をお願い申し上げます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど、今佐藤議員からも御指摘ありましたけれども、寒河江のさくらんぼ、とりわけ紅秀峰などについては、やはり園芸試験場がこの寒河江の地にある、そこで開発した品種ということもあって、大変寒河江で生まれた紅秀峰だということで、我々も一生懸命販路拡大などをさせていただいて、国内はもとより台湾、マレーシアなどにも輸出をさせていただいております。

また、米については、山形県日本一推進運動食味コンクールで、寒河江の農家の方が3年連続で最高賞を受賞しているということでもあります。そういう意味で大変高品位な農産物の生産が寒河江では行われている、そういう農家の方が頑張っていらっしゃるといふことでありますし、また伝統野菜の育成、さらには新たな特産野菜の開発などにもこれから大いに力を入れていきたいというふうに思っているところであります。

販路拡大については、改めて申しあげる必要もないかもしれませんが、やっぱりブランド化というのをしていかなければなりませんし、そのためには品質だけでなく、消費者への認知度を高めていく、PRということも大変大事ななというふうに思っているところでございます。

そういった意味で、これまでもいろんな形で国内に向けてPR活動をさせていただいているわけではありますが、それに加えてことしからはふるさと納税の返礼品として農産物を積極的に使用することで消費拡大、あるいは寒河江のPRに努めているところであります。そういった意味で、大変寒河江の農産物好評でありますので、さらにそういった面も充実をしてい

きたいというふうに考えております。

また、今の時代インターネットなどの利用ということもありまして、多様な情報発信、あるいは販売方法というものが考えられる時代となっておりますので、そういった意味では大きな組織に頼らずとも農家の皆さん個人でもそういった販売、情報発信、販売方法なども考えられるということもありますので、積極的にそういったことを利用して取り組んでいただきたいというふうにも思っているところであります。

佐藤議員から農工商の連携ということで御質問がありました。6次産業化への取り組みというのは農業のこれからの新たな可能性を引き出すということで、農業所得の向上にも向けた大きな課題と言われているわけでありまして。言われて結構な時間がたっているというふうにも思いますが、しかし、具体的になかなか進んでいないというのが現状になっているわけでありまして、そこを何とか早急に取り組みを進めていかなきゃならんというふうに思います。

そういった意味で、寒河江市の現状、状況に合った6次産業化を進めていくための検討組織というものを立ち上げさせていただいて、課題の分析、あるいは全国の優良事例の収集、そして実現可能性の検討を進めていきたいというふうに思っておりますし、またあわせて食品、流通業界との意見交換などもさせていただいて、具体化に向けて取り組みを始めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。

大変紅秀峰の産地に向けては大切であります。さくらんぼの王様と言えば佐藤錦ですが、佐藤錦の十分PRをお願い申し上げまして、農業の発展のため一生懸命頑張って、私も頑張る所存でございますので、よろしく願い申し上げます。

これもちまして私の質問を終了させていただきます。

できます。本日はまことにありがとうございます。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 伊藤正彦議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号8番について、5番伊藤正彦議員。

○**伊藤正彦議員** 私は初めて一般質問をさせていただきます。何かと要領を得ない点多々あるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

私からは通告番号8番、悠久の里慈恩寺の振興への市としての取り組みについて質問させていただきます。

まず初めに、日ごろから慈恩寺振興につきまして、市として御配慮、御尽力いただいていることに対して醍醐地区住民を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、一昨年4月26日から7月15日の秘仏展、昨年の6月1日から7月21日までの秘仏御開帳、ことしの5月23日から7月20日まで実施されました秘仏展と3年間実施しました成果、拝観者、観光客の数について市の把握状況とその評価について、当局の考えをお伺いしたいと思います。お願いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 慈恩寺の拝観者数ということで伊藤議員からお尋ねがありましたので、お答えをしたいというふうに思います。

まず、一昨年、平成25年のプレDCに合わせた慈恩寺秘仏展については、1万5,738人の拝観者数でございました。昨年のDCに合わせた

御開帳では、3万5,274人ということでございます。ことしのアフターDCに合わせた秘仏展では、1万2,651人ということになっております。それぞれ期間が違いますから、1日平均で拝観者数を申しあげますと、平成25年度は199人、平成26年度は691人、平成27年度は214人となっているところでございます。

これは秘仏展の期間中の拝観者数であります。年間の拝観者数、27年度はもちろん出ておりませんが、25年度は22万4,600人、26年度は39万6,200人でございました。ちなみに平成24年度、秘仏展の前年でもありますけれども、12万6,000人ということで、この秘仏展の期間大幅に観光客が増加したという結果となっております。

もちろんこの観光客数の増加の要因としてはDCに合わせた秘仏展もありますし、また、秘仏展とは別に昨年度も実施をいたしました。ことしも実施しておりますけれども、山形広域観光協議会で実施をしております山寺立石寺、それから若松寺、慈恩寺の「出羽名刹三寺まいり」の効果もあったというふうに考えているところでございますが、ことしについては秘仏展終了後も多くの観光客が訪れているという状況でありますので、やはり国史跡指定の影響が大変大きかったなというふうに考えているところであります。我々としては引き続き慈恩寺に訪れていただく方の、とりわけリピーターの確保などに努めて観光振興に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** ありがとうございます。

観光客数が増加しているということで、当局の方及び地元の方のいろんな活動の成果があらわれているものということで感謝申しあげたいと思います。

参考までに以前視察をされたという福井県勝山市の国史跡平泉寺旧境内の観光客数を申しあ

げますと、ガイドンス施設来館者数が年約3万人、史跡全体では約年間10万人の方が訪れているというお話です。

慈恩寺につきまして、今回の秘仏展やアフターDCの成果を単純に参考にしますと、慈恩寺はこの2カ月間で約1万3,000名と伺っております。月平均約6,000名ということで計算しても年間で7万2,000名ということになります。キャンペーン期間中の数字を参考にしてこの7万2,000名という数字です。

あの周辺の厳しい道路状況を考えますと、冬期間は当然観光客の方が多く来ていただけるということは期待できないと考えられます。したがって、年間の数値としては当然もっと下がると考えられます。キャンペーンとかやらない通常の体制では果たしてどんな数字になるのか、私自身もちょっと疑問を持っております。

今回来られた方からは、こんなすばらしいところがあったんだと、来てよかったという声を多数いただいたというふうにも伺っております。ぜひこれらを参考にして今後やっていただければと思います。

では、この評価を受けまして、当局として考えます課題と対策についてどのようにお考えかお伺いいたします。お願いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども御答弁申しあげましたが、この秘仏展3カ年にわたるキャンペーンの以前、平成24年度は12万6,000人と年間を通した観光客慈恩寺に入りましたが、26年度は39万6,000人ということで、3倍を越す人が観光に訪れていただいたということで、大変このキャンペーンの効果は絶大な効果があったのではというふうにも思っているところでありますし、また逆に我々としてはこの3カ年の効果を、これをやっぱり一つの通過点と申しませうか、ステップにしてさらにこれから観光客をふやしていくにはどうしたらいいかということを考え

ていかなきゃならないというふうに思います。

それにはやはり今抱えていますいろんな受け入れ体制をさらに充実をしていかなければならないというふうに思っております。受け入れ体制にはハードもありましょうし、またソフトもあるということになろうかというふうに思います。ハードについては周辺環境整備ということも大事だというふうに思いますから、そこら辺は十分これから対応していかなきゃならないというふうにも思います。

また、ソフト面で言えば、地元の方々が一生懸命努力をしていただいた、そうした盛り上がりというものをさらに引き続き大切にして、それを発展させていくということが必要だろうというふうに思いますし、さらに多くの皆さんに来ていただく、観光客をふやしていくためのいろんな方策を検討していかなければならないというふうに思っています。

日本全体そうでありますけれども、山形県も同じであります。とりわけここ最近外国人の観光客の受け入れというものを体制を整備していくということが求められているところであります。そういう意味で、我々としてもその誘致活動を実施をしていかなければならないというふうにも考えておりますし、また、受け入れるという場合での外国表記の看板でありますとか、パンフレット、また外国人に対応できるような観光ガイドの配置などについても推進をしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

また、おもてなしをさらに大切にして発展をさせていくということに言えば、新たなお土産品とか特産品などをつくっていければというふうに考えているところであります。現在お土産品などについては開発中でございますけれども、今後こうした新たな取り組みも進めながら、さらに観光誘客の増加に今回のキャンペーンの成果を生かしていきたいというふうに考えており

ます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** ありがとうございます。

今市長も言われていたとおり、やはりまだまだやること、できることがハード、ソフト両面であるかと私も思いますので、ぜひ今後進めていっていただけるようお願いしたいと思います。

慈恩寺振興については、新第5次寒河江市振興計画の重点プロジェクトの1つとして位置づけられて力を入れておられるということは承知しておりますけれども、この3年間の成果を効果的にさらに発展させていくというためには、ゆっくりと一つずつということでは、やっぱり効果が少しずつ消えていきますのでダメなのではないかと思えます。この3年間の成果を生かしながらさらに発展させていくという方向でお願いしたいと思います。

この8月の拝観者は、先ほど市長も言っておられたとおり例年より多く、私が伺ったところでは、8月23日現在ではことしは約1万8,000名の方に来ていただいたということで、少しずつ上向きになってきているというふうに考えられます。

ふるさと納税につきましても、予定の金額に早々と達するほど慈恩寺に対する関心は高いというふうに考えられます。財政的な事情もあるでしょうが、この勢いを加速させるために見直すべきところは見直し、重点志向すべきところは、これまでの成果を生かして成果が残っているうちにガイダンス施設を初めとして各種施策を早急に整備していくべきと考えますが、当局としてはどのようにお考えでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 昨年の3月でありますけれども、慈恩寺の歴史的財産を守って観光資源の活用、産業の発展、そして豊かな地域づくりを推進していくということのために慈恩寺悠久の魅力向上基本計画というものを策定させていただいて

おります。市としては地域の皆様とともにこの計画に沿って施策、事業というものを着実にスピード感を持って実施をしていくということについて、この場をおかりして改めて表明をさせていただきたいというふうに思います。

また、去る6月3日から7月11日まで実施いたしました、先ほど伊藤議員からも御指摘ありましたが、ふるさと納税「僕らの宝 慈恩寺を守ろう！」プロジェクトでは、目標額の2倍となる約900万円の申し込みがございました。国史跡指定となった慈恩寺を全国の方々から大変注目していただいているというふうに我々は再認識したところでございます。

先ほど来御指摘もありましたけれども、慈恩寺については具体的な数字として参拝客が増加している傾向があるわけありますので、これを契機としてスピード感を持ってさまざまな施策を実施していくということが大変重要であるというふうに思っているところでございます。

ハード面で申しあげますと、今年度、観光客受け入れのための案内看板設置や第2駐車場のトイレなどの整備をさせていただく予定にしているところであります。また、修験の道ウォーキング、あるいは講演会なども実施をさせていただいて環境整備、それからPRの推進ということを予定しているところでございます。

ガイダンス施設の整備についてできるだけ早急にという御質問でありますけれども、御承知のとおり慈恩寺観光の核となる施設であります。大変重要な施設になっていくんだらうというふうに思いますので、整備については、御案内のとおり保存管理計画との兼ね合いもあるわけありますけれども、有識者を交えた勉強会などを設置をして十分検討をしていきながら、よりよい施設の建設に向かって検討を前に進めたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 ありがとうございます。

今市長おっしゃられたとおり、保存管理計画との兼ね合いもあるかと思えますけれども、そのスピード感というものをぜひ念頭に置いていただいで実施していただければというふうに思っています。

次に、これまでの悠久の里慈恩寺関係の活動につきましては、皆様御存じのようにボランティアの方々の力に頼って実施されてきました。昨年は1,000万円の補助金で秘仏御開帳やデスティネーションキャンペーンを実施しましたけれども、ことしは補助金を含めて約70万円という状況で秘仏展及びアフターデスティネーションキャンペーンが実施されました。地元では拠点施設事業部、環境整備部、ガイド情報発信部の体制を構築し、名簿上の数字になりますけれども、それぞれ57名、13名、17名で対応いたしました。

慈恩寺活性化センターを活用して「いっぷく庵」を土日に開設、「つや姫おにぎりランチ」500円、学生考案の「若返りスイーツひすいしるこ」200円の値段で期間中約600食販売いたしました。これには44名の方が交代で従事されました。関係当局の方には御試食していただいたかどうかわかりませんが、私も食べさせていただいて非常に皆様の努力している姿及びその味に堪能したところです。

第1、第2駐車場には係員をそれぞれ2名ずつ配置、要所には交通整理員を配置、境内ではガイドの方が2ないし3名で来場者に説明をしておりました。拝観券の販売もボランティアの方です。高松駅には左沢線の到着時刻に合わせてレンタサイクル要員を派遣して御案内をするという体制もとりました。これらは全てボランティアです。その大半は醍醐地区の方ですが、中には高松、西根、本楯、柴橋と他の地区の方もいらっしゃいました。こういった方々の御奉仕によって秘仏展やキャンペーンが成り立って

きたわけです。

ただ、果たしてこのボランティアに頼る体制でいつまで続くのでしょうか。私はいずれ息切れして続かなくなるのではないかと危惧しております。地元でどういう協力体制がつかれるか、人的貢献の面で市ができることはないのかといった点について当局のお考えをお伺いいたします。お願いします。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 伊藤議員から御指摘ありましたが、本当に特にことしは多くのボランティアの地元の方だけでなく、それ以外の地域の方々もボランティアとして参画をしていただいているんな形で御協力をいただいておりますことを、本当に心から敬意を表したいというふうに思っているところでございます。

これまでも地元の方々が核になってそういう振興のための組織づくりというものをさせていただきました。ことし1月25日でありますけれども、本山慈恩寺、さらには観光振興協会、振興会、それから醍醐地区の町会長連合会などの各団体で組織をする悠久の里慈恩寺運営委員会というものが設立されているところでございます。そうした組織によって先ほど来お話がありました「いっぷく庵」の運営でありますとか、ボランティアガイドの育成などさまざまな心のこもったおもてなしの事業を展開していただいているところでございます。

市としてもそうした地元の皆さんの活動を何とか支えていく、あるいはサポートしていく体制というものを協力させていただきたいということで、今年度新たに醍醐地区集落支援員という支援員を配置をさせていただいて、その運営委員会の事務局として活動いただいているところでございます。市としてもできるだけ地域の皆さん、地元の皆さんとも手を携えて協力しながら今後とも慈恩寺の振興に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。



○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** ありがとうございます。ぜひ今後ともよろしく願いをいたします。

次に、慈恩寺の周辺環境整備についてです。

皆様御存じのとおり、慈恩寺へのアクセス道路は日和田地区、慈恩寺地区と狭隘な道路、見通しの悪い箇所が多々あります。観光客の中には、また来たいけれども来にくくてちょっと考えているといったようなお話や、今回は自分の運転に自信がないので友人に連れてきてもらったといったような話もあります。

周辺道路の整備等についても地元からの要望を上げるというのが基本でしょうけれども、市としても先行的に取り組むべきところは取り組むべきではないかと考えます。インフラはどのように整備していかれるお考えなのでしょうか。これは子供や高齢者の安全確保にもつながるものです。冬期は除雪した雪等の影響もあり、特に危険となります。また、本堂への山王台公園から備前楯公園までの道路も側溝の未整備から大雨等による本堂地区への災害も危惧される状況です。

国史跡指定となったことにより、市として独自にできること、文化庁にお伺いを立てて実施しなければならないこと等いろいろ複雑かとは思いますが、市としても実態を把握していただき、地域からの要望を待たずに地域の方々と詳細に打ち合わせをしながら実施できることは先行的に実施していただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 一般的に道路などの危険箇所については、やはりできるだけ先行してと申しませうか、率先をして行政のほうで手当てをしていくということは必要なことだというふうに思います。また、その際は当然地元の皆さんとの相談をしながら進めていくということが大変重要なことだというふうに思いますし、できる

だけそういった形で進めていければというふうに思っているところでございます。

慈恩寺については改めて申しあげるまでもないわけでありまして、そういった一山、山でありますから、そういう箇所などについては、できるだけ我々のほうとしても地元の皆さんと相談をさせて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

国史跡指定を受けたわけでありまして、先ほど伊藤議員御指摘のとおり、史跡指定区域内については文化庁との協議というものも必要になってきているわけでありまして、そういったところを進めながらも、それ以外の区域についてはできるだけ緊急な対応を検討させていただきたいというふうに思います。市としては先ほど来申し上げておりますけれども、慈恩寺振興というものをプロジェクトにも掲げて取り組んでいるわけでありまして、ぜひ先行的な対応ができるかどうかも含めて検討を進めていきたいというふうに思っております。

御質問にもありました山王台公園から備前楯公園までの道路も含めた国の史跡指定を受けた区域の危険箇所の対応につきまして、基本的に保存活用計画の中で対応が講じられるということになるかというふうに思いますが、その辺についてもできるだけ前倒しなどによって対応が可能かどうかも含めて、あわせて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** ありがとうございます。ぜひお願いをいたします。

最後に私からの要望を述べさせていただきます。

去る8月5日に実施されました悠久の里慈恩寺応援会役員会において出た意見の中に、いつまでも秘仏頼みではこの先立ち行かなくなると、何か国史跡として人を呼び込むものを考えない

とだめだといったような意見や、市民全員が広報マンとして当たっていかねばだめだといったような意見が出ました。確かにそのとおりでと思います。来年は秘仏を公開するかどうかまだ決まっていないというふうにも伺っております。

先月の23日には悠久の里慈恩寺応援委員会で「感動ウォークと語ろう会」という催しを実施しまして、私含めて9名の参加者で実施をいたしました。小雨の降る中でしたけれども、国史跡及び周辺の見どころ探しを実施をいたしました。本堂地区以外にもたくさん見どころがあることを私自身身をもって実感したところです。皆さん本当に慈恩寺を何とかしたいとの思いで真剣に見て回りました。

また、29日の宗次郎「土の響き」にも私も行きましたけれども、大盛況でした。あの森にこだまするオカリナの音、本当に心が洗われるような気がいたしました。関係者の皆さんは大変お疲れさまでした。

慈恩寺は総合的に整備すれば素晴らしい観光地になるのではないのでしょうか。山寺立石寺、若松観音、若松寺ですかね、出羽三山、そしてチェリーランドとのタイアップ等により多くの観光客を見込めるのではないかと思います。

聞くところによりますと、チェリーランドから真っすぐ出羽三山に行く人もいるというふうに言っている方もおられました。慈恩寺では大みそかの除夜の鐘と花火、5月の一切経会、それと舞楽、あと今月の13日、ことしは13日曜日になりますけれども、実施されます護摩会等、観光客を呼び込める行事が数多くあります。こういった状況をしっかり把握して、今後の施策に反映させていただきたいと思います。

市長からのお話にもありましたとおり、スピード感を持って、この3年間の成果が生きているうちにぜひいろんな施策をとっていただければと思います。これを要望いたしまして、私の

一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

## 工藤吉雄議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号9番、10番について、12番工藤吉雄議員。

○**工藤吉雄議員** 本日最後の一般質問ということでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

さて、本年4月の統一地方選挙の折、市民の方より市民の声だぞと直接いただいた課題でございます。また、これに関心を寄せる市民の思いも加え、さらに新政クラブの一員として私の考え、私の思いをも重ね合わせ質問いたします。どうぞよろしく御答弁お願ひいたします。

まず、通告番号9番、慈恩寺観光についてであります。

昨年、平成26年10月に寒河江市の宝慈恩寺国史跡指定を受けられました。そして、ほぼ1年の時間を経過するところであります。平成23年の東日本大震災より以降、寒河江市を含めての山形県は大幅な観光客の減少に悩んできました。県知事、きてけろくん二人三脚でのアピールは市場、あるいはテレビ、ニュースで出演回数も多く見受けられます。寒河江市においても、市長を初め関係者、関係機関連携でのセールスPR活動を承知しているところです。御苦労さまです。

こうした努力もあり、さくらんぼの時期の観光客は大震災前の観光客数に戻りつつあると聞いておるところでございます。慈恩寺は、さくらんぼの時期に合わせて仏像公開をされてきております。先ほどの伊藤議員の質問にもありましたけれども、平成25年プレDC秘仏展、平成26年DC秘仏御開帳、そして今年の平成27年「美仏と阿弥陀仏たち」と3回であります。それぞれの年の来客数も増加傾向にあると聞いておるところでございます。

さて、国史跡を受けて1年を迎えようとしています。慈恩寺の歴史、仏像、建築物、歴史景観を目当てに来山客はどうだったかと思っております。詳しくは先ほどの同僚伊藤議員の質問で数字も含めて聞いておりますので、割愛させていただきます。

国史跡指定を受けて寒河江の宝を国の宝になるようにするには、多くの人々、広い年代の方々に数多く来ていただけるようにする策を考える必要があると思います。それには例えば小学生でも習うような簡単な日本史の部分に年号と歴史上の有名人物を組み込んだ特別物差しとなるような慈恩寺年表付きのパンフレットの開発を考えてみたらいかがでしょうか。

例えば慈恩寺最上院と江戸幕府徳川家菩提寺、上野東叡山寛永寺天海僧正との関係、または三葉葵の紋入り徳川将軍家の歴代お位牌の存在などアピールすればいかがでしょうか。もっと近世、慈恩寺の歴史を身近に感じ、すばらしさと興味を再認識してもらえるものと考えますが、市長のこの点についての御感想をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 工藤議員から慈恩寺観光の振興に向けたパンフレットの開発ということで御質問をいただきましたが、最上院のお話もございましたが、昨年は市制施行60周年ということを記念をしていただいて宝蔵院、華蔵院、それから最上院の三か院の初公開などもありました。また、市の郷土館では三か院の文化財などを紹介する展示会も開催をしているところでございます。観光誘客を推進するためのポイントは、やっぱり1つは歴史性ともう一つはストーリー性と、こういうふうに言われているようであります。とりわけその歴史性とストーリー性をうまくかみ合わせていけば観光客が増加に転じていくのではないかと、こういうふうに言われております。

そういった意味で御提案のありましたパンフレットに聞き覚えのある歴史上の人物が入っているなどということになると、慈恩寺をもっと身近に感じていただくことができるというふうに思いますし、ストーリー性が描かれていけばロマンというものをかきたてるということになって多くの、子供たちも含めて関心を、興味を持っていただく材料になっていくんだろうというふうに思いますから、議員御提案の点なども今後の新たなパンフレットの作成の際には大いに参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** ありがとうございます。

非常にありがたいことです。歴史性、あるいはそれに関連するものというふうなことで、今NHKでも大河ドラマの長州藩の話があります。かつて学習にあった日本史の場合、なかなか吉田松陰なんていうふうな方は名前は聞いても身近に感じられなかったんですが、最近そういう意味ではNHK大河ドラマというのは非常に観光面においては効力を発しているんじゃないかなという意味で、市長のただいまの御答弁大変興味深く関心を持って今後見させていただきたいというふうに思うところであります。

いずれにしても、もっともっとお客様に来ていただかなければならないと、来ていただくようにはどういうふうに考えればいいのかというふうに常々思うところであります。昨年はデスティネーションキャンペーンということもありまして、情報発信回数も非常に多くあったわけでございます。

最近の車にはナビゲーションという誘導システムなんかもあるらしくて、なかなか私自身持っていないもので存じあげてないんですが、慈恩寺地内へ入るシステムが非常にわかりづらいような方向でナビゲーションが誘導したというふうなことで、我々が通常通らない仁王堂坂に

普通車が入り込んでいったというふうな事態なんかもあったようでございます。

いずれにしましても歩く方が大変な方は慈恩寺駐車場へ向かって誘導させたという話なんかも聞いておるわけなんです、慈恩寺駐車場への利用方法について伺いたいと思います。

観光客がふえればふえるほど、いわゆる慈恩寺の地形というものを理解していない方が多く訪れるというふうなことで、観光客と地域住民、そして駐車場管理機関においてのトラブル事例が少しあったように聞いております。ことしはそれらを回避できてスムーズな駐車場体制をとれたのかどうかを伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 工藤議員御指摘の事案の内容については、慈恩寺第1駐車場の大型バスの駐車スペースが民家側にあつて、排気ガスで大変迷惑をしたというようなケースがあったというふうに聞いています。市といたしましては、慈恩寺第1駐車場の指定管理者であります慈恩寺観光振興会と協議・調整を行つて駐車場の民家側に対してアイドリングストップの注意喚起看板を5つほど設置をしたところでございます。

また、バスのドライバーの方に対しては、係員を通してでありますけれども、駐車中のエンジン停止の指導について徹底周知を行ったところでございます。さらに、イベント期間中においては、大型バスについて民家側には駐車しないよう駐車配置の変更を行つて、民家側への排気ガス軽減の対策を実施をして改善に努めたところでございます。そういった対応をした後は駐車場に係るトラブル等の事案は発生していないというふうに聞いています。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** ありがとうございます。

昨年の失敗例はことしはなかったというふうなことで非常にありがたいと思うところであり

ます。なお、ただいまの市長の答弁にもありましたように慈恩寺駐車場、名称が変わりまして第1、第2というふうになったと思いますが、単純に言えば上の駐車場も下の駐車場も指定管理者で管理運営をされているというふうに承知しているところでございます。

先ほど私申しあげましたとおり、慈恩寺観光も大勢の方々から来ていただきたいというふうに言ったわけですが、駐車場管理もイベントなんか実際実施されている期間中も含めて、このままの指定管理者運営費用といえますか、費用、作業量等々をそのままよろしいかどうかというものを伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市としては慈恩寺の駐車場について指定管理を行っているわけですが、その内容については、通常の駐車場の管理運営について指定管理を行っているということでございます。そういった意味で年間を通して地元の慈恩寺観光振興会を指定をお願いをしているというふうになるわけでございます。

一方、イベントなどがあるわけでありまして、とりわけ秘仏展などの長期的なイベントの開催時における駐車場の管理ということについては、この指定管理者のほかに本山慈恩寺のほうで町会長などの地元関係団体に協力をお願いして駐車場を管理しているというふうに聞いております。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** 大変ありがたいことだなというふうに、地域の方々も含めて一生懸命やっておられるなというふうな思いがされるところでございます。いずれにしましてもトイレというのは、駐車場も含めてトイレというところも含めまして、私たちも観光すれば非常に大事な場所、しかも清潔、きれいであるとその旅がすべからく楽しいものとなるというふうに感じるところでございます。慈恩寺第1、第2駐車場及

びトイレ、今後つくられる第2駐車場水洗トイレも含めて観光客への快適な旅を提供していただけのようにお願いしたいと思います。

次に移りまして、慈恩寺の観光パンフレットにですが、ビューポイントとして山王台公園と八千代公園が示されております。山王台公園に上りますと、村山盆地を見、最上川の流を感じ取り、寒河江川の水の輝きと田畑の豊かな緑を見ることができます。遠くには奥羽山脈と朝日連峰の山々とこんなふうに見えるところでございます。

県外からの観光客にたまたま私上り合わせたときに聞かれたのであります。「最上川どれ、寒河江川どれ、遠くに見える高いビルは何、近くの緑の小高い丘は何ですか、黄色い建物は何ですか」こんなふうに聞かれまして、一つ一つ説明したところでございます。私は山王台公園の高床式あずまやに名前を書き込んだ簡単な風景写真なんか設置できないものかなというふうに感じておりてきたところでございます。こんなものが準備されれば他県からの客には非常に喜ばれると考えますが、いかがでしょうか。感想をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま工藤議員御指摘のとおり、山王台公園から眺める景観というのは、村山盆地が一望できる大変すばらしい景観であろうというふうに思いますし、テレビのロケなどもあったこともありますし、今でも憩いのビューポイントとなっているところであります。

この慈恩寺観光振興会で作成をした「悠久の里慈恩寺てくてく歩き」というのがあるわけです。この中にいろいろ慈恩寺の中のいろんな施設などがわかりやすく記載されているわけですが、ただ、訪れた人は必ずしもこれを持っているわけではありませんので、実際山王台公園など上の公園のほうに行かれたときに、見たときにそういうものが実際その場に置

いてあれば大変わかりやすいのではないかとこのように思います。

スカイツリーでありますとか、東京タワーなどにもそういうものがあるわけでありまして。そういったことをおっしゃっているのかなというふうに思いますので、さらに多くの方が訪れていただいて、そして慈恩寺を楽しんでいただくというために、一望できる景観の地名を書き込んだ、例えばパノラマ写真を地名を入れて設置をするなどについて、これから検討させていただければなというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** ありがとうございます。

何か思いが共有できたような気がして大変うれしく感じたところでございます。ビューポイントではないと思いますが、復活されました慈恩寺蓮を眺め、市道下道鬼越線を上りあがりますと、慈恩寺本堂にたどり着くと。蓮池隣接に旧醍醐小学校跡地があります。片隅には江戸幕府寒河江柴橋代官を長らく務められた池田仙九郎の仁政之碑もあります。厳しい幕政下での地方の民に優しい政治を実行した代官ということで、それをしのぶことができる場所もあります。

ついでで申しわけありませんが、池田代官の命によりつくったのが、名前で非常に有名であるし、形でも有名な臥竜橋、池田代官の命によってつくられたと、洪水にも流されない橋というふうなことで有名であります。現在のアーチ橋は何代目かになりますけれども、緑のツタが絡まって緑の橋というふうなことになっております。これは昭和堰頭首工の隣の公園から望むことができます。遠くに朝日連峰、そして奇岩と松、臥竜橋と寒河江川の流れ、私が言うのもなんですが、ビューポイントでもあろうかというふうに思っております。申し添えておきたいというふうに思います。

次に移ります。

見せたい、見てもらいたい建築物の1つ、慈恩寺本堂であると思います。1618年、焼失した後に山形城主最上氏の再建で重厚なカヤぶき屋根の入母屋造りということで、一山の方はこの地域雪が非常に多く、屋根の傷みが激しいのでこぼこ屋根になるのが非常に早いと。観光客の皆さんにカヤぶき屋根の重厚な本堂を楽しんでもらいたいと。楽しんでもらうには切れ目ない手入れが必要です。

これまで補修は年ごとに一部ずつの補修を実施されてきております。しかし、それ以上に傷みの面積が大きく、傷みに補修が追いついていないのが現状というふうに現実をお聞きしたところでございます。この補修、年ごとの点検、補修を重厚な風格を維持する意味でも補修面積を広めることはできないことでしょうか、教育長に伺います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 本堂の屋根の補修についてでございますが、慈恩寺本堂の屋根につきましては、昭和51年に全面ふきかえを行っております。その後、平成4年、平成16年には部分ふきかえを行っているところでございます。それ以降につきましては、定期的に部分的な差しガヤ修理を行っております、補修に努めてきたところでございます。

しかしながら、積雪等の影響もありまして、年々屋根の傷みがひどくなりました。雨漏りなどが懸念される状況にございます。本山慈恩寺では大規模な改修について検討を始めているというふうに伺っているところでございます。今後は本山慈恩寺の意向を踏まえまして国・県に相談をしながら支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** ありがとうございます。

国・県に全面的に補修、改修といたしますか、手を加えていただけるようなお力をぜひお願い

したいと思います。要望しておきます。

そこで、私たまたまなんですが、8月16日NHK全国ニュースを見ておりました。5月1日の慈恩寺文化財汚損事件、その対策用防犯カメラ設置にふるさと納税の模範的活用例として放映されておりました。これはしめたというふうに私は感じたわけでございますけれども、文化庁から支援していただく金のほかに、ふるさと納税なんかで補填しながら面積の広い形での補修なんかできないかと、このふるさと納税の活用などをできないかを市長にお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 私から答えさせていただきます。

ふるさと納税の活用についてでございますが、慈恩寺本堂は、御案内のとおり国指定重要文化財でございまして、大規模修繕等を実施するに当たっては、本来所有者である本山慈恩寺が事業主体となりまして、国から補助事業に採択していただく、それに県や市が補助をして取り組むと、こんなふうになるわけでございます。

この場合、屋根の修繕事業の市の補助財源としてふるさと納税を活用することは可能であるというふうに思われますが、今後本山慈恩寺が屋根修繕事業に取り組むことを希望する場合には国・県の指導も得ながら検討していく必要があるものと思っております。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** ありがとうございます。

今後検討するというようなことで期待したいと思います。

なお、カヤぶき屋根の風格といたしますか、ああいうふうな常時本堂のような大きい建物の屋根の軒先、カヤぶきの切り口が非常に美しく並ぶといたしますか、美しいものでございます。多くの観光客含めて地元の方々にも見て楽しんでいただきたいと、そんな気がしてならないもの

でございます。

次に、慈恩寺滞留時間ではありますが、観光バスの駐車場駐車時間を見ると、1時間程度と聞いております。団体、小グループ、個々の客はどのくらいの滞留時間となっていますか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 慈恩寺の事務所に滞留時間について確認をさせていただきましたが、おおよその時間でございますけれども、団体客の場合は40分から50分、小グループは1時間から1時間15分程度、個人客については1時間程度の滞在時間となっているようでございます。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** 慈恩寺に行きますと、仏様をねっつく見ても大体1時間程度というふうに私も感じていたところでございます。でも、よそから来るとそのほかに何かすることあるかなという、あとお守りを買うというような程度になってしまうわけでございますけれども、私の経験では昼間どこですつといいべと聞かれたりするわけですが、川向いの緑屋根のチェリーランドに行って団体の方は楽しんでくださいと、小グループぐらいですと、慈恩寺地内にある食堂屋さん、そば屋さんなんかを紹介するわけでございますけれども、寒河江市に来てお金を使ってくださいと、このことが観光客をふやすというふうなものが非常に大事な考え方かなというふうに思うわけでございます。経済的に潤う手段、施設設備なんかをどういうふうにお考えになっているか市長の御所見を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 慈恩寺観光でより多くの方に来ていただいて、そして滞在時間を長くしてお金も余計落としていただくと、こういうことのために何をしなきゃいかんかということを考えているわけでございます。先ほど来御質問がありま

したが、受け入れ体制を整備をしていくということを基本的に大事であります。ハード、ソフト両面で大事だなというふうに思っているところでもあります。

そのほかに今御指摘のありました何が今の慈恩寺に足りない部分があるとすれば食の提供などということで、さらに充実をしていくということも重要だろうというふうに思います。さっき歴史性とか、ストーリー性と申しあげましたが、もう一つは食というのも観光誘客のポイントだと、こういうふうに言われているのでありますので、そういったところも充実をしていく。そして、できれば滞在するだけでなく、宿泊をしてさらにお金を落とさせていただくことを考えていくのであれば、慈恩寺の振興と同時に、さらに寒河江全体でのそういう受け入れ体制、あるいはネットワークというものを市全体で考えていくということも必要だろうというふうに思います。

もう一つは、先ほど来申しあげておりますけれども、やはりおもてなしの慈恩寺でしか味わえないおもてなしの文化というものを引き続き大事にしていかなければならない。そのためには、我々の努力ももちろんでありますけれども、地元の皆さんの、これも御苦勞をおかけするわけでありまして、皆さんの御協力、「いっぷく庵」でもてなし料理などもさらに取り組みを継続していただきたいというふうに考えているところでございます。

そういう意味で、これからいろいろ多くの取り組まなきゃならない課題はあるわけでありまして、地元の皆さんからも十分御協力をいただきながら進めていければというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** 近くに住む者として、そして、さらに言えばあそこで生まれた者として非常にそれを期待してやまないわけでありまして。よろ

しくお願いしたいと思います。

次に、通告番号10番、旧、旧は要らないのかな、醍醐小学校跡地利用についてであります。

ことし2月ごろ日和田地区の市民より話しかけられました。小学校跡地を全部売り払うとのうわさ話があるが本当かと聞かれました。初耳でありました。4月に入って埋蔵文化財の試験掘りがありました。地域の方に教えられました。事前にアンケート調査がありましたと。

そこで、この作業工程とアンケート調査の結果を伺います。

まず、この計画の作業順序といいますか、そういうものをお伺いしたいと思います。日程工程といいますか、そういうものをお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 工程というよりも経過と申しあげたほうがよろしいのかもしれませんが、旧醍醐小学校跡地については、御案内のとおり平成15年に醍醐小学校、現在の位置に移転したわけです。それ以来、その跡地利用について庁内での跡地利用利活用検討会議などでいろいろ検討を続けてきましたが、具体的な利活用の案、策は定まっておらないというのが現状で、これまでの状況でございました。

そうした中で、今般、旧醍醐小学校跡地を購入して小規模な特別養護老人ホームを建設したい旨の打診が事業者の方よりあったところでございます。市といたしましても、特別養護老人ホームの入所待機者解消というのは喫緊の課題でもあります。また、醍醐地区を初め本市の福祉向上を図るためには、こうした特別養護老人ホームの整備を推進していく必要があるというふうにご考えているところでございます。そうしたことで、この旧醍醐小学校跡地の利活用について醍醐地区民の方々に御意見をお伺いするためのアンケート調査を実施をしたところでございます。

また、一方で、この跡地には日和田遺跡と言われる縄文時代の遺跡があるわけでありまして。この小学校の跡地の利活用を進めていく上では遺跡箇所等の特定、あるいは価値について推定するための試掘がどうしても必要となってまいりました。そういう意味で今回のアンケート調査の中で御説明をさせていただいて調査を実施したということでございます。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** この作業経過ということで御説明いただきましたけれども、まずはこの地面を掘ったということで、私なんかもかの学校に在学中はよく地面を掘って縄文土器をとったり、やじりをとったりというふうな古い記憶の中にあるわけですが、埋蔵文化財試掘結果、出土品の内容とか価値をお教えいただけないでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 試掘結果とその価値についてでございますが、今市長からありましたように、旧醍醐小学校跡地というのは日和田遺跡として本市の遺跡台帳に登録されている場所でございます。これまでも縄文時代の土器や石器が採取されたところでございます。

このたびの試掘調査につきましては、遺跡がどの程度の深さに、どの範囲にわたって存在しているかを調査したものでございまして、その結果、旧醍醐小学校校舎建築によりまして、遺跡の一部破損が、破壊が見られたものの、敷地南側の地下約40センチメートル地点に遺跡が残っていることが確認されたところでございます。

また、縄文時代中ごろの約4,500年前、そのころの人々の生活の痕跡や2,400点を超える土器、石器、これらの破片が出土しておりまして、日和田醍醐地区の縄文時代の歴史や文化を知る上で裏づけとなる資料になっております。一般的には発掘調査によって出土した考古資料や遺構が特別に貴重な価値を有するものであれば、



市や県、あるいは国の文化財指定になるものがありますけれども、今回の試掘調査では文化財指定に係る価値を有する特別な貴重な資料の検出ということについては、今のところ報告を得ていないところでございます。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** ありがとうございます。

出てはきたけれどもというふうなお話かというふうに理解します。私の記憶の中にはあの場所には木造校舎がありまして、昭和30年代に木造校舎から鉄筋コンクリートづくり、そして体育館の建てかえ等々あったわけがありますけれども、今教育長からお話しされました内容等々の部分で今後本調査の必要はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 遺跡の本調査のことでございますが、先ほどもお答えしましたとおり、試掘結果によりますと、旧醍醐小学校敷地の南側には遺跡の存在が確認されたところでありますけれども、本来遺跡は当時のまま地中に埋まっている状態にしておくことが一番の保護になると言われております。したがって、特段掘削を伴う開発行為を行うものでなければ何もしないことで遺跡は保存されますので、現在のところ本調査の必要性はないものと考えているところでございます。

ただし、今後掘削を伴う開発行為を行う場合につきましては、本調査を行いまして遺跡の状況を記録する、いわゆる記録保存を図ることになるということでございます。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** いじらなければ大丈夫というふうなことというふうに理解をいたしました。新醍醐小学校は平成15年に移転というふうなことで醍醐小学校跡地としてあの場所が残ったわけでございますけれども、その管理にも地域住民の手で除草等のお手伝いをしてきたというふう

な経過があるというふうに私は認識しているところでございます。かの土地を利用するに地元の方々の思いを考慮し、なおかつ利用を熟慮というふうなことで利用していただきたいと、こういうふうに考えていたわけですがけれども、先ほどの市長の答弁ではアンケート調査の中でも高齢者用の施設というふうな利用の仕方があるんだというふうなお話を伺いました。

西部地域の1つ醍醐地区におきましても、高齢化率が非常に高く、そして同じく範囲内にある三泉地区、あるいは白岩、高松地区、西部地域になりますけれども、三世代同居率が高く、そして高齢化率が市内では一番高い場所というふうに理解しているわけでありまして、介護保健福祉施設の利用というふうな考え方は私としましても非常に協調できる考え方かなというふうに理解したところでございます。うまく、うまくというか、非常に地域の方々のためになるような計画を推し進めていただければというふうに期待するものでございます。

次に、ミニパークの件です。

醍醐地区民全員の思いとして半世紀ぶりに復活した慈恩寺蓮を応援する意味でも、また蓮を見てくださいる人々に優しい場所を提供する意味でも、市道下道鬼越線と接続する生活道と県道日和田松川線を小学校跡地内で小駐車場つきの道で結び、ミニパークとする案は最適な利用法と私は考えていますが、市長の御所見をお願いしたいと思います。伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今ミニパークの御提案がございましたが、この地域の利活用については地元のほうからの、醍醐地区からの要望もいただいているところでありまして、それによりますと、慈恩寺蓮の管理及び花を觀賞するための駐車場と県道からの進入路の確保というものが求められております。先ほど議員の御提案とも重なるところでございます。また、池田府君仁政之碑

の保存、それから冬期間の雪道の除雪した雪の捨て場所の確保ということで3点の要望がございました。

また、新御堂町会からは市道上宿線の延長上にある跡地の一部をこれまで同様に地区民の通行用地として確保してほしいというような要望が出されているところでございます。

市といたしましては、こうした4点の要望にお応えをしながら、残りの土地については処分を行いたいと考えているところでございます。

議員御提案の小駐車場つきミニパークとしての活用という御提案でありますけれども、この件については、醍醐地区民の皆さんの御意向なども十分あわせてお聞きをしながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** 大変ありがとうございます。

地域住民の思いが通ったんだというふうに私は理解したいというふうに思います。小学校跡地を囲んで周辺市道及び県道は道幅が狭くなっております。通学道となっています県道日和田松川線においては、県に対する重要要望項目となっている箇所でもあります。しかしながら、御案内のようになかなかその思いがかなっておりません。このような実情にあるこの地の市道環状化は絶対に必要であると私は考えているところですが、市長のお考えをお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この地域の市道について環状化をお願いしたいというような御提案でありますけれども、確かにこの地域の路線、3つの路線をつないで環状化していくということになりますと、大変利便性は高まっていくというふうに思っているところでございます。

ただ、しかしながら、いろいろ案があるようでありまして、案の中には新たな用地を

確保しなければならないなどということもあるようであります。また、その案の中には現在の市有地を利用するというだけで取り組めるというような案もあるようでありますから、その辺のところについては、地元の要望を十分踏まえながら、できるだけ要望に沿うような形で取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますし、従来の通行が現実的に行っていた部分についても、同様に通行可能となるように考えて進めていければというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** ありがとうございます。

非常に何か環状化とは言わないんですが、私の構想に近いような、私よがりな考えかどうかわかりませんが、非常にうれしく思うところでございます。

私は常々こんなふうに思っておりました。先ほど申しあげました下道鬼越線、それを上りあげると慈恩寺本堂に着くというふうに申しあげました市道があるわけですが、私が議員になりましたから、その道路が2度ほど豪雨災害に遭い土砂崩れで通行どめとなったように記憶しているわけでございます。

ちなみにその道路の上に乗った地域と道路下にある地域が同じ町内会であります。これは全く別な自治組織というふうなことでなくて、同じ自治組織というふうなので、ちょっと頭の中で整理していただきたいんですが、私は常々こんなふうに思っていたわけです。上と下をつなぐ道路をどうするかというふうなことを常々考えておったわけです。雨が降れば通れなくなると、このようなものではだめだということで、市道の環状化と、このように申しあげたわけでございます。

そのようにならなくても一番近い方法が、1つの案は、市道下道鬼越線の接続延長道路と跡地と市道日和田慈恩寺線の接続、こうなると慈

恩寺下の地域と慈恩寺上の地域が一緒になります。

2つ目は、市道上宿線の袋小路解消すべくの跡地を利用して県道日和田松川線に接続して慈恩寺下の地域の環状化というふうな線。

3つ目には、先ほど申しあげました蓮池を見る道路、いわゆるミニパークの通じる取りつけ道路のような感じで県道日和田松川線と市道下道鬼越線をつなぐというふうな案でございます。

この3の方法があるわけですが、醍醐小学校跡地を利用する場合、跡地内での接続するには県道日和田松川線と市道下道鬼越線を結ぶ線がつながるということで、例えば下道鬼越線が通行どめになりましても、慈恩寺下の地域が、ミニパーク取りつけ道路を通して日和田松川線に出て日和田慈恩寺線に上りあげると、こうすると同じ地域をつなぐと、こんなふうに考えたわけでありまして、この辺の利便性は市長、どういうふうにお考えでしょうかお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 議員御指摘のとおり、防災上からの点も勘案すれば、県道の整備などに合わせてこの市道の環状化ということが図ることができれば大変地域住民の避難路が確保できるということになりますし、緊急車両の進入などが可能となるということでもありますから、地域の安全・安心が確保されるということになろうかというふうに思いますので、大変防災機能的に向上していくというふうに思っているところでございます。市といたしましては、先ほど来申しあげておりますけれども、我々として取り組めるところは取り組ませていただいて、また県にお願いするところは引き続き強く県に道路の拡幅についてお願いをしていきながら、地域の安全を確保するべく努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 工藤議員。

○**工藤吉雄議員** ただいま市長のほうからもお話

がありましたとおり、防災上からもというふうな言葉をいただきました。火災、あるいは土砂災害等々の上からも市道の環状化なれば地域の方々より高い評価を得るものと私は確信しているところでございます。大変勝手でございますが、私の提案であります、ただいま申しあげました市道の環状化のための用地、市道内のできる、市有地内のできる市道の環状化というふうなものを思いを受けとめていただいて、市道認定要件に合った使用可能な道路路面確保の上の用地確保をお願いして、醍醐小学校跡地利用の質問を終わらせていただきたいと思います。きょうはどうもありがとうございました。

散 会 午後2時28分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。  
御苦勞さまでした。



平成27年9月7日（月曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第3号 第3回定例会  
 平成27年9月7日(月) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

てまいります。

再開 午前9時30分

一般質問

○国井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進め

○国井輝明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成27年9月7日(月)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
11	戦後70年を契機に本市の平和事業をさらに発展させることについて	(1) 平和都市宣言都市にふさわしい平和事業のこれまでの取り組みと今後の展望について (2) 寒河江市内に生存する戦争体験者の証言を聞き取り記録保存することについて (3) 市内に残されているさきの戦争の各種資料を収集・保存することについて (4) 原爆の惨禍を学習してもらうために広島・長崎への市内小中学生の代表派遣について	6番 遠藤智与子	市長 教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
12	住宅リフォーム助成制度（住宅建築推進事業補助金制度）の本年度の実施状況を踏まえての幾つかの課題について	(1) 本年度の実施状況について (2) 予算の増額について (3) 急がれる店舗リフォームへの助成制度について		市長
13	高齢者支援について	運転免許自主返納高齢者へのサポート事業について		市長
14	聴覚障がいに関する助成について	(1) 難聴児の補聴器の助成金制度について (2) デジタル教科書の導入について	2番 古 沢 清 志	市長 教育長
15	18歳選挙権について	(1) 主権者教育を学校で行うのか (2) 主権者教育をするとすれば、誰が行うのか (3) 教育の時期について		教育長
16	戦後70年の節目にあたる今年度の平和行政推進について	(1) 非核三原則の遵守、不戦の誓いを新たにし、市民の平和な暮らしを守るための「ピースアクションさがえ（仮称）」について ア 「平和都市宣言」当時からこれまでの平和行政の取り組みについて イ 防空壕や戦時中の貴重な資料など歴史的文化遺産等の保存について ウ 戦争体験者から語り継がれる史実の記録・保存について エ 小中学生に対する「昭和の歴史」教育と平和教育のさらなる推進に向けて	4番 渡 邊 賢 一	市長 教育長
17	屋外競技スポーツのさらなる振興と生涯健康長寿社会の充実について	(1) 寒河江公園（長岡山）の都市計画マスタープラン見直しについて ア 地域ワークショップ・座談会・パブリックコメント等による意見集約状況と公共事業整備優先順位基準（いわゆる「4つの判断基準」）について		市長 教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		<p>イ 寒河江公園再整備計画における市陸上競技、市野球場の改修リニューアルとクロスカントリーコースの新設整備等について</p> <p>ウ 太陽光や小水力発電などによるスポーツ施設夜間照明のさらなる拡大について</p> <p>(2) 市民のいきいき健康づくりと生涯スポーツの普及について</p> <p>ア 「市民歩け歩け運動」「市民ラジオ体操」の復活と「市民歌のびのび体操」普及等シニア向け介護予防と心身の健康づくりについて</p> <p>イ 「寝たきりゼロ」のため、介護現場における専門トレーナーによる軽体操普及や音楽療法の導入について</p> <p>ウ 生涯スポーツ振興のための予算確保と人的体制強化について</p>		
18	共通番号制度について	共通番号制度の懸念される問題と課題について	15番 内藤 明	市長
19	乳幼児の虫歯予防について	フッ素塗布の現況と課題について		市長
20	スポーツ少年団、部活動について	<p>(1) コーチ、監督等の指導者の資格要件について</p> <p>(2) スポーツ少年団の指導監督の所在と相談窓口について</p>		教育長
21	学校教育について	偏見と思われるが、一部マスコミやブログ等で時折報じられる「日教組の偏った教育」の有無について		教育長
22	新第5次振興計画の評価（見込み）と（仮）第6次振興計画策定の取り組みについて	<p>(1) 新第5次振興計画の各章における平成27年度（最終年度）までの目標をどのように評価（見込み）しているのか</p> <p>(2) （仮）第6次振興計画策定の方策について計画の構成、重点プロジェクト及び計画策定の組織等、さらに</p>	8番 石山 忠	市長



番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		将来都市像について、どのように考えているのか (3) 目標の達成度を受けて、(仮) 第6次振興計画への反映をどのように考えているのか		

### 遠藤智与子議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号11番から13番までについて、6番遠藤智与子議員。

○**遠藤智与子議員** おはようございます。

夏の猛暑が一転して雨空の続く昨今ですが、この雨が農作物に悪い影響を及ぼさないことを願っております。

それでは、質問に入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長並びに教育長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、通告番号11番、戦後70年を契機に本市の平和事業をさらに発展させることについて質問いたします。

今、安倍政権の安保法制関連法案の11法案、通称戦争法案を廃案に追い込もうとする国民のあらゆる階層、あらゆる世代が声を上げ、連日のように抗議集会や行動が行われております。去る8月30日は東京だけで12万人、全国合わせて100万人近い大抗議行動が行われました。これは、60年安保を上回る行動だとマスコミでも大きく取り上げられました。私たちの住む寒河江でも、9月1日には約200人の戦争法反対のパレードと抗議集会が開催されました。

これだけの国民が反対しているのは、この法案が戦後70年の間、一人の戦死者も出さない平和国家としての日本のあり方を大きく変えようとしていることを敏感に感じ取っているからだ

と考えます。今このとき、寒河江市の平和都市宣言の持つ重さを自覚して、広く市民に知らしめることが大きな意味を持つと考えます。

私は、昨年、6月議会、9月議会と平和事業について質問してきた経緯がありますが、その後どのような施策を行ってきたのか、まず伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

遠藤議員から、戦後70年を契機に本市の平和事業をさらに進展していくためにということ御質問をいただきましたが、御案内のとおりことは戦後70年とこういう大きな節目の年であり、マスコミのみならず、さまざまところでこれまでの70年の歩みを検証しつつ、国民に対して平和のとうとさを伝えるさまざまな取り組みがなされているわけであり、

寒河江市におきましてもこれまで戦没者追悼式、戦争と平和パネル展などの取り組みを行ってきたわけであり、ことしは戦後70年ということで、新たな取り組みもさせていただいて、充実をしたところでございます。

具体的には、遠藤議員も参加していただきましたが、市主催の戦没者追悼式において市内の1,394名に上る戦没者名簿の奉呈、さらには特攻隊員として命を落とされた青年の戦地から母親に宛てた最後の手紙をスライド上映とあわせて参加者の皆さんに紹介をさせていただきました。それから、平和都市宣言のお話もありましたけれども、宣言文全文を式次第に掲載して、朗読をしていただいたということでございます。

図書館におきましても、これまでも戦争と平和パネル展というものを実施させていただきましたが、ことしはさらに戦争の体験談を聞くつどいというものを開催させていただいて、お二人の方から戦時中の体験談などを語っていただいたところでもあります。若い方やお子様連れの方々も参加をしていただいて、大変評価をいただいたというふうに認識しております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ありがとうございます。

私もこのたび初めて厚生文教常任委員長ということで戦没者追悼式に参加させていただきました。そのときの1,394名の名簿の奉呈、そして平和都市宣言全文を式次第に書いていただいたこと、それから戦没者の特攻隊員がお母さんに宛てた手紙など、これまでにない意欲的な取り組みに大変うれしく感じたところでありました。私は、この平和事業をさらに発展させたいという思いで質問いたします。

平和都市宣言という表示がございますけれども、市庁舎の壁面に垂れ幕として掲示するとか、より多くの市民の目に触れる場所への掲示を工夫する必要があるのではないかなと考えております。今のところではなかなか目に入りにくいのではないかとこのように考えておりますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 平和都市宣言の告知ということで御質問いただきましたが、御案内のとおり市庁舎の正面にあります広告塔には平和都市宣言を含む3つの宣言と、それから市の木、市の花などを表示してPRに努めさせていただいております。それだけでなく、議員からは垂れ幕とか壁面ということではありますが、今壁面に掲示をしておるものについては、市独自のイベントでありますとか市民や市内の団体などが顕著な表彰を受けたということで、臨時的に設置をしているということでもあります。

そういう意味で、御提案の内容などについては今後検討していく必要があるかというふうに思いますが、宣言文については、現在市のホームページに掲載をしているところでもあります。さらに全文をとということではありますが、それぞれ宣言文、平和都市宣言以外の宣言文についてもそれぞれ全文があるわけでもありますので、そこから辺をどういうふうに表示していけるのかどうかもあわせて検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。

市報などにも全文掲載をとというような趣旨なのかなというふうに思いますが、そういう点もあわせてこれから市報の記事内容、ボリュームなどもあわせて検討して、判断をしていきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 今現在、市庁舎にかかっている垂れ幕は、いろいろな行事やイベントなどの臨時的な周知の方法であるということでしたけれども、今現在3つの宣言、それからそのほかの宣言がございますけれども、木や花とか魚とかありますけれども、そのポールに書かれている文字がそれぞれによって大きいのがあったり、小さいのがあったり、複数並べてあったりということでもありますので、平和都市宣言全文を垂れ幕にするということは言っておりません。その宣言というものを平等な扱いで掲示する方法、垂れ幕にできれば一番いいですけれども、スペースもあると思いますので、その宣言というものを平等な扱いで掲示していく方法を考えていく必要があるのではないかなと思っております。

それで、平和都市宣言全文は、今年の質問で私は石碑にしてはどうかと言ったところ、市長より、それは現実的ではないということをおっしゃったので、私は追悼式に参加して式次第でその平和都市宣言全文に触れまして、市報に毎年8月、2回の市報がありますけれども、その市報に全文は掲載していくことはしてい

ってもいいのではないかと思います。全てに宣言文があるということでございますが、平和都市宣言の全文は大変短いものでありますし、格調の高いものではありませんが短い文になっております。ですので、これは毎年8月になったとき市報に掲載ということで、私はこのたびぐつと現実的な提案として、しているつもりであるんですけれども、その宣言都市というものの複数の宣言ですね、これをやっぱりきちんと市民みんなの目に入るようにということでは、今ある垂れ幕のほかに可能性を探っていくことができるんじゃないかと思うんですけれども、もう一度その辺お願いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市がこれまでにした都市宣言については、5つの宣言があるわけです。平和都市宣言、それから暴力のない明るい都市宣言、暴走族追放都市宣言、寒河江市せせらぎ宣言、そして去年のさがえっこすくすく宣言とこういうことであります。去年、新たにすくすく宣言というものが制定されましたので、その周知ということですくすく宣言が少し大きくなっているところであります。

そういう意味で、その他の4つの宣言については既に制定をしているわけでありますので、そこは平等に取り扱ってというんですかね、表示をしているつもりであります。遠藤議員御提案の点なども十分、来年の8月のときということでありますので、先ほど申しあげましたけれども、いろんな平和事業のPR、告知などの中でそういう宣言の内容などについても、市民にお知らせすることができるかどうかをあわせて検討してまいりたいなというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 先ほど3つの宣言と言いましたが、5つの宣言ですね。どうも失礼いたしました。

その5つの宣言文を平等に載せるということは、まずはホームページに周知しているということでもありますけれども、この平和の問題、これは格別に後世に伝えていく、そういう責任が、責務があるというふうに、全ての宣言が大事ですけれども、この平和のことは私たちの暮らしの根底となるものでございます。それをいつもいつでも私たちのイメージとして持っていられるような工夫、これはぜひ必要だというふうに思いますので、市長がおっしゃいましたように市報に掲載していく可能性、それからいろいろな平和事業を行っていく上での周知の方法を模索していくということでございますので、ぜひそれはお願いしたいなというふうに思います。

それで、もう一つ、昨年質問のときに戦争体験者の方の体験談を記録してまとめていくということを重ねて申しましたけれども、そのときに市長が市内に既にある体験談などをまとめていくということも検討していくという、そういう答弁をいただいておりますが、それについてはどのように検討といいますか、先ほど御紹介いただいた今年度の施策の中には入っていないかと思っておりますけれども、その点については今後どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 戦争体験者の方の証言を聞き取って記録保存していくということでありますけれども、教育委員会のほうで取り組みを進めておりますので、教育長のほうから御答弁を申しあげたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 私のほうからお答えさせていただきます。

戦争体験者の証言につきましては、先ほどお話がございましたけれども、ことし8月に市立図書館の平和関連事業として戦争の体験談を聞くつどいというものを開催しております。その

中で、戦争を体験した2人の市民の方から学徒動員で体験した川崎大空襲の恐怖、あるいは戦時中の食料事情などについて大変貴重なお話をいただいたところでございます。当日、会場には子供連れの方、御家族の方初め40名ほど市民の方が訪れておりましたけれども、体験談に熱心に耳を傾けていたようでございまして、家庭において、あるいは友達などと戦争について語り合うきっかけになったのではないかなというふうに思っております。

こうした事業というのは、戦争を知る世代が高齢化しておりまして、戦争体験の風化が危惧される中でございます。そういう中で、生の戦争体験を語り継ぐという意味で大事なことだというふうに考えております。

高齢のために講演依頼を受けてくださる方がなかなか見つからないという、そういう課題もあるところでございますけれども、今後も機会を捉えまして開催してまいりたいと考えております。

なお、当日語られました体験談につきましては、記録として保存し、今後活用も検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 図書館の図書館まつりでしたか、図書館のその企画で戦争体験者の話を聞く会が催され、これは新聞にも報道された記憶しておりますけれども、やはり大変こういう企画、毎年でも行っていいものだというふうに思います。その2人の方の語られたことを保存していく、記録して保存していくということでございましたけれども、それだけでなく、もっと寒河江市内に現存している、本当ですと聞き取りをして、今生きておられる方の、生存されている戦争体験者の方を訪問して、聞き取りをして保存するということが一番望まれることだと思いますけれども、それ以前としましても現

在残されている証言をまとめていかれるということは、どのようにお考えなのでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 先ほど申しあげましたけれども、体験談ということで集いを開催させていただきましてけれども、そのときの話を記録していくということですが、まとめについては今後こういう事業を機会を得て開催してまいりたいと考えておりますが、その中でどういうふうにまとめていくか検討をしていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** わかりました。

先ほど教育長もおっしゃったように、人間が人間を傷つけ殺し合う戦争の悲惨さ、むごさ、残酷さを後の世代に語り継いで風化を防ぐ責任が、今生きている私たちにその責務があると思いますので、ましてや戦争を体験した世代が80代、90代と年ごとにお年を重ねられて、記憶も失われつつあることを踏まえて、これはかなりの緊急性のあることだというふうに思います。ですので、今おっしゃった内容をさらに深めていかれて、寒河江市の後世の若者に、子供たちにこの体験談が積み重なって記録として残していけるように、ぜひ御尽力をお願いしたいというふうに思います。

そして、次ですけれども、今現在市内に残されています、さきの戦争の資料や史跡、これはかなり膨大なものがあると思われましてけれども、現在市が把握している資料はどの程度あるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 戦争の資料をどの程度把握ということでございますが、教育委員会では長年にわたって寒河江市史の編さん事業というものを取り組んでまいりました。その一環として歴史資料の収集、記録を図ってきたところでございます。

平成19年には、明治維新から太平洋戦争の終結までを記述した「市史近代編」を発売しております。太平洋戦争に関しても多くのページを割いております。その中で、戦時下の寒河江の様子や徴兵の実態、戦地からの兵士の便り、戦時下の教育などについて詳しく記述しておりますけれども、その際市民の皆様から多数の貴重な写真や資料を提供していただいております。調査した上で、重要な資料については市史の中に掲載させていただいたところがございます。

また、市が所蔵している戦争関係の資料につきましては、市民から寄贈されるなどした、例えば供出米割当数量などの記録類、あるいは金物物件買い上げ伝票などの生活資料、そして軍事郵便などの軍隊関係資料、さらに戦時中の書籍など合わせて29件となっているところがございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 全部で29件あるということでございます。

それで、市報にも、4月の市報でしたか、西長少尉の戦地からのお母さんへの手紙も追悼式以前に市報にも載っておりました。市史編さんのところででしたか、目にいたしまして、貴重なお仕事だというふうに思います。

それで、この29件あると言われておりますけれども、ここに山形県歴史教育者協議会、ほか2つの団体、合わせて3つの団体で、「平和と人権やまがたガイド」なるものを編集、発行したわけなんです。それで、山形県内全域の史跡などが載っておりますけれども、この寒河江市では高柴開拓碑なるものがあるということでございます。寒河江の高松にですね。それから、白岩にも防空壕などがあったということもお聞きしております。そのようなこともまず、29件あるとお聞きしましたけれども、まだまだ寒河江市としてわからなかったものなどに発掘していく作業も必要だと思いますし、それらを

こういう開拓碑などというのは写真に撮って記録するというのも必要かと思われ。マイクロフィルムに収録するとか、CD化して後世に残していくとか、そのような必要性も感じられるのですが、その点どのようにお考えなのか伺いたします。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** いろいろな戦争に関する資料等をCD化するなどの御提案でございますけれども、先ほどの答弁の中でも申しあげましたが、戦争関係資料につきましては市史編さんの中で収集、調査いたしまして、市史に掲載するという形で記録をさせていただいたところがございます。

教育委員会といたしましては、引き続き市史編さん事業の中で、本市の貴重な歴史資料の収集及び記録保存に努めて、後世に継承してまいりたいと考えているところがございます。御理解をいただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 先日、先ほどから出されております戦没者追悼式で、その追悼式での様子をCDに撮って保管したということがありましたね。そういうことは大変いいことでありますし、こういう資料を市史編さんのまとめていく過程でやられていくということは大変結構ですが、そこに入らないもの、いろいろな、例えばその西長少尉のCDにもありましたけれども、さまざまな身につけるものとかもきちんと写真に撮って、手紙も写真に撮ってCDに入れているということがございます。それは、大変貴重なものだと思いますので、その29ある、それからそれ以外の未発掘のものも含めて、さらにマイクロフィルムに収録、CD化というものも同時に発展させていただくということをしていただけないかなというふうに思うんでありますけれども、そこら辺は市史編さんのほうでしていかれるということは理解いたしますが、それ以外の

ところでのものについていかがお考えでしょうか。

これは、次の質問の実物の常設展示ということについてもつながってまいりますけれども、あわせてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 基本的には市史編さん事業の中で、さまざまな資料を収集して調査していくという考えでございますけれども、それ以外の、あるいはCD化というものが可能かどうかも含めて、いろいろと研究をさせていただきたいなというふうに思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** そのCD化の収録も含めて検討していくということですので、ぜひ深めていただきますように、これは重ねてお願いしたいなというふうに思います。

次ですけれども、原爆の惨禍を学習してもらうために、広島や長崎への市内小中学生の代表者を派遣するということについてお伺いいたします。

昨年の質問で、私は高校生などの平和式典への派遣や原爆資料館の見学などを提案いたしました。修学旅行などで行っている高校があるというお話でした。そこで、市内の小中学生の代表を毎年送り出す事業に踏み込んでどうかと考えているのですが、この点いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 先ほどの、原爆の惨禍を学習してもらうために派遣というお話でございますが、教育委員会といたしましても小中学生初め若い世代の方々に平和のとうとさあるいは原爆の悲惨さ、戦争のむごたらしさ、そういったものを知ってもらうということは、大変大事なことだと、重要なことだと思っておりますし、これからも学校教育や生涯学習などにおいて取り組んでいかなければならないと考えてお

ります。

先ほど来、話が出ておりますが、市立図書館におきましては例年、原爆に関する親子アニメ鑑賞会あるいは原爆パネル展などさまざまな平和関連事業を継続して開催しております。ことし8月にも終戦70周年記念として原爆関係のパネルや絵の展示などを行ったところでございます。子供さんを含めて多数の市民の皆さんにごらんをいただいたところでございます。

市内の小中学生の代表を被爆地、広島、長崎に派遣してはどうかという御提案でございますが、市で派遣するという場合には、限られた人数になってしまうということや、費用負担の問題などいろいろ解決をしなければならない課題があるものと思っております。この点に関しては、今後他市町村の状況など情報を収集しながら、研究をさせていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 他市町村の動向を注視してということでしたが、ちなみに米沢市では平和都市宣言事業の取り組みとして、平成22年度から、次代を担う中学生たちに体験によって戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを学び、平和のとうとさ、大切さを肌で感じてもらうために中学生の広島、長崎や沖縄への派遣事業を行っております。そして、市報で参加者の感想を載せております。市内8つだったかと思われま、中学校から一人一人の代表ですので、8人ですね。毎年8人の中学生が派遣されて、ことしは広島、来年は長崎、沖縄というふうに、沖縄と姉妹都市にもなっているやに聞いておりますけれども、毎年交代で各中学校から1名を代表者として派遣している事業が、平成22年度から行われております。

私は、その米沢市報を拝見いたしまして、実際に派遣されて行った中学生の書いている感想文を読ませていただきました。熱い思いが伝わってまいります。中学生たちは、口々に命の大

切さや平和のとうとさを、知らなかったと、こういうことがあったのを知らなかった、これは自分が知っただけではなくて、私たちの後世に、私たちの後に続く世代に伝えていきたい、語り継いでいきたいと真摯な決意をそれぞれ述べておりました。それだけでもこの平和事業の意義は大きな意義を持つものだというふうに思っております。

他市町村の動向を見てということでもありますので、ぜひこれは寒河江市でもやっていく、それだけの意味があると思っておりますので、これについて、まず米沢市でやっているということについても一度御見解をお聞きしたいと思っておりますが、済みません、先ほど実物の常設展示についてあわせてお聞きしてしまいましたけれども、これについて答弁があったかと思っております。それについてもよろしくお聞きしたいと思っております。申しわけありません。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** それでは、まず常設展示という御提案について申しあげたいと思っておりますが、歴史資料の展示につきましてはこれまで郷土館の特別展あるいは図書館での郷土資料展というようなことで開催をいたしまして、広く市民の皆様にご公開をしてきたところでございます。これらの中で戦争関係の資料の展示についても検討してまいりたいと思っております。

もう1点、今ございました米沢市の例でございますけれども、県内13市の中では米沢だけかというふうに把握しておりますけれども、東根あたりでは千羽鶴というものを送って、派遣はしていないということでございますが、千羽鶴を送っていると。それから、南陽市あたりは検討はしたけれども、実施はしていないというようなことで、他市もまだそういう予定はないというような現状では把握なんですけれども、米沢の実施状況あるいは課題、問題点等もいろいろ情報収集しながら、今後研究をしてまいりた

いなというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** その米沢市の市報によりますと、市の職員の方が、担当課の方が2人ほど、2人の感想文が載っておりましたけれども、一緒に同行して行って、一緒にお世話をさせていただきながら、市の事業としてやっているということでございます。

まだ米沢市しか実行されていないということでございますけれども、やはりいいものはどんどんと率先してやっていくということが必要だと思いますし、私はその市報に載せられていた中学生たちの思いを実際に見まして、本当に大きな意味が、戦争を知らない子供たちへ伝えていくという意味、それが平和な日本、平和な寒河江市をつくっていくんだということに直結しているなというふうに強く感じたものですので、ぜひこれは研究していくということでございますけれども、実行に向けてぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

私、何度も何度も平和事業について取り上げておりますが、これからも何度も何度も取り上げていくつもりでおりますけれども、ぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

それで、この質問のまとめに入りますけれども、私は戦後70年の節目に、このたび初めて広島市の平和記念式典に参列いたしました。そして、被爆された方の生の声を聞いてまいりました。特に、谷口稜暉さんのお話には衝撃を受けました。そのときの思いを詩に託しました。本市の平和事業のさらなる発展を願って、これを朗読してこの質問の結びとしたいと思います。

広島にて

少年は背中一面のやけどを治療するため、何年も何年もうつぶせで暮らした。

床ずれが皮膚をえぐり、骨まで腐らせた。

そのすき間から心臓がとくとくと動くのが見えた。

少年は苦しむために生まれ、苦しむために生きた。

けれど、死体の山には入らなかった少年は、その苦しみを苦しんだ分の重さで語り継いだ。

語ることは生きること。

核兵器よ去れ。

戦争よ去れ。

生きるとは語ること。

誰にも崩せぬ平和を、平和を守れ。

ありがとうございます。

続きまして、通告番号12番、住宅リフォーム制度（住宅建築推進事業補助金制度）の本年度の実施状況を踏まえての幾つかの課題について伺います。

この事業は、平成22年から100億円以上の経済波及効果があるすぐれた制度であります。今年度から複数回の利用ができるようになりました。補正予算もあつという間に使い果たされるほど需要のあるこの制度の本年度の実施状況について、まず複数回利用した市民の方がどのくらいいらっしゃるのか、その工事内容と金額についてまず伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 住宅リフォーム支援制度ということで御質問ありましたが、今年度は先ほど遠藤議員御指摘のとおり、これまでこの事業を利用された方も改めて利用できるような制度に緩和をして、より利用しやすくしたところでございます。

27年度は、受け付けを8月20日で終了させていただきましたが、全体の申請件数231件でございました。その中で、再利用された方、2回目も利用された方は46件ということで、約2割でございました。

その46件の工事の内訳を見ますと、新築が2件、増改築が1件、リフォームが43件ということで、圧倒的にリフォームが多かったと、93.5%ぐらいリフォームだったということでご

ざいます。

全体で予算的には補正も入れて4,000万円の予算でありましたが、工事費全体では1億5,080万円ほどになっております。その中で、再利用された方への補助ということになりますと810万円ということで、これもやっぱり全体の2割ぐらいになっているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 1億5,080万円ということで、複数回の利用者は810万円の補助額、そして2割ぐらいが使われたということでございます。

やはり8月で……。その前に、補正を組んでくださったということには、大変うれしく思ったところなんです。

ただ、当初予算を見ましたときに、これで大丈夫かな、少ないのではないかなというふうに私も感じたんです。そうしたら、やっぱり案の定、8月で使い果たしたということです。これは、複数回の利用も可能になって、実際に810万円の補助が出たということでもありますし、申請件数もリフォームが圧倒的に多いということでございます。これは、工事を発注する市民にとっても、工事を請け負う業者にとっても大変メリットのある制度であると考えておりますし、合計4,000万円の予算があつという間になくなったということを考えてみれば、私はさらなる追加の補正予算を組んでほしいなと思うほどの思いであるんですけれども、この際思い切った予算の増額を求めていきたいなと思っております。市長の見解はいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この住宅リフォーム補助金制度、平成22年から実施をさせていただいております。平成22年度は3,700万円、23年度から25年度まではそれぞれ5,000万円、26年度が3,000万円ということで、27年度も御指摘のとおり当初予算で3,000万円、そして追加で1,000万円で、合わせて4,000万円ということでございます。そうい



ったことで、6年間実施をさせていただきましたが、大変好評な制度で、寒河江が県内でも先駆けて実施をして、それが県のほうでもそういう制度を創設していただいて、全県下市町村にも広がっているということでもあります。そういうことで、ことしはさらにそれを利用しやすくしているということでもあります。

遠藤議員からは、予算の増額をということがあります、今我々としては来年度に向けてどうしていったらいいのか、どういう制度内容にしていったらいいのかというような検討をさせていただこうと思っております。もちろん、商工会の建設部の皆さんから大変PRも含めて御尽力をいただいている制度でありますから、皆さん方の御意見なども頂戴をしながら、よりよい制度としてさらに充実をしていければというふうに思っているところであります。

その中で、予算の額などについても相談をしながら検討をさせていただければなというふうに思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 相談しながら検討されていかれるということですが、ぜひこれまでよりも大きな予算を……。これまでよりは少ないということでは絶対なくて、これまでよりも大きな予算ということで、ぜひこれはお願いしたいなと思います。業者の方も喜ばれておりますし、複数回に今年度からなって、周知がされればさらにこれからも利用がふえる見込みであると確信いたしますので、思い切った予算の増額を繰り返してほしいと思います。

それで、次でございますが、急がれる商業者の店舗リフォームへの助成制度についてでございます。

昨年も提案いたしましたけれども、御存じのように市内の商店は後継者問題や売り上げ減少などで店舗のリフォームへの意欲をなくしつつある方も多くいらっしゃる、そのように聞いて

おります。この分野への助成制度の創設は、緊急性があると考えております。前回の質問では、高崎市などの先進例などを参考に研究していきたいということでしたが、その後、1年足らずではありますけれども、どのような検討がなされたのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 去年の9月に御質問をいただいて、我々としてもいろんな先進事例なども研究をさせていただいて、どういう支援が可能かどうかなども研究させていただきました。

国の制度あるいは先進事例なども検討してまいりましたが、国のほうでは昨年度から新たな個別商店向けの補助制度として、小規模事業者持続化補助金制度というものを設けております。これは、人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた小規模事業者の持続可能な経営を推進するために、経営計画に基づいて販路開拓を支援する事業というふうになっておりまして、その中で集客力を高めるための店舗改装などにも利用可能な制度だということでもあります。補助率は3分の2、補助金額の限度は上限が50万円ということで、店舗のリフォームにも利用しやすい内容ということでもあります。

この制度については、ことしの2月から市内事業者向けに開催をした経済産業省の説明会でも周知を図ってきたところでございます。それが国の制度と。

それから、市の制度については、これまで空き店舗対策ということで、前回は御答弁申しあげましたが、空き店舗を活用して開業した際の家賃補助をしてまいりましたが、今年度からそれに加えて開業のための店舗などの改装費にも補助対象を拡大して実施をしているところでございます。補助率2分の1、補助金額限度額50万円ということで、そういった意味で大変利用を促進していけるのではないかとという制度で、拡充をさせていただいたところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 小規模企業振興基本法というものが全会一致で国会でも可決されて、小規模事業者持続化補助金制度というものを使われているということです。

これは、実際にきたばかりといたしますか、まだ日が浅いわけではございますけれども、寒河江市内での利用状況、どのような業者が使われてどのように補助されているのか、お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** できて日が浅いということでありましたが、いろんな説明会などもさせていただいておまして、市内での利用状況は26年度分が7件、27年度分では15件というふうになっております。このうち、店舗改装での利用は10件ということで、主な使い道としては看板の設置でありますとか照明のLED化、それからトイレの洋式化への改修などが主な内容というふうになっているようであります。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 26年度が7件、27年度がその倍の15件ということでございます。これもぜひ使っていただけて、空き店舗のほうもあわせて使っていただけるのは大変いいことだと思いますし、していただきたいものの一つだというふうに思っております。

それで、昨年言いました群馬県の高崎市が始めた「まちなか商店リニューアル助成事業」、こういうものもありますけれども、この小規模事業者の持続化補助金などについては審査されるという、審査をして採択されてそれから決まるということも聞いておりますけれども、そうしますとハードルが高くなってくのではないかなという懸念がございます。それとともに、ぜひこの「まちなか商店リニューアル助成制度事業」ですか、小店舗のほうのリフォームについてもまず検討の視野に入れていただ

たいなというふうに思います。

昨年の9月の質問以降、まず高知県では、全国で県で初めて高知県が今年度からこの助成制度を始めました。創設しました。そして……。これ14年度でしたか。昨年度か今年度ですね、なりました。高知県。それから、高崎市に続いて2014年4月から北海道の訓子府町、店舗改修や施設整備への補助も含めた「既存店舗リフォーム」というものを創設しております。建築から10年以上が経過した店舗などの改装費の2分1を、50万円を限度に助成しているということです。

さらに、来年度からは新潟市が「地域商店魅力アップ応援事業」と銘打って、従業員数5人以下、売り場面積250平方メートル以下の小規模店舗を対象に、店舗の建物の改装費や備品購入経費の3分の1、限度額100万円、こういうことを助成するというようになっております。ほかにも山口県宇部市、大阪府茨木市、岡山県井原市などが実施しておるといことです。

この1年間の中に、高崎市への行政視察はかなりの数が行かれて、瞬く間に全国に大きく広がってきております。この事業者の店舗リフォームへの助成制度、ぜひそのような例も踏まえながら、この現在ある小規模事業者補助金制度ともあわせて、空き店舗の助成ともあわせて考えていただけたらというふうに思っております。

商工会などのほうでも、この商店リフォームについて新たに要望が加えられておりますね。ですので、寒河江市としても人ごとということではなくて、寒河江市に引き寄せてぜひ考えていただきたいなと思います。

この助成制度は、商店の活性化、仕事の掘り起こしにつながり、地域循環型の経済が回って、地域も潤い、事業者の笑顔をふやせるものと確信しております。さらなる検討をどうぞよろしくお願いいたします。

残り4分でございます。

最後に、通告番号13番、高齢者支援について。運転免許自主返納高齢者へのサポート事業についてお伺いいたします。

先日、私のところに、「うちのお父さん、とよってはあ、自動車運転する自信なくてして免許証返したのよ。聞くところによると、ほかの市や町では補助金出しているところがあるっていう話だけれども、寒河江市ではないんだか」というお話がありました。そこで、まずこのように運転免許を返納している方は市内にどのくらいいらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これは、寒河江警察署管内での数字でありますけれども、平成26年度は74人、うち寒河江市の方が28人です。平成27年度は、8月末までで寒河江市内の方が22人というふうになっているようです。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ありがとうございます。

県内では、6市7町で交通機関の運賃補助などの支援を行っております。寒河江市でもそうした施策をしてほしいという声が寄せられているんですが、これについてどのようにお考えになりますでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、新しい振興計画を策定している最中でありまして、その中で地域福祉計画というものも策定を進めているわけでありまして。そういった中で、高齢化の進展とともに高齢者の閉じこもり防止あるいは高齢者の社会参加の促進ということが大きな課題となっております。そういう意味で、高齢者の方々の交通手段の確保としての支援というものについては、取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

現在の取り組む内容としては、1つは市内の循環バスの運行というものを計画しているところ

でありますし、お尋ねの運転免許証を自主返納した高齢者の方々に対しては、タクシーあるいは運行予定の市内循環バスなどの運賃に対する補助などについても検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 前向きな検討をなされていかれるということで、うれしく思います。ぜひお願いいたします。持続できれば、持続可能な支援金でということをお願いしたいというふうに思います。

運転証返納者は、26年度で28人ですね。今年度22人ということでございますけれども、これが高齢者へのサポート制度ができて充実していくということになりますと、これはふえていくのかなと思います。そして、ふえていった分、高齢者が事故を起こしたり事故に巻き込まれたりする、それを事前に防ぐことにも効果があるのではないかとこのように思いますので、ぜひこの制度を寒河江市でも立ち上げていただければと思います。

そのことを重ねて要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

## 古沢清志議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号14番、15番について、2番古沢清志議員。

○**古沢清志議員** 皆様、おはようございます。

2番古沢清志でございます。4月の市議会議員選挙におきまして初当選させていただき、支援をいただいた皆様に心から御礼を申し上げます。

私の信条は、1人の人を大切にすることであり、市民の皆様方の貴重な声に真摯に耳を傾けながら、どこまでも市民のため、たゆまぬ努力を続けてまいります。何分未熟者ゆえ至らぬ点

多々ありますが、これまでお支えいただいた皆様方の御期待と負託にお応えするべく、全身全霊をかけてまいりますので、より一層御支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、歴史ある寒河江市議会におきまして先輩議員、執行部の皆様方のより一層の御指導、御鞭撻のほどを賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

それでは、通告番号に従って質問をさせていただきます。

通告番号14番の聴覚障がいに関する助成金についてお伺いいたします。

厚生労働省の「身体障害児・者実態調査」、これは平成18年の調査ですが、全国の聴覚障がい児は1万5,800人とされています。乳幼児の健康診断における聴力検査で、軽度難聴や片耳難聴などの発見が早い段階で発見できるようになりましたが、その後の進学についてなど聴力を補うための支援は十分とは言えません。補聴器の値段は数万円程度で、高額なものになると数十万円にも及びます。また、居住地域の学校に難聴児を受け入れる学級がない場合、受け入れ可能な地域に転居する判断を迫られることもあります。このように、難聴児を抱える家庭にとっては経済的に大きな負担となっており、他の家庭より家計を圧迫している実態があります。

こうした中、近年地方自治体では障害者手帳の有無にかかわらず、必要な聴覚障がいがある子供たちには補聴器購入の補助を受けることができるようになっていきます。

軽度、中等度の難聴は、周りから聞こえているように見えますが、気づかれにくいいため、音として聞こえていても言葉として明瞭に聞こえていないため、そのままにしておくと言葉のおくれや発音の誤りなど言語発達に支障を来すとされています。したがって、早期に補聴器を装用することで言葉の発達やコミュニケーション能力を高めることができます。

難聴児の聴力向上による言語の習得は、平等に学び生活する権利を手に入れることにつながります。そのためにも、補聴器の助成金制度は重要な支援策と言えます。大事な子供たちです。自己負担があるとすれば、市当局で2分の1の助成を要望いたしますが、難聴児の補聴器の助成金制度についての考えをお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 古沢議員からは、難聴児の補聴器の助成金制度ということで御質問がございましたが、乳幼児期の難聴というのは発達のおくれにつながっていくということは御指摘のとおりでありまして、早期発見、早期治療が大変大事になってくるわけでありまして。現在は、生後2日から4日以内に新生児聴覚スクリーニング検査が行われ、早期発見につながっているところでございます。

御質問の難聴児への補聴器への助成制度ということではありますが、1つは身体障害者手帳の対象となるような重度の難聴児の子供さんには、障害者総合支援法による補装具費の助成制度によって補聴器の購入助成が行われているところでございます。

また、身体障害者手帳の交付基準に該当しない軽度から中等度の難聴児の子供さんへの補聴器助成制度については、昨年度から、平成26年度から県の事業として軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業というものが始まっております。寒河江市におきましてもこの制度に合わせて助成を行っている状況にあります。

この県の制度、26年度の実施は、2名の方に13万5,260円の助成を行っているということでございます。この県の制度、今年度35市町村のうちで24の市町村が実施をしている状況となっております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。

また、近隣の地方自治体では、市の図書館で

障がいのある子の読書や、子供たちの読書の支援のために、DAISY図書を導入して障がいのある子供のために役立てているところもご紹介します。子供の字幕タブレットの導入などについてお伺いいたします。

図書館には、DAISY図書を導入し、特別支援学級にはデジタル教科書の導入について必要ではないかと考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

○**国井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** まず、DAISY図書についてでございますけれども、現在近隣では、先ほど御指摘のように天童市立図書館に設置されております。DAISY図書は、パソコン上に映し出された電子図書の文字、この文字の大きさや色調を自由に変えられるというほか、文章に合わせて音声も流れ、そしてその音量を調整できるということでございます。さらに、その音量を手元の機器のプラスとマイナスのボタンを押すことで音声の速度を自由に調整できるという、こんな仕組みになっているようでございます。

ただ、あらゆる図書がDAISY化されているわけではございませんで、天童市立図書館でもまだ絵本等40冊が利用できる程度だということでございます。

障がいを持つ方のニーズに合わせてDAISY図書をどう普及させていくかということは研究段階にあると考えられますので、寒河江市立図書館への導入につきましては先進的に導入している図書館等の実績あるいはニーズ等も踏まえながら、検討をさせていただきたいと思っております。

次に、聞こえに困難さを持つ児童生徒のためのICT機器、この活用についてでございますが、本市の場合、現在、聴覚障がいによって特別支援学校あるいは特別支援学級への在籍というものが望ましいと判断されている児童生徒は

おりません。ただ、毎年学校で実施している定期健康診断というのがございますが、その定期健康診断において平成27年度、今年度ですが、今年度は小学生で9名、中学生で3名が難聴と判定されております。その中で補聴器を使用している児童が2名おりますけれども、いずれも通常の学習は可能であるということで、必要に応じて座席の位置を工夫するというようなことで配慮をして対応しているところでございます。

特別支援教育におけるこのICT機器の活用につきましては、現在研究機関等において鋭意研究がなされて進められているところでございますので、本市においても聞こえに困難さのある児童生徒へのデジタル教科書あるいはタブレット端末等の活用も含めまして、今後研究をしてみたいなというふうに思っております。

○**国井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。

前向きな答弁、本当に心に染み渡ります。軽度や中度の子供さんにもどうか支援の手を差し伸べていただきたいと思います。

続きまして……

○**国井輝明議長** 古沢議員、少々お待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時55分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

古沢議員。

○**古沢清志議員** 通告番号15番の18歳選挙権についてお伺いいたします。

ことしの6月17日、参議院において全会一致で可決成立し、6月19日に公布され、施行日は公布から1年後の来年6月19日となり、来年夏の参議院選挙から実施されます。

18歳選挙権とは、憲法改正の是非を問う国民投票権を18歳以上の男女に与えることに合わせ

て、全ての選挙の投票権を18歳以上にするというものであります。

選挙権年齢の引き下げは、1945年に25歳以上の男子から二十以上の男女に変更されて以来70年ぶり。未来を担う若者の声を政治に反映させていくことが期待されています。今の若者世代も国の借金を支払っていくわけですから、将来の政策も若者の声に耳を傾け決めなければなりません。

現場における主権者教育も必要と考えます。しかし、教師が政治や選挙にその地位を利用してかかわりを持つことが禁止されています。高校生や大学生といっても政治に対する関心や社会の認識が低い中、投票に対する判断基準をどこに持っていったらいいか苦慮すると思います。学校は大切な教育の場所です。その目的に反しないように、一定のルールが必要だと思います。そこで3点について質問させていただきたいと思います。

今回の改正を受けて、学校ではどのような主権者教育を行っていくのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** それでは、お答えいたします。

学校教育におきましては、教育基本法第14条第1項におきまして「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と規定されています。そういうことで、小学校から大学までの各学校段階におきまして、主権者を育成する教育がこれまでも行われております。

具体的には、小学校社会科では国民主権や民主政治などの基本的な内容について学んでおります。中学校社会科では、人間の尊厳と憲法の基本的原則、民主的な政治と政治参加にかかわる内容等について学習をしているところでございます。

また、高校では公民科において学習されていますが、今回の法改正を受けましてより主体的

な社会参画の力を育むために、次期の学習指導要領においては高校の公民科の中に「公共」、これは仮称でございますけれども、そういう新科目を創設することなどが検討されております。文部科学省では、高校生の主権者を育成する教育の充実を図るために、模擬選挙などの実践例やワークシートなども盛り込んだ副教材の作成も進めておまして、近く全ての高校生に配付される予定であるとの報道がございます。

なお、法改正を受けた小中学校での主権者を育成する教育につきましては、次の学習指導要領の改訂の際に本格的に取り入れられていくこととありますので、本市としてもしっかりと対応をしていきたいと考えております。

また、主権者を育成する教育における政治的中立性につきましては、教育基本法第14条第2項の「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」という規定がございますし、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法、さらには昭和44年に出されました文部省通知の「高等学校における政治的教養と政治的活動について」、そういう通知などを踏まえまして、その確保が図られてきたところでございます。

しかし、学校においては政治や選挙の仕組みは教えても、選挙の意義や重要性を理解させたり、社会や政治に対する判断力、国民主権を担う公民としての意欲や態度を身につけさせることが十分ではなかったのではないかという指摘もありまして、今後は政治的中立性を十分に保ちながら、知識中心の学習にとどまらず、情報をみずから収集して的確に読み解き、さらに考察し、互いに議論をし合う、そして判断していくというそういう主権者を育成する教育の充実というものが図られていく、このことが期待されております。

本市においても、こういった趣旨を踏まえま

して、対応をしてきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 御答弁ありがとうございます。

例えば、親は子供を立派に育て、社会に貢献してもらいたく送り出しております。社会のルールは、学校だけでなく、本来親から子へ伝えていくことが最も大切なことなのではないかと思われま。しかし、選挙制度となるとなかなか難しい点もあります。例えば、入院しているとき、また郵送で投票するときなど、投票に際してもいろんなパターンがあり、親が教えることも不安があります。この選挙制度が変わった今日、改めて選挙について教育するのも、投票率を上げることに役立つのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。教員だけではなく、外部からの支援も必要ではないかと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答えいたします。

子供たちが社会の中で自立して、他者と連携、さらに協働しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題を解決していく、そういう主体的にそういった課題解決を担うことができる力を身につけられるように、個々人の直面する課題とか社会のさまざまな課題に対応した主権者を育成する教育というものを充実させていくことは、大変大切なことだと思います。

しかし、御指摘のように主権者を育成する教育というのは、行政や教育機関はもちろんのこと、政党、学会、経済界あるいはメディア、NPO、そして何よりもお話にありましたように各家庭など社会全体で取り組むべきものと思っております。

そのような中、有権者である子供たちの意識を醸成する、そのために出前授業や模擬選挙、子ども議会あるいは明るい選挙啓発に係るポスター、習字、標語の募集などさまざま関係機関

等によって取り組みが行われております。本市でも各小学校の6年生の代表によります子ども議会を寒河江市商工会青年部が中心になりまして開催をしたり、寒河江市独自の取り組みとして中学校3年生を対象に子供の声を市政に届ける市長への手紙の取り組みも行われていることとでございます。御承知のことかと思ひます。

また、さらに山形県選挙管理委員会では高校や大学で選挙啓発のための出前講座を開いて、スライドを使った講義あるいは本物の投票箱を使った模擬投票なども行っておりますので、このような取り組みも学校教育を支援するものと捉えております。

このほかにも関係機関等による主権者を育成する教育にかかわる取り組みというのは多様に行われておりますけれども、基盤となる各家庭や社会全体における大人の役割も大きなものがあるというふうに思っております。

今、議員御指摘のように、今回の選挙権年齢を18歳以上に引き下げるといふ改正は、有権者の対象を広げるといふことだけではなくて、主権者の意識を若者にとどまらず、社会全体に広げる契機になることが期待されている、こんなふうにいるところとございます。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。

ただいま学校教育における模擬選挙なども考えているといふようなことを伺いましたけれども、いつごろされる予定なのかお伺いしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 学校でその主権者を育成する教育がいつごろからかといふふうな御質問でございますけれども、この主権者を育成する教育というのは、さきにお示しいたしましたように、これまででも小学校、大学までの各学校段階において行われてきております。そのような中でございますけれども、今回の公職選挙法の改正に

伴いまして、早ければ来年の夏の参議院通常選挙には18歳以上の高校生も投票を行うことになるとの報道もなされておりますので、このことを考えれば、児童生徒はもちろんでありますけれども、特に高校生に対して主権者を育成する教育の推進というものを図ることは喫緊の課題だと思っております。

そこで、高校では文部科学省が近く全ての高校生に配付予定であります副教材を活用しながら、現行の公民の学習の中で主権者を育成する教育の充実が図られていくというふうに思いますし、また高校だけの問題ではございませんので、小学校や中学校においても社会科の公民的分野の学習はもちろんのこと、児童会や生徒会といった自治的な活動などさまざまな教育活動の機会を通して主権者を育成する教育の充実を一層図っていくよう検討してまいりたいと思っております。

○**国井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 大変わかりやすい御答弁ありがとうございます。

年齢が18歳、19歳といいますと、地元に住所を残したまま進学する学生さんも多く見られます。不在者投票や期日前投票を大いに活用していただき、選挙の投票率アップに尽力していただきたいと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

### 渡邊賢一議員の質問

○**国井輝明議長** 通告番号16番、17番について、4番渡邊賢一議員。

○**渡邊賢一議員** 初めに、5月の連休以降、私は個人的ではありますが、テレビ東京という番組会社の制作の「バツ地理ゼミナ〜る」、ごらんいただきたいと思っております〔資料を示す〕、の本市のさくらんぼのPR番組の創作に協力さ

せていただきました。7月15日のゴールデンワーカーに全国にオンエアされまして、本件では8月15日にYBCで放映されたところでございます。

市民の小学生からお年寄りまで、農家の方が中心でしたけれども、多くの方々が協力をして出演され、さくらんぼの特産地に適した地形や気候を本市出身の井上勘兵衛氏初め偉大な先人たちの御苦労や、おしんに象徴される忍耐強い県民性、市民性など地理、歴史、農業、社会全般について科学的に研究、分析した特別番組が放映されたところでございます。ぜひ小中学校や公民館などで活用していただきたいというふうに思っています。

さて、戦時中は戦地に送る食料が最優先されたために、農家、特にさくらんぼ農家などは果樹を伐採させられたこと、長岡山が食料供給の大根畑、芋畑になったことや松林、何千本とあった松を使って戦闘機の燃料にしたことなど、不幸な歴史も経て特産地の形成に努力されてきたことを我々は忘れてはならないというふうに思っています。

さくらんぼのお祭りの多くのイベントの大成功、これから寒河江まつりなどがございますけれども、その成功祈願とあわせて私は通告したとおり戦争法反対と平和行政の推進について、屋外競技スポーツのさらなる振興と生涯健康長寿社会の充実についての2点について御質問、提言をさせていただきたいというふうに思います。

通告番号16番の戦後70年の節目に当たる今年度の平和行政推進についてでございます。さきに遠藤議員が質問されましたので、重複しないようにお聞きをさせていただきたいと存じます。

1つ目、非核三原則の遵守、不戦の誓いを新たにし、市民の平和な暮らしを守るための「ピースアクションさがえ」、これは仮称であります。これについてでございます。



平和都市宣言当時からこれまでの平和行政については、先ほど市長から一部御説明がございましたけれども、私ども社会民主党市民連合初め全国各地で今国会で審議されている国際平和支援法案と平和安全法制整備法案、この2法案、いわゆる戦争法案のことについて、全国各地で抗議行動が行われております。昨日も多くの方が参加をしたということで報道されております。

特に、18歳前後の選挙権をこれから与えられようとしている高校生、大学生などが参加しているわけです。SEALDsという組織なんですけれども、SEALDs東北も先日結成をされまして、私たちも黙ってられないというような声を上げていることは御存じかというふうに思っています。本市で開催された西村山集会でも、先ほどありましたとおり、200名以上の多くの市民の皆さんが結集されたというふうなこともありまして、ぜひ市長には重く受けとめていただきたいというふうに思っております。

今の審議の状況、本当に目が離せないわけなんですけれども、これに対して本議会に対しては6月の定例会に引き続き市民の代表から強行採決などをしないで真摯で慎重に審議すべきだというような請願も出されているわけでございます。憲法学者や有識者の多くが憲法違反であるということを指摘し、立憲主義を無視したものであるから、直ちに廃案にすべきであるというように言われております。

昨日告示されました山形市長選挙、これも全国的に注目を浴びているわけなんですけれども、この中でも戦争法、賛成か反対かというような争点も出されているということで、非常に大きな問題だというふうに思っています。

市民の平和な暮らしを脅かし戦争への道突き進むことになる、戦争ができる国でなくて戦争をする国になってしまうということになりまして、すくすく育ったさがえっこたちが近い将

来、戦場に送られることになる。このことは、本当に我々としても、親としてもそうですし、多くの皆さんが心配していることであります。奨学金返還免除などで経済的なインセンティブ、いわゆる動機を与えることによって、自発的に、主体的に自衛隊員になろうと、あるいは国防軍であれば軍人になろうというふうなこうした募集に応募するように仕向けるような、こうした経済的徴兵制についても多くマスコミで報じているわけでございます。

こうした一連の暴挙といいますか、そして戦争法案の問題については今申しあげたとおりでありまして、明確に反対を示すべきだというふうに思っています。市長は、平和首長会議の全国の会議の一員でもあられます。市長の基本的な御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員から、現在参議院で審議されております安全保障関連法案についての考え方はどうかという御質問であります。この法案は御指摘のとおり我が国の平和にかかわる、そして国民全体にかかわる大変重要な法案であるというふうに思っております。そして、先ほど来ありましたとおり、反対する市民団体のデモ集会などが報じられておるわけでありまして、また寒河江市内でも1日にはデモが行われたということも承知をしているところであります。また、憲法の解釈などについても議論がある、多く沸き上がっておるということも承知をしているところであります。

やはり国民の声に真摯に耳を傾けながら国政を運営していくということが大変大事なことだというふうに思いますし、国民の生命と平和を、そして暮らしを守っていくというのは、やはり国の責務だというふうに思います。ぜひ、この法案に対してはさらに国会の中において議論を深めていただく。そして、国民が納得いくような丁寧な説明をしていただく必要があるという

ふうになっているところであります。

私は、これまでも機会あるごとに申しあげてまいりましたが、核兵器のない平和な社会を守り、後世に伝えていくというのが私たちの使命であるという思いを常に持ちながら市政運営に携わらせていただいているところでありますので、渡邊議員にも御理解をいただきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 明確な反対という表明はないわけでございますけれども、私はしっかり、この平和都市宣言にあるとおり不戦の誓いをしっかり市民の皆さんに示すことが大事だというふうに思っています。

戦後40年の節目を前に制定された本市の平和都市宣言、1984年当時から30年間の歴史がございます。私、市民の皆さんもいろんな形で平和行政に対して参加をしたり、いろんな関心を寄せたりする機会があったと思いますが、これまでの事業実績、短期の分については先ほど伺いましたけれども、ぜひこの間の実績について教えていただきたいし、その中でもぜひ前向きなさらなるアクションをもっとどのように考えているかも含めてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま渡邊議員から御指摘ありましたとおり、寒河江市におきましては昭和59年の7月に平和都市宣言を行って、市民の生命や身体、財産を守り、市民が平和で健全な社会生活を営むことを第一にということで市政運営がこれまで行われてきたというふうにも思っているところでございます。

そうした中で、これまでの取り組み状況、かいつまんでということに申しあげますが、先ほど近年の取り組み状況については遠藤議員のほうにもお答えをしましたので、それ以外の部分についてお答えをしたいというふうに思っているところであります。

平成7年には戦後50年という節目の年でありましたので、戦争と平和をテーマにした高校生による座談会などもさせていただいたところでございます。それから、ただいま御指摘ありましたとおり、平成25年4月には核兵器のない平和な世界を実現することを目的とした平和首長会議に加盟をさせていただいているところでございます。それから、戦没者追悼式、平和を考える展などのパネル展、アニメ上映、さらには平成23年には広島原爆投下をテーマにした演劇の公演などもさせていただいているところでございます。さまざまな機会あるいは節目を通して、戦争と平和を市民の皆さんに改めて考えていただく、あるいは平和のとうとさを訴えるような事業についてこれまで実施してきたところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

私は、いろんな形で、遠藤議員からもありましたけれども、いわゆる戦争遺跡とか遺品、防空壕とか戦時中の貴重な資料などを、これは物を残すということが大事でありまして、歴史的な文化遺産にして、しっかり市でもっともったかかわっていくべきだというふうに思っています。先ほど件数もお聞きしましたけれども、非常に桁違いではないかなというぐらいにちょっとびっくりしてしまったところです。

私も本市の戦没者追悼式のほうに参列させていただいて、戦地からの手紙という西長少尉がお母様に宛てて送られた……。本当に涙がとまらなかったですね。あれを私も拝見、拝聴いたしました。その後、御遺族に会う機会がありましたけれども、映画「永遠の0」のような美しい、美化したものではないというふうに遺族の方は語っておられました。敗戦後70年において、風化させたり、美化したりというふうなことはだめだというふうなことで、しっかり保存も含めて取り組みを進めていくべきだという市民の

声は高まっております。戦後70年を契機に、二度と戦争の過ちや悲劇を繰り返さないため、広く市民の皆さんに貴重な写真とか記録の御提供を求めているかがでしようかというふうなことです。

先週土曜日に私も、西根地区戦没者追悼式というのがありまして、参加させていただきました。その後に御遺族の方に伺って、日中戦争で戦死された方、西根村の村葬ですね、これがあったというふうな貴重な写真を拝見いたしました。1939年、昭和で言うところの14年9月9日の村葬でありました。そういうふうな現存している戦争の爪跡とか防空壕とかさまざまな遺跡も含めてなんですけれども、こうしたものは市報とかホームページということもあったんですけども、さくらんぼ大学などの講座にして、しっかりそこに多くの皆さんを呼んで広めてもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、これについてはいかがでしようか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** まず、市民に写真や記録などの提供をという御質問でございますが、遠藤議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、戦争関連関係資料につきましては市史近代編の中の太平洋戦争の記述に際して多数の貴重な写真とか資料を市民の方々から提供いただいております。調査をした上で市史に掲載しております。

教育委員会といたしましては、引き続き市史編さん事業の中で本市の貴重な歴史資料の収集及び記録の保存に努めて、後世に継承してまいりたいという考えでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 先ほどちょっと提案した、さくらんぼ大学なんていうところも一つのきっかけになるんじゃないかということについてはいかがでしようか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 確かに、さくらんぼ大学の中で歴史講座のような学部がございますけれども、それは受講する方々の声なども考えながら、聞き入れながら、今後いろいろな学部のあり方、そんなところも検討していきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 私もさくらんぼ大学に入学させていただいて、歴史学部の受講生でございますが、そうした昭和の歴史については残念ながら、古代史とか中世、この辺は非常に専門的にされるわけですが、近代史、特に昭和史についてはまだまだたくさんの知りたいという声が大いというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、戦争体験者から語り継がれる史実の記録、保存については、先ほど遠藤議員の御答弁にもございましたので、市史編さんというふうなことも今ございましたけれども、ぜひ対象者というか御遺族や戦争体験者が御高齢になっているというふうなこともあり、そんなに時間がないというふうなことで、お話をお伺いしたいんだといっても壮絶な戦歴とか悲惨な思い出がよみがえってきて、せっかく忘れようとしてきたのに思い出したくないというふうに言って断られる方も多いわけでございます。したがって、執筆していただけるのであればその原稿を依頼したり、可能な限りビデオ撮影とかそうしたことで後世に残していく、そうした努力が必要だというふうに思うんですけども、いかがでしようか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** これも遠藤議員の御質問にお答えいたしましたところでございますが、ことし8月の市立図書館での戦争の体験談を聞くつどいというものを開催したわけでございます。体験をした2人の市民の方から体験談をお話いただいたところであります。

このような事業というのは、生の戦争体験を語り継ぐという意味で極めて大事なことだというふうに思いますし、今後も開催をしていきたいというふうに考えております。ただ、一方で今回お話ししていただいたお二人にも大変御負担をおかけいたしましたけれども、事業を行う上で戦争体験者の高齢化ということも大きな課題であると思っておりますのでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

ぜひそうしたことから、時間がないというふうなことは共有させていただいて、ぜひ前に進めていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

この項目の最後になりますけれども、小中学生に対する昭和歴史教育と平和教育のさらなる推進に向けてでございます。

まず、先ほど他市の取り組みなど、特に米沢市などの例が御答弁あったわけですが、南陽市は既に沖縄への派遣なども取り組んでいるというふうなこともありましたので、御確認をしていただければというふうに思います。

市内の小中学生向けの講座というふうなことをぜひ御提案したいというふうに思います。さくらんぼ大学とはまた別に、小中学生向けに、いかに戦時中は市民生活が大変だったかというふうなこと、また戦争が一度起きてしまえばどんなことになってしまうんだというふうなこと、これらを後世に語り継ぐことは今生きている我々の使命であって、戦争で命を落とされた先人への供養であるというふうに考えています。

また、中学生、高校生向けのそうした派遣事業についてもそうなんですけれども、ぜひ青少年平和の旅とか国際姉妹都市との文化交流などを通じて、青少年草の根平和交流などを実施しながら、特にこれから大人になっていく子供たちに対する教育について、現地を見なければわからないことはたくさんありまして、そこをぜひ

ひ進めていくべきだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** まず、小中学生向けの昭和史、昭和の歴史の講座ということでございましたが、まずそれにお答えしたいと思いますけれども、先ほど来申しあげておりますように、例年市立図書館で平和に関するアニメ上映会とか原爆パネル展とか、あるいは戦争と平和に関する図書の企画展示、こういった平和関連事業というものを実施しております。そして、ことしは体験談を聞く集いというものを開催したところでございますけれども、小中学生にも戦争を知る機会を提供できたものと思っております。

お話にありました小中学生向けの昭和の歴史講座、この開催につきましては、地区公民館で開催しております少年教育講座、こういったもので取り上げることができないか検討してみたいと思っております。

それから、派遣事業として市内の中高生向けに沖縄、広島などを訪問するという御提案でございましたが、中学、高校生の広島等の訪問につきましては、これも遠藤議員の御質問にもお答えしたとおりでございますが、さまざまな課題があると思っておりますので、今後研究をさせていただくことで御理解をいただきたいと思っております。

つけ足して申しますと、平成25年度に陵南中学校において戦争末期の沖縄を舞台にした劇団トマト座というところの「ひめゆり」という演劇教室を開催しております。生徒たちにとって、平和の大切さとか生命の尊厳とか、こういうものについて考えてもらうきっかけになったなというふうに思っているところでございます。平和教育ということでは、こういう授業も効果的なのではないかと感じたところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

私は、戦後70年の節目の年だというふうなことで、もっともっとこれを契機に、今後に悲惨な歴史を語り継ぐ、そうした行動、アクション、そういったものをもっともっと進めていく必要があるというふうに思いますので、今教育長のほうからも御答弁ありましたけれども、ぜひ今後の検討については前に進めるような形でぜひお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、通告番号17番でございます。屋外競技スポーツのさらなる振興と生涯健康長寿社会の充実についてでございます。

寒河江公園、長岡山、以前は盾であったというふうなことも書かれているわけですが、これについて今、都市計画マスタープランの見直しの時期にもなっているわけですが、ここの問題、課題についてでございます。

昨年9月議会で新宮先輩議員の一般質問のやりとりを踏まえた質問をさせていただきたいというふうに思います。

1つ目は、地域ワークショップ、座談会、パブリックコメントなどによって意見集約がなされ、計画がつけられたというふうな御説明なんですけれども、その中身についてでございます。寒河江公園再整備計画作成段階においては、多くの市民の皆さんから出された意見があるというふうなことでありますけれども、件数の総数は一体何件だったかというふうなことです。

ホームページのほうに、パブリックコメントは7件ありましたよというふうな表示がされているわけですが、このパブコメの内容の公開などは一切なく、どんな市民がどんな意見をされたかなんてというのは一般の皆さんはわからない状況であります。市民の皆さんからは、夜間照明一つにしても花に光を当てるのも大事だけれども、人間にも当ててくれというような切実な声が多いわけでありまして。およそ1カ月だけのイベントに対する、これは不満であります。ツツジゾーンだけでなく、花木林の花咲

かゾーンの整備も今後行っていくんだというふうな御答弁もありましたけども、1カ月しか照明がつかないようなところで、なかなか市民に愛される公園づくりというのはいかがなものかというふうに思われます。

したがいまして、ぜひ計画の段階でのそうした御意見の中身などについて御質問をさせていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、平成25年の6月にこの寒河江公園の整備基本計画というのを策定させていただきましたが、その策定の際には市民の皆さんを対象にしたワークショップ、それから説明会などをそれぞれ2回ずつさせていただいたところでございます。また、途中経過におきましては、定例議員懇談会などで議員の皆さんにも御説明をして、御意見を頂戴して、その後パブリックコメントをさせて、また御意見を頂戴したということでもあります。

市民の皆さんからワークショップ、それから説明会などで出された意見としては、大型車を利用しやすいアクセス道路や駐車場の整備、そしてツツジを含めた四季を通して楽しめる公園の整備、運動施設の充実、それから子供たちが楽しく遊ぶことのできる場所の整備、トイレ・ベンチなど公園整備の充実などの御意見がございました。

それから、議員御指摘のパブリックコメントについては7件の御意見がございました。説明を申しあげますと、1つは野球場のスコアボード、フェンスなどの整備の充実、それから2つ目は遊歩道の整備、3つ目はスポーツ活動の振興拠点に位置づけての公認トラックとクロスカントリーコースの整備、4つ目が長岡山から眺望を楽しむことのできる場所の設置、5つ目が既存特性を生かした身近な自然空間づくり、6つ目が冬場、冬期や悪天候に対応できる子育てを支援するための大規模な屋内遊戯施設の建設、

7つ目がさまざまな人がイベントを開催できるようなスペースの確保などということで、7つの御意見がありました。

市としては、さまざまな御意見をいただいた中で、これからの具体的に実現可能性の高い内容などを検討させていただいて整備をしていくということで、基本計画を策定したところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

7つのパブコメの簡潔な御説明もございましたけれども、3番目は私が実は御提案をさせていただいたものでありました。特に、スポーツ活動、公認グラウンドとか陸上競技場もそうなんですけれども、そうした施設の整備についてはまだまだ不十分ではないかというふうな御意見を申しあげたつもりでございました。なかなかホームページをクリックしても公開されないということで、非常に不信感を持っていた一人でもございましたけれども、今明らかになったのでちょっとだけ安心しました。

都市公園整備における優先順位というのは、当然今回重点プロジェクトということでくくりあるわけですけれども、果たして投資効果というふうなこともあります。一般市民にはいわゆる整備の重要性というところがなかなか理解されていないというふうなところはございます。

都市公園については、特に年間1回も行ったことがないなんていう人も中にはいらっしゃるかもしれないし、私はもう1日に2回行くときもありますけれども、そうやって使っている人もおります。そのいわゆる基準ですね、緊急性とか必要性、熟度、効果については、4つの判断基準ということで、これは道路や側溝整備の中で優先順位基準があるわけですけれども、都市公園についてどのようにお考えなのか。

つまり、昨年の市長答弁では、その時々

の状況に合わせ、重点プロジェクトの事業は必要性なども含め見直していくんだというふうなこともあったわけでありまして、私はその答弁をお聞きして、録画でお聞きして、今出されているアクセス道路の位置や駐車場の確保などについても、この重点プロジェクトになっているわけですけれども、県立寒河江高校の旧体育館の跡地の更地部分や県成人病センターの移転などが新たに出てまいりまして、新たな土地利用についても検討すべきでないかというふうな声が出されています。特に、用地取得なんていう形じゃなくて、1カ月であれば臨時駐車場として借り上げることも選択肢としてはあるんじゃないかというようなことも市民から出されておりました。こうしたところについて御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 長岡山、寒河江公園の整備というのは、重点プロジェクトの一つに位置づけおけるわけですが、この重点プロジェクトというのは、御案内のとおり新第5次振興計画の中のプロジェクトということになります。新第5次振興計画は、27年度までの計画期間のプロジェクトということになっているわけですので、今新しい計画を検討中ではありますが、そういった中で今後このプロジェクトについてどういうふうに引き継ぐかというのは、今は検討中ではありますが、そういった中で基本計画というものをつくらせていただいて、山全体を6つのゾーンに分けて整備を図っていくという基本計画をつくらせていただいたところあります。そういう意味で、基本計画、大変期間も長く、あるいはまた経費もかかっていくという計画になっておりますから、そういう意味では優先順位を決めて整備を進めていくということは当然必要になってきたところあります。

これは、先ほど御指摘のあった公共事業の整備優先順位基準とはまた別に、プロジェクトの

中で優先順位を決めていくということにしたところでありまして、そういった中でやはりアクセス道路の整備、そして駐車場の確保というのが最優先に取り組んでいくべき事業なのかということで、優先的に進めさせていただいているところでもあります。

特に、アクセス道路の整備については、少しそういう環境が変わってきたので見直しをすべきではないかなどという御指摘もいただいたわけでありまして、我々としても必ずしも1回決めた計画に固執しているわけではありませぬし、またそういう状況の変化なども十分踏まえた上で整備を進めていくことについて常に見直しをしていっているところでもあります。

そういった意味で、現在進めているアクセス道路のルートあるいはそういう場所などについては、当初予定した計画で進めていくことに支障はないというふうにも思っているところでもありますので、御理解を賜りたいというふうに思っています。

○**国井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ちょっとここでなかなか理解できないのは、重点プロジェクト、これは当然大事だというのはわかりますし、ランドマーク的な位置づけというのもわかるんですけども、一般市民の皆さんはやっぱり通勤、通学、いわゆる生活道としての優先度のほうがずっと高いわけでありまして、例えばアクセス道路一つにしてもそこを使って通学できるとか、通勤できるなんていうふうなところには、残念ながら、できないかもしれませんけれども、ほとんどつつじまつりやそのイベント、その他ぐらしかちょっと活用できないのかなというふうなことで、本当にその辺も含めて振興計画の策定の中でも議論をすべき課題であるというふうに思っています。

寒河江公園の再整備計画については、その中で市陸上競技場、そして市野球場という体育施

設があるわけですが、非常に改修リニューアルというふうな声があるにもかかわらず、先送りされたり消えたりしているわけです。市民の関係者からお聞きしたところ、過去に陸上競技場は天童に行けど、野球場は河北町や中山町にあるから整備不要なんだということが言われてきたそうです。若者の定住や人口減対策を今必死になってやっている中で、こうしたハード整備不要論はますます人口流出に拍車をかける一因ではないかというふうに言われているわけでございます。

実際、天童や山形に行った私の後輩なども、そっちにうちを建てた人も多いです。スポーツで長岡山をもっとにぎやかにできないかというふうなこともぜひ検討していただきたいというふうに思います。

その中で、市陸上競技場を多目的運動広場にする計画があるわけですが、陸上競技場としての機能は一体この計画の中でどこに行ってしまったんだというふうな声が高まっています。60年前につくられた300メートルトラック、昔は草競馬などもされていたというふうなことですけれども、非常に老朽化が進んでおりまして、30年ほど前から既に競技場として公認グラウンドにはならない。いわゆる400メートルトラックが基準になって、これまでの競技大会は大江中や寒河江高校のグラウンドをやむなく借用されてきたというふうな経過がございます。

中体連の大会は、いろんなジャンボタクシーとかバスを使って、天童の総合運動公園のNDスタジアムまで行っているわけですよ、今。西村山郡内では競技ができないというのも甚だ残念でありまして、東京オリンピックにあれだけの予算をつぎ込むという国とか東京都の姿勢もありますので、これを契機に現在の競技場をしっかりと全天候型400メートルトラックに全面改修するか、あるいは市有地があるわけですので、そこを活用して新設すべきというような

声がございます。

例を申しあげますと、北村山管内の中学校、何校かあるわけですが、もう20年ほど前から中学校のグラウンドがそういう400メートルトラックで全天候型になっているということもございまして、西村山は何一つないというようなことも郡外の方から言われているような状況がございます。これについて、ぜひ前向きな御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** まず、市の陸上競技場の利用状況でございまして、さくらまつり等の駐車場としての利用が43回と最も多くございまして、次に幼稚園や町内会の運動会の利用、3番目には市営野球場の練習会場として使用されている。また、陸上関係では県ジュニア駅伝の練習に6回ほど使用されていると、こんな状況でございまして。

さて、市内には公認されている陸上競技場というのは、第4種公認であります県立寒河江高校の運動場がございまして、6月の西村山陸上競技県選手権大会、あるいは9月の西村山地区秋季陸上記録会などで使用されております。また、6月の西村山中学校総合体育大会陸上競技の部につきましては、天童市にあります山形県総合運動公園陸上競技場で開催されているという状況。

このような現状を考えますと、市の陸上競技場の整備につきましては、一定の必要性も認められるというところでありますが、一方ではこれからの人口減少あるいは財政面などの側面からの検討も必要でありまして、市民の皆さんの声をお聞きしながら今後の課題とさせていただきます。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 休憩前に御答弁いただきましたけれども、人口減少の面からもこれから検討されるというふうなことであります。平成27年度教育委員会の事務事業点検評価報告書によりますと、体育施設整備事業ということで33ページに拡充と、今後の対応については拡充というふうなことも出されておまして、ぜひそこも含めて検討をお願いしたいというふうに思います。

さて、昭和41年につくられました市野球場の改修計画というものが今後終わりなのかどうか、お聞きしたいと思います。

山形市営球場については、マスコミで報じられているように移転、新築をするということがございました。もし、可能であれば山形市営球場の移転によって発生する中古備品なども活用すべきではないかというふうな声も上がっております。

あと、市内外の障がい者や高齢者が段差のないフラットなコース、いわゆる芝生とかウッドチップなどを使った長岡山のクロスントリーコース、こうしたものも要望されております。障がい者である弱視の方や車いすを利用される方々にとって、利用しやすいバリアフリーの公園に整備すべきというふうなところも再整備計画の視点の中で出されておまして、ぜひクロスントリーコース、いわゆるクロカンについてもそういった点を含めて整備をお願いしたいというふうに思います。

最後に、改修や新設整備については現在も維持管理面で雇用されておりますシルバー人材センターの方々の雇用をさらに拡大できるように要望書なども出されておまして、考慮していただいて、雇用の場というふうな創出も必要だというふうに思いますが、御見解を伺いたい



と思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市の野球場の改修整備計画というところでありますが、基本計画の中で記載をしておりますのは老朽化した野球場のスコアボードの新設、さらにはダッグアウト、バックスタンド、それから観客席などの更新、それからあわせて既存のトイレのバリアフリー化などということで、今の基本計画の中では計画をしているところでございます。

この公園全体の基本的なコンセプトとして、やはり御指摘にもありましたように、ユニバーサルデザインというものを導入して、障がい者の皆さんあるいは高齢者の皆さんにも優しい公園を目指していきたいというふうに考えて、そういったことを踏まえて整備を実施してまいりたいというふうに思っているところであります。

クロスカントリーコースの新設という御提案もありましたけれども、現在の基本計画には載っておりませんが、今後いろんなニーズなどもお聞かせいただいて、研究をしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、シルバー人材センターのさらなる活用ということで、現在も主にシルバー人材センターのほうにお願いをして維持管理していただいておりますが、さらに公園の整備が充実していくことになれば、さらにその維持管理の方法などについても充実をしていかなければならぬというふうに考えておりますので、そういった際には、シルバー人材センターのさらなる活用などについても十分念頭に置きながら検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

特に、クロスカントリーコースなどはなかなか平野部にはないわけでありまして、今、蔵王の坊平とか西川町の弓張平、こっちまで行かないと練習ができないというふうなこともありま

して、立派なコースができれば大型バスを何台でも連れてこちらにいらっしゃる方が多いと思います。ぜひそういった面も含めて御検討をいただくようお願いしたいと思います。

さて、次に、原発再稼働に反対する趣旨からも太陽光や小水力発電などによってスポーツ施設の夜間照明のさらなる拡大について御質問をさせていただきます。

市の施設、特に既存スポーツ施設については、夜間照明で自然エネルギーがどの程度活用されているかわかりませんので教えていただきたいと思います。

今、やりとりさせていただいている寒河江公園や西根公園などにももっと拡大し、活用すべきだというふうな声が上がっているところです。特に、現在の陸上競技場については、照明がなく夜間トレーニングもできないと、県縦断駅伝の選手の皆さんからも非常に残念な声が上がっています。これは、警察当局の防犯上も問題があるというふうにこれまでも指摘されてきたところでありまして、早期に整備が必要だというふうに思っております。

さらに、自然エネルギーを有効活用して、屋外スポーツトレーニングができる場所の確保というふうなことで、1点だけ御提案申しあげますと、文化センターの駐車場の外周などを利用して、自然エネルギーを活用した夜間照明、また融雪によって冬期間でもランニングコースやウォーキングコースなどが確保できるように進めていってはどうかというふうなことも出されておりますので、あわせて御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 何点か御質問ございましたが、まず初めに自然エネルギーの活用についてでございますけれども、現在市のスポーツ施設におきましては夜間照明に太陽光発電を活用しているのが、グリバーさがえにおきまして照明灯の

8基、それから2カ所のトイレでの換気に活用しております。自然エネルギーの活用を図るということは、地球温暖化の防止などの自然環境の保護の観点からも大切なことだと思います。一方では、導入コスト等が高いということがございます。グリバーさがえにおいては、設置場所が河川敷地内であることの事情から夜間照明などに太陽光発電を採用しておりますが、他の施設では経済性や明るさを考慮し、電気事業者からの電力の供給による照明灯を採用しているところがございます。

今後、スポーツ施設への太陽光発電などの自然エネルギーの採用につきましては、現時点ではコスト面から課題も多いものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、2つ目は陸上競技場の夜間照明の問題であります。市陸上競技場の夜間照明設備につきましては、利用者の声をお聞きしながら、その必要性を検討してまいりたいと考えております。

最後に、ランニングコースでございますが、文化センターの駐車場の外周部、現在ランニングコースとしての幅がないために改修をして、ランニングコースの幅を確保することとなります。しかし、これによりまして、現在でも駐車可能台数が少ない現状にありまして、さらに駐車可能台数が減少するというところで、催し物などの事業に影響が生じることが考えられます。また、ランニングコースが駐車場の外周となることから、駐車場に出入りする車とランナーが交差してしましまして、安全上の問題などが生じるといったことが考えられます。こうしたことから、文化センター駐車場の外周へのランニングコースの整備はなかなか難しいものと考えております。

なお、市民体育館の2階にランニングコースもありますので、ぜひこちらのほうの活用もいただければと考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員に申しあげます。

一般質問は一問一答で行うようになっておりますので、よろしくお願ひいたします。渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** それでは、次の市民のいきいき健康づくりと生涯スポーツの普及について御質問をさせていただきます。

1つは、「市民歩け歩け運動」とか「市民ラジオ体操」を復活させ、あるいは今つくられている「市民歌のびのび体操」の普及、またシニア向けの介護予防ということで、いろんな心身の健康づくりについてもっと具体的に前に進めていくべきというふうな市民からの声がございます。

「健康さがえ21」における運動量の増加、プラス1,000歩、プラス10分というふうな数値目標などが出されていますけれども、こうしたところをどうやってクリアしていくかというふうなことや、現在環境音楽しか流れていないこの防災無線の活用なども視野に取り組みを進めていってはどうかというふうな声がございまして、けれどもいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 生涯を通して心身ともに健康で生き生きと暮らすというのは、どなたも願うことでありまして、そういう意味で市の発展の活力を維持していくためにも健康づくりというのは大変大事なことだというふうに思いますし、そのための健康寿命を延ばしていくという意味で「健康さがえ21」を昨年度策定させていただいて、さまざまな取り組みをさせていただいているところであります。

先ほど渡邊議員の御指摘のあった取り組みもその中でしていくところでありますが、なかなかまだ去年スタートしたばかりということで、その普及にこれからやっぱり一生懸命になっていかなきゃならないというふうにも思いますし、そのためには市が幾ら音頭をとっても、それを

地域の中で実際に取り組んでいただく人が大事だろうというふうに思いますから、そういう地域の中での人づくりなどもさせていただきたいなというふうに思っているところであります。

また、防災行政無線を使ってはどうかという御指摘もありましたが、去年の8月に防災行政無線の利用をどうしていくかということで町会長連合会、それから自主防災組織の皆さんから基準を決めていただいているところでありまして、今基準に沿って防災情報に限定をして防災行政無線を使った情報を提供しているということではありますが、開始から8カ月たちましたから、改めて運用について検討をしていただいで、できる限りいろんな面で活用させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

寝たきりゼロということが社会的に言われていまして、介護現場においても専門トレーナーによる軽体操とか音楽療法などを導入して、もっともって機能回復していったらどうかというふうなことが言われております。あわせて、生涯スポーツ、そういうトレーニングなども今後念頭に導入すべきだろうというふうに思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 介護現場においては理学療法士、それから作業療法士、看護師等々の専門職によって、ニーズに合わせて専門的なトレーニングをしていただいているというところであります。軽体操、それからストレッチなどについてもニーズに合わせて介護現場で対応していただいているというふうに思っているところでありますので、それぞれの利用者の皆さんのいろんな声をお聞きしながらさらに充実していったら、健康寿命の延伸に取り組んでいきたいというふうに

考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

## 内藤 明議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号18番から21番について、15番内藤 明議員。

○**内藤 明議員** お昼からの一般質問であります。睡眠などに襲われないように私も張りをつけて質問をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

質問通告に従って市長並びに教育長に質問をいたします。

初めに、共通番号制度、いわゆるマイナンバー制度の懸念される問題と課題について市長にお尋ねをいたします。

去る9月3日、改正ナンバー法が、マイナンバー法が衆議院本会議で成立をし、活用範囲が現在決まっている制度より広がり、国による金融資産の監視体制が強化されることになりました。

1つの番号に多くの個人情報をつなげるマイナンバー制度は、行政の効率化や国民の申請手続を簡素化するなどのメリットを生むとしております。一方で、年金情報の流出問題を受けて情報漏えいの懸念は高まり、国による国民監視が進むのではないかと不安も根強く残っております。また、制度の対象範囲拡大は徴税の公平化につながる反面、リスクも大きくなることが指摘され、利便性と危険性が背中合わせになっております。

そこで、最初に基本的なことについて伺います。

総務省は、個人番号を知らせる通知カードは、住民票のある住所に発送するとしておりますが、ドメスティック・バイオレンスやストーカーなどに伴うトラブルがあった場合、カードが入手

できないおそれがございます。どのように対応するのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ことし、来る10月5日からマイナンバー法が施行されまして、住民票を有する全ての方に12桁の個人番号、マイナンバー、それから氏名、住所、生年月日、性別が記載された通知カードが住民登録している住所に簡易書留で送付されることになっております。

しかしながら、議員御指摘のようにDVなどの被害者の方、あるいは東日本大震災の被災者の方、ひとり暮らしで医療機関や施設に長期間入院、入所している方など、やむを得ない理由により住所地において通知カードを受け取ることができない場合も出てくるというふうに思います。このような方々に対しては、居どころ、居所情報を登録していただくことによって、当該居所で通知カードを受け取ることが可能となってまいります。この居所情報の登録申請については、現在国のホームページで広報しております。本市においても市報やホームページなどで広報、周知を図ってまいる考えであります。

また、国県においては、医師会などの関係団体や施設などに対して、ひとり暮らしで医療機関や施設に長期間入所、入院している方などに対する周知の協力依頼を行っております。寒河江市におきましても同様に市内の病院や老人施設などに協力依頼を行ったところでございます。

さらに、避難者の方には、避難者支援だよりで広報も行っております。

今後も介護保険や婦人相談などの各部署の協力をいただくとともに、関係機関と連携を密にしながら、DVなどの被害者の方を初めとしたやむを得ない理由によって住所地において通知カードを受け取ることができない方々に対して、通知カードが確実に送付されるよう努めてまいりますというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、こうした場合の想定マニュアル等は、作成はしてあるんでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** マイナンバー法におきましては、市町村は住民票に個人番号を記載したときは、通知カードにより本人に通知しなければならないと規定されているわけでありまして。例えば、転入転居などの住所変更の際には、窓口で通知カードの提出を求められることとなりますので、通知カードを確実に送付することが求められているわけでありまして。

こうしたことから、国ではやむを得ない理由によって住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理要綱というものを定めるとともに、質疑応答集も取りまとめて我々のほうに、市町村に通知をしているところでございます。

その質疑応答集では、例えばDV等被害者の方が居所情報の登録申請を忘れてしまったために通知カードが加害者側に渡ってしまった場合の取り扱いなどについても記載されております。法第7条第2項の規定、これは「個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあるときは、本人からの請求または職権によって、個人番号の変更ができる」という規定でありますけれども、この規定に基づいた対応あるいは適切な事務処理を行っていく所存でございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 昨今のニュース等を見ておきますと、やっぱりDVなどの被害者にとっては、居住地を知られるというふうな情報の漏れというのは大変重要で、しかも命取りになるような事件が発生しておりますので、私は絶対に安全だというふうな方法でなければならぬというふうに思いますけれども、ただいま市長が御答弁になったような形でそれが担保されるのかどうか、改めて伺っておきたいというふうに思いま

す。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々としては、議員御指摘のようなことが絶対あってはならないというふうに思いますので、そういったことが起こることを想定しながら、きちっとした対応に努めていきたいというふうに思いますし、そういうふうなことについては国のほうでも対応マニュアルというものをつくって我々のほうに通知をしておりますから、それに沿う形で十分意を用いてまいりたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、この制度導入による費用対効果についてお尋ねをしたいと思います。

新聞等が報じるところによりますと、制度のスタートによって行政機関は自治体や税務署などに分散している所得や年金、社会保険などの個人情報番号を使って照会しやすくするなど、行政手続を簡素化したり、効率化したり、あるいは脱税などの不正行為を防いだりする効果があるというふうに紹介をされております。

ところで、一方の主体者となっている住民のほうはといいますと、公的な身分証明書であるとか、あるいはコンビニ等で住民票がとれるとかなどにも使えるというようなことで、若干のメリットがあるようでございますけれども、制度導入の問題とされるようなことを払拭するような大きなメリットというのは、余り私にはないように思えてなりません。そこでお尋ねしたいというふうに思っていますけれども、マイナンバー制度の導入によって費用対効果として考えられる市としての具体的なメリット、あるいは住民の具体的な利便性の向上について伺いたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この導入に伴うメリット、ある

いは住民の利便性の向上にどういう役割を果たすのかというような御質問であります。先ほど内藤議員から御指摘のあったメリットなどに一言で言えば尽きてしまうということがあります。我々の市としては、先ほど来ありましたけれども、この導入によってさまざまな情報の照合、転記、入力などに要する時間あるいは労力というものが軽減されるということが大きいメリットの一つだというふうに思いますし、また国の機関あるいは市、それから県などとの間での情報のやりとりというものがさらにスムーズになっていくということで、あるいは重複したような作業というものが軽減されていくということになりますから、行政事務の効率化というものが図られていくというふうに思っております。

住民の方に対する利便性はどうかということですが、先ほど御指摘もありましたが、住民の方が年金とか福祉、税などに関する手続をするときに提出する添付書類などがこれまでに比べて軽減されるということで、手続が簡素化されるという、そして御負担が減ってくるというメリットが考えられるというふうに思っています。先ほどお話ありましたけれども、所得や他の行政サービスの受給状況などについて把握しやすくなるということになりますので、不正受給などを防止ししていくというふうにも考えているところであります。

御懸念は、個人情報の保護がどう守られているのかということですので、我々としてもそこについては十分留意をしながら、さらに市の独自利用などについても今後検討を重ねて、さらに導入のメリットが享受できるようにしていく必要があるかというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、費用ということで伺いたいというふうに思いますが、この制度のシステム構築に要する費用が推定でおよそ2,700億円

程度というふうに見込まれているそうでありますけれども、そしてまた制度導入後の維持管理費が300億円程度というふうには推定されているそうであります。

そこで、お尋ねしたいというふうに思いますけれども、この制度導入の国による負担と、そしてまた市が負担しなければならない経費の内容について、事務事業別にお知らせいただければというふうに思います。事務事業別にわかれば、それにお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ちょっと細かくなって大変恐縮なんです、このマイナンバー制度導入の事業費は2カ年に分かれております。

昨年度についてまず申し上げますと、住民基本台帳システム改修費が約713万円、相互宛名システム構築費が約454万円、税システム改修費が約542万円、合計1,709万円というふうになっております。そのうち、住民基本台帳システム改修と相互宛名システム構築費用についてはその全額、そして税システム改修については費用の3分の2が総務省の補助ということになっております。総額1,519万円の補助交付を受けているところでございます。そういった意味で、市の負担は約190万円というふうになっているところであります。

今年度分については、住民基本台帳システム改修費に476万円、相互宛名システム構築費に476万円、税システム改修費が452万円ということで、合計1,404万円の事業というふうになっております。補助の割合は、昨年度分と同じでありますので、総額1,234万円の、これは交付申請をしているということになっております。今年度分については、市の負担額が約170万円というふうになるかというふうに思います。

今のが総務省関係であります。

それから、厚生労働省関係、福祉関係のシステム改修もあるわけでありまして。これは、今年

度の事業というふうになります。これについては、事業別に申し上げますと、生活保護システムについて228万円、障がい者福祉システムについては379万円、児童福祉システムについては670万円、国保システムについては約750万円、後期高齢システムについては394万円、介護保険システムについては792万円、健康管理システムについては361万円、年金システムについては243万円、特別児童扶養手当システム83万円ということで、総額3,900万円の事業になっているところであります。

そのうち、年金及び特別児童扶養手当システムについては、その費用の全額が国のほうから、そしてそれ以外については3分の2が、国の、厚生労働省のほうからの補助というふうになっているところであります。現実的には総額1,470万円の交付が見込まれるということで、市の負担については2,430万円になるということでもあります。

我々のほうとしては、その基準額が我々の想定した基準額より非常に国の基準が少ないということで、これについては県の市長会でも申しあげて、国のほうに自治体の負担を生じさせないように要望をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私も率直に伺っております、国のいわゆる事業という割には、全部出してもいかなものかというふうに思っているんですが、ちょっと少ないなというふうに感じたところでもあります。ぜひ、市長が答弁なされましたように、さらに要望を強めていただきたいというふうに思っているところであります。

それから、マイナンバー制度の導入によって地方自治体の効果の一つとして人件費が削減されるのではないかというふうに言われておりますけれども、そこでお尋ねをしたいというふうに思いますが、この制度導入によって将来どのぐらいの人件費の削減が想定されるのか、おわ

かりになれば教えていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど若干申しあげましたが、導入によってさまざまな情報の照合とか転記、入力などに要する時間あるいは労力は軽減されるということを申し上げましたが、我々としてもそういうメリット、人件費の削減、軽減に期待をしたいというふうに思いますけれども、まだ現実的にはこれから制度が導入されるということで、今からのお話でありますので、具体的にどの程度の人件費が軽減されるかということは、なかなか現時点では算定が難しい状況になるかというふうに思います。これからの事業の推移を見ながら検証していく必要があるというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 算定が難しいということでありましたので、ぜひ私もこの制度の導入によって人件費がさらに削減される方向になればというふうに期待をしたいというふうに思います。

次に、特定個人情報保護評価書の作成についてお尋ねをしたいというふうに思います。

さきの6月定例会の中で、一般質問に対するお答えがありまして、特定個人情報保護評価書を策定して公表するというふうなことがありましたが、どのようになされているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国を含めて全ての自治体の特定個人情報保護評価書について、特定個人情報の取り扱いに関する監視・監督等を行う国の機関、特定個人情報保護評価委員会というのがございますが、その委員会のホームページにマイナンバー保護評価のページというのがございまして、そこに記載されているところでありまして、寒河江市の評価書もここで見ることもできるというふうになっているところであります。

我々としても市のホームページで見ることが

できないかというようなことも検討をさせていただいておりまして、来年1月の制度導入に向けて検討しているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私も事前に市のホームページのほうでずっと探しておったんですが、見つかりませんでした。ほかのやつは見つかったんですけども、残念ながら見つけることができませんでした。聞き取りしている、レクチャーしている間にわかりましたが、それでその評価書はどの部署で作成されているのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国の基準がありまして、システムを使用する主管課で作成するというものになっているわけでありまして、したがって、住民基本台帳システムについては市民生活課、それから税システムについては税務課が作成するというものになっております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** それで、いろんな資料を見ますと、第三者点検の実施についてなどもあるわけでありまして、本市ではどのような方法でなされているのか、おわかりになれば伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 内藤議員御指摘にありましたが、評価書作成に当たりましては、特定個人情報の取り扱い件数及び取扱担当者の人数によって全項目評価、それから重点項目評価、基礎項目評価の3段階に分かれているわけでありまして、いずれかの評価書作成が義務づけられているというところであります。

寒河江市においては、この3つの段階の評価の中で基礎項目評価のみの評価書ということに該当するところでありまして、そういう意味では第三者の点検というものは求められておらないということではありますが、情報の漏えいなど

の重大事故が万が一発生した場合などには、市の情報公開・個人情報保護審議会において点検をしていくということにしております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私も当初から全項目調査というふうな形でなされるんだろうというふうに思っておりましたので、基礎項目評価ということだそうでありますから、いたし方ないというふうに思いますけれども、こうした点検の必要性は私もこれは必要だなというふうに思っておりますので、今後のそうした個人情報審議会等の中で、事故なんかあっては困りますけれども、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、大変重要なことでありますが、セキュリティ対策について伺いたいというふうに思いますけれども、このことに関しては絶対安全というようなことはあり得ないわけでありまして、リスク管理あるいはリスク対応をどのように想定しているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々も議員御心配の点、大変重要なところだというふうに思いますので、リスク管理、リスク対応というものに万全を尽くしていかなきゃならないというふうに思っているところでもあります。

寒河江市におきましては、情報システム部門においてマイナンバーを使用する業務を調査し、リスク分析というものを行いまして、その結果をもとにリスク対策を行っているところでございます。

現在の対策といたしましては、特定個人情報を扱うシステムのインターネットへの接続制限、それからUSBメモリーなど外部媒体の使用禁止などを実施しているところでありますが、今後さらに対策を強化するよう検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** この制度そのものもいろんな不安があるわけでありましてけれども、特にこのセキュリティ対策というのは大きな住民の不安だというふうに思います。マイナンバーを扱う公的機関が情報漏えい対策を自己点検して安全宣言をするというふうな仕組みも導入されているそうでありましてけれども、例えば日本年金機構はそうした手続を踏みながらも年金情報の大量の流出があったわけでありまして、その実効性というのは非常に疑わしいものがあるというふうに思います。

プライバシーを国によって一方的に把握され、そしてまた自分の情報がどのように使われるのかというふうな不安や不信といいますか、そういうものが根強くあるわけでありまして、そうしたさらにセキュリティの万全を期していただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、マイナンバーの法規定によりまして公益上の必要があるとき、番号につながる情報を第三者に提供できるというふうなことがありまして、提出先は主に警察等の捜査機関と想定されているというふうに伺っております。市民、国民にそのことに対する懸念が大変大きいわけでありまして、そこで自治体の長としての姿勢をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問の特定個人情報については、このマイナンバー法において同法第19条各号に規定する場合を除いて提供することができないというふうになっております。これを受けて、今回の議会に個人情報保護条例の改正を上程させていただいて、その中で特定個人情報は外部提供できないというふうにしているところでございます。

御質問は、警察が刑事事件を捜査する際の特定個人情報の提供について御質問がございましたが、同法第19条第12号の規定により、これは例



外とされております。情報の提供を求められるということでもあります。

我々としては、そういう場合には法を遵守しながら適切に対応していくというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 今、例外的なものについて御答弁がございましたが、その例外的に照会されるような事務情報の範囲についてお伺いしたいというふうに思いますけれども、捜査機関等に対する情報提供については、いわゆる自分も自己情報提供等の記録開示システムというものが、つまりマイナポータルというそうではありますが、これでもって確認できないそうでありまして、また来年1月に発足する制度運用を監視するところの個人情報保護委員会の権限も及ばないというふうにされているそうであります。

この法案の国会審議中に、この法案について捜査範囲を超えて特定個人情報を分析したり、あるいは他の捜査に活用したりすることは禁じられているというふうな見解を示したそうではありますが、そこで例外的に照会される事務情報の範囲についておわかりになれば教えていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ちょっと個別具体の御質問でありましたので、担当課長のほうからお答えをさせていただきますと思います。

○**國井輝明議長** 月光政策企画課長。

○**月光龍弘政策企画課長** お答えいたします。

ただいま市長のほうの答弁にもございましたが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、これの19条第12号の規定により例外規定が規定されておるところでございます。これにつきましては、第14号まで規定されておりまして、例えば、全てを読むのも時間の関係上、時間がございませぬので、例えば第1項第1号「個人番号利用事

務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供する」場合と、第5号あたりでは「特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき」と、あとは重立ったものとしましては、12号にあります先ほどの警察関係のものということで、そのほかについてはこの法令の条文をごらんになっていただければと思います。以上です。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** もう少し具体的にお聞きしたかったんですが、つまり例えば市で取り扱うところの例えば住民基本台帳の問題であるとか、あるいは、これは後でまた詳しくお聞きをしたいというふうに思いますが、別のところでお聞きしたいというふうに思います。

次に、自己情報のコントロール権ということでお尋ねをしたいというふうに思います。

国民が自身の情報の取り扱いについて自分で決める権利、つまりこうしたことについては自己情報コントロール権というふうに言われておりますけれども、日本でも近年こうした考え方に基づいてそうしたことが認められつつあるというふうに思います。つまり、自分の情報について流れに適切に関与できる権利は基本的人権というふうに考えられるというふうに思いますし、その自己情報をコントロールすることを維持するためにどのような方策があるか伺っておきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在のシステムにおきましても、住民基本台帳の登録内容については住民票で、また介護の認定審査の結果などは本人への通知で登録内容を確認していただいているわけでありまして、マイナンバーにつきましても、これらと同様に本人の通知あるいは証明書など

によって確認をしていただくというふうになるかというふうに思っております。

個人番号カードを作成していただくと、先ほど御質問にもありましたけれども、平成29年1月稼働予定のマイナポータルというインターネットのホームページから自分のマイナンバーがどの業務に使用されたかなどの履歴の確認というのが可能になるというふうになっております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** このマイナポータルという機能は大変重要なものであるというふうに私も思っておりますし、透明性を高める上で必要なことで、自分の情報をコントロールする権利ということでは一部実現できるわけでありますから、評価はできるわけでありますけれども、これが全ての自己情報についてこれが可能なわけではありません。したがって、行政としては、市長、やっぱりここに心血を注ぐべきだなというふうに思います。

国に対して改善を求めるといふようなことをやっぱりすべきじゃないかなというふうに思いますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々としてもそういう個人の情報を自分がコントロールしていく、あるいはそういう権利、基本的な人権としての権利というものを大事にしていかなきゃならんというふうに思いますので、内藤議員の御指摘なども十分受けとめながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** それから次に、このマイナンバー制度における中間サーバーの集約化、共同化ということになされるというふうにお聞きしておりますので、お尋ねしたいというふうに思います。

総務省は、昨年1月、中間サーバー・プラットフォームとして共同化、集約化することを通

知しているそうでありますが、本市ではどのように対処される考えか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましてもこの中間サーバー・プラットフォームを利用することで、昨年度、この開発、運営を行う地方共同法人であります地方公共団体情報システム機構に対しまして利用の申し込みを行っているところであります。

平成29年7月から利用開始するという予定になっているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、そこで端的にお伺いしたいというふうに思いますけれども、その中間サーバーに関する経費というのは、どの機関で負担することになるわけですか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この費用については、全額総務省の補助というふうになっているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 管理運営についても総務省で持つということになるわけですか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々としては、そういうことを期待したいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 市長の期待どおりにいけば私もいいなというふうに思っていますけれども、ぜひそのようになるように頑張っていただきたいというふうに思います。

そこで、中間サーバー・プラットフォームのように情報が一括管理され、そしてここから情報が漏えいするというふうになりますと、国民のプライバシーが一举に拡散することになるわけでありまして、国では中間サーバーでは本人の特定には情報連携用の符号と各自治体の宛名の番号を使い、マイナンバーや住所、氏名等は

保存していないので漏えいしても特定できないという説明はなさっていますけれども、記録している情報とそれから記録している住民情報から個人が特定されたり、あるいは特定される可能性も非常に高いというふうに言われております。仮に自治体からの宛名番号が漏えいすれば、幾ら強固なセキュリティーだとしても、漏えいの危険性はゼロではないというふうに専門家は指摘をされております。

そこでお尋ねしますが、この中間プラットフォームはどこが責任を持つことになるのか伺いたいと思います。管理についてですね。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この中間サーバー・プラットフォームのネットワーク全体の運営につきましては、地方公共団体情報システム機構が運営主体となることでありまして、主にネットワークの運用、それからハードウェアの障害監視及び保守点検、保守作業というものを行うことになっております。

このプラットフォーム内の寒河江市中間サーバーの運用や情報については、寒河江市の責任において管理するということになっております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 今、市長がお答えになったわけですが、次の質問にかかわる問題も出ておりますけれども、つまり中間サーバーに関する特定個人情報評価書の作成は、自治体というふうになっている一方で、ところが中間サーバーの共同化、集約化によって、自治体の責任範囲がそこまでなくて、中間サーバーの手前までというふうに言われているわけでありまして、

にもかかわらず、中間サーバーについては先ほど御答弁あったように、国や地方公共団体情報システム機構の責任になっているわけでありまして、特定個人情報保護評価書は中間サーバーまでは自治体ということで策定されることになっているというふうにされてありまして、そ

の実態はどうなのか。自治体については、サーバーまでの手前で策定をするけれども、そこから先は責任がないというふうになるのかどうか、伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 中間サーバーの特定個人情報保護評価については、中間サーバーを各業務で利用することになりますので、業務ごとに評価を行うということになります。

寒河江市においては、全てのシステムが、先ほど申しあげましたけれども、基礎項目評価の中で実施をしていくということになっているところでございますので、御理解をいただきたいなと思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 時間があればもう少し詳しくお聞きしたいなと思ったんですが、大分時間が迫ってまいりましたので、この問題の最後に行きたいというふうに思いますが、中間サーバーは御承知のように自治体と国の情報連携のかなめであって、個人情報の固まりというふうに言われておりますけれども、曖昧な責任分担によってつくられようとしているわけでありまして、

今、問題となっている年金機構よりも、さらに無責任な体制というふうに言わなければならないというふうに指摘をさせていただきたいというふうに思いますが、そこで世田谷区における住民基本台帳に関する事務の全項目評価書で、先ほど市長からの答弁の中にも一部ありましたけれども、第三者点検がありまして、次のように指摘をしております。中間サーバーの状況が明確になって地方自治体の対応ができる環境になるまで、この制度実施を保留または延期、中間サーバーの安全性について疑義が生じた場合に、マイナンバー制の利用停止も含めて根幹にさかのぼって議論をし直す対応をすべきだというふうにしております。

私もこれについては同感に思うわけでありま

すが、市長の見解がありましたらお伺いしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問ありました世田谷区での第三者点検につきましては、中間サーバーのセキュリティー対策を明記した仕様書がまだ出されていない時点での御指摘であったというふうに思われます。

ことし7月に初めて詳細な仕様書として「自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス仕様書第1版」というのが出されているところでありまして、この中で非常時の対応、さらにはアクセス制限などについても明記されております。そういう意味で、セキュリティー対策は担保されているというふうに我々は思っているところであります。

寒河江市といたしましても、内藤議員御指摘のように懸念されるということでもありますので、セキュリティー対策あるいはリスク管理というものをさらに徹底しながら、このマイナンバー制度の導入に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、虫歯予防のフッ素塗布の現況と課題についてお尋ねをします。

このことについては、大分前になりますけれども、何年ぐらい前になるか私も忘れたぐらい前ですが、乳幼児を持つ保護者から要望があつて、子供の虫歯予防対策として希望者にフッ素塗布をすべきではないかというようなことをこの議会で取り上げて、本市において実施された経過がございます。

その後、フッ素塗布には副作用があるというような専門家の指摘もあり、さきにこのことも案内書に記載をして実施すべきでないかというふうな同僚議員の質問などもございました。そこで、現在どのようになっているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、御指摘ありましたけれども、寒河江市におきましては子供たちの虫歯予防のためのフッ素塗布について、1歳6カ月児健診、2歳6カ月児健診及び3歳児健診の中で保護者の希望される場合に歯科医師の安全管理のもとに実施をしているところでございます。

フッ素塗布に関する保護者への情報提供の方法としては、1歳6カ月児健診の案内の際にフッ素塗布Q&Aという資料を同封して、塗布の目的、方法、その効果及び副作用についてお知らせをしているところでございます。

その中で、従来副作用については通常の塗布では心配ありませんという内容でお知らせをしておりましたが、さきの去年の第4回定例会において御指摘がありまして、副作用の問題やデメリットの部分も書いて判断してもらわなければならないかというような御質問を受けたところでございます。

これを受けまして、歯科医師会の助言などもいただきながら、高濃度で多量に摂取すれば危険を伴いますが、フッ素塗布での使用量は微量のため心配ありません。心配な方は歯科医師に御相談くださいという内容にこの部分を変更させていただいたところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 副作用については、さまざまな形で指摘をされております。マッチポンプのように受けとめられると大変心外でありますけれども、私はこのフッ素塗布については一定の効果があるというふうに今でも理解はしておりますけれども、こうした副作用についても記載して両論併記のような形で実施すべきだというふうに私は思っているところでございます。

日本弁護士会連合会は、2011年の1月に「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」というものを出されておりました、89ページにわたる大量のものなんです、その中で対象者が

正しい選択が可能ないように情報を公平に提供すべきであるというふうにしております。行政当局が推奨している場合には、なおのこと、行政当局の責任であるべきというようなことで、次のように記されております。「フッ素の使用は、本来個人の選択に委ねられるべき問題であって、また研究者や国民の中に反対論も存在するのであるから、対象者に対して一方的に有効性や安全性を強調するだけでなく、反対論についてもできるだけ知らせ、自由で正しい選択が可能となるようにすべきである」というふうにその中で記しております。

ぜひ、このことを受けとめていただいて対処をしていただくように、見解はいいですから、時間がないので見解は求めませんが、このことも十分に強く受けとめていただいて、対処をしていただきたいというふうに思います。まあ副作用のことも両論併記するような形でお知らせをしていただきたいということでございます。

次に、スポーツ少年団と部活動について教育長にお尋ねをいたします。

時間がなくなって大変恐縮ですが、本市ではスポーツ少年団や部活動が盛んに活発に行われ、先日来あったようにスポーツ少年団では全国大会に出場するなど、目覚ましい活躍が見られるところであります。指導者の皆さんには心から敬意を表する次第でありますけれども、今回このような質問をいたしますのは、私も市民の皆さんからいろんな相談を受けて、時には現場にも伺います。今回、対象となっているようなお子さんを持つ保護者から、ぜひ議会で取り上げていただいて質問をしてほしいというようなことがありましたので、前置きなしに質問をさせていただきたいと思っております。

スポーツ少年団や部活動のコーチ、監督等の指導者としての資格要件はどのようになっているのかをお尋ねしたいと思っております。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 指導者の資格要件ということですが、学校の部活動につきましては学校教育の一環として教師の立場から指導を行っているものでありまして、部活動の指導者には特段資格というものはありません。

また、スポーツ少年団には指導者の資格として、単位団活動の中心的指導者としてスポーツ少年団の指導運営に当たる「認定員」という資格と、単位団指導者の中核として団の育成やその指導に当たり、さらに市町村・都道府県スポーツ少年団の組織指導者としてスポーツ少年団の普及並びに活動の活性化を図るとともに、認定員の資質向上と育成拡充に努める「認定育成員」という資格がございます。

そして、各単位団には2人以上の有資格指導者を置くということで、子供たちのスポーツ活動を支えていく体制を整えることとしております。

なお、現在、寒河江市スポーツ少年団には認定員が205名、認定育成員が7名、合わせて212名の有資格指導者がおります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、このスポーツ少年団を指導監督する部署というのはどこになっているのか、伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 寒河江市の各単位団は、寒河江市スポーツ少年団という組織に所属しておりますので、各単位団の指導監督は寒河江市スポーツ少年団が担っているということでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** それで、こうしたスポーツ少年団の中で活動について問題が生じたときに、保護者や子供たちが相談する窓口というのはどこにあるのかお知らせさせていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 相談する窓口ということでございますけれども、各単位団に問題が生じた場合には、市のスポーツ少年団に相談をいただければと思います。事務局としては、市の生涯学習課スポーツ振興室が担当しております。

また、山形県体育協会内の山形県スポーツ少年団へ相談をしていただくことも可能でございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 時間が押してしまってきましたので、スポ少や部活については以上にさせていただきますというふうに思います。

次に、一部にマスコミ等で時折報じられる、あるいはブログ等で目にするにある日教組の偏った教育についてお尋ねをしたいというふうに思います。

いじめや死亡事故あるいは少年犯罪等があるたびに戦後教育が批判をされて、時にはブログ等では労働組合である日教組の教育によるものとする確信犯的なものまで掲載されることがあって、目に余るものがございます。現在の学校教育現場においては、教育基本法や地方公務員法等に基づいて、学習指導要領に従って教育実践がなされているというふうに考えております。

一部マスコミ等で報じられるような日教組による貧困教育というようなことについては、マスコミといえど一概に信じがたいわけでありませぬけれども、そうしたマスコミ等の談話等で指摘されるような労働組合による偏った教育などはないものと考えますけれども、その実態について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答えいたしたいと思います。

御指摘のように、教育基本法第14条第2項におきまして「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と規定しているわけでございます。さらに、地方公務員

法や教育公務員特例法などによりまして、教育における政治的中立性については定められているわけです。

また、小中高それぞれの学習指導要領において、小中学校は社会科の公民分野で、高校は公民科で目標や指導内容を定めまして、これに基づいて教育指導、学習活動が展開されております。

我が国の教育は、このような法に基づいて行われているものでありまして、教育の政治的中立性についてもその確保が図られております。そのため、御指摘のように政治的中立性を欠くような教育はできませんし、本市においてもそのような教育は行われていないと認識しております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 時間が本当に押してしまいましたが、最後にこうした批判や指摘については、これまでの政府や文科省の戦後教育を顧みず、責任を一方的に労働組合に押しつけるような、矮小化するようなものだというふうに私は思いますけれども、心からの教育を論ずるに市民に誤解と偏見を与えるものだというふうに思います。教育長の見解があれば承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 新聞、テレビなどのマスメディアだけでなく、インターネット等の普及によりまして誰もが自由にブログ等で発言できるというそういう社会になっていることもありまして、ある意味、現在では玉石混交のさまざまな情報が飛び交う情報化社会に入ってきているということも事実であろうと思っております。

しかし、このような社会だからこそ正しい情報を発信するということや、誤解のないような配慮をするということは大変なことでありまして、互いの考えの違いも含めて議論し合えるような社会であること、そういうことも大切であ

ると考えております。

市の教育委員会といたしましては、現在本市で実践されている教育について教育行政として支援するとともに、各学校においても積極的に授業を公開したり、学校の様子を積極的に情報発信するという一方で、これまで以上に一層信頼される学校づくりを進めていきたいと考えております。

また、これからの社会を生き抜く児童生徒に對しては……

- 國井輝明議長** 教育長、時間ですので。（「はい」の声あり）自席にお戻りください。（「では、終わります」の声あり）

### 石山 忠議員の質問

- 國井輝明議長** 通告番号22番について、8番石山 忠議員。

- 石山 忠議員** 一般質問の最後になりました。もう少しの時間、おつき合いをいただきたいと思っております。

通告番号22番、新第5次振興計画の評価（見込み）と、次期振興計画というふうに言っていますけれども、私はこの場で仮の第6次振興計画策定の取り組みについて質問をさせていただきます。

「歴史と文化の織りなす、気品ただよ美しい都市 寒河江」を将来都市像に、平成27年を目標年度とする第5次振興計画を平成18年に策定し、社会情勢の変化、国政の変化、第3次山形県総合発展計画の策定、市民ニーズの変化などに対応するため、中間年に当たる平成22年度に計画の見直しを行い、新たな都市像を「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市 寒河江」とした新第5次振興計画を策定し、各般にわたる事業を進めてこられました。平成27年度、今年が目標年度最終年度となります。

基本計画において「いきいきと健やかに暮ら

せる地域社会の創造」の第1章から第6章「市民が主役のまちづくり」まで施策の大綱を定め、それぞれの施策の体験に見直し年の現状と比較する形で、平成27年の目標を定めています。

第1章第1節では合計特殊出生率1.50以上など4項目、第2節には3項目と計画全体で第6章22節に66項目の目標を示し、そのほか重点的に取り組むテーマごとに計画の各章から事業を抽出し、特に推進する施策として主な事業を7つの重点プロジェクトとして事業に取り組んでこられました。

重点プロジェクトの推進に当たっては、市民主体のまちづくりを志向し市民とともに取り組んでいくこととし、その進捗については1年ごとに市民に報告するとともに、市民から市民目線での評価をいただきますとしています。

そこでお伺いいたします。新第5次振興計画の総合評価及び各章における計画の目標、重要施策、重点プロジェクトの達成度や効果などそれぞれの評価についてお伺いいたします。計画期間は本年度末までですので、評価するのは大変だと思いますが、見込みも含めてお伺いしたいと思います。

- 國井輝明議長** 佐藤市長。

- 佐藤洋樹市長** 石山議員から現在の第5次振興計画の評価について御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

平成18年から第5次振興計画がスタートをして、平成23年に見直しをさせていただいて新第5次振興計画がスタートをしたわけでありまして。「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市 寒河江」ということを将来都市像として具体的な数値目標も掲げて、さらには7つの重点プロジェクトを設定して鋭意これまで取り組んできているところであります。ことしは最終年度であります。そういった意味で、掲げてあります計画目標に向かって今、鋭意取り組んでいるところであります。

総合評価はどうかというようなお尋ねでありますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、まだ最終年の途中段階ということで、検証についても現在進行中でございます。途中でございますので、最終的な評価というのはその段階ではありませんけれども、ただ重点プロジェクトなどについては、御指摘ありましたが、毎年度毎年度その進捗状況を市民の皆さんにお知らせして、100人の皆さんから評価をさせていただいて、次の年、またいろんな見直しをさせていただいて頑張らせていただくというところであります。そういう意味では、現時点での状況を見ますと、おおむね計画で掲げた所期の目的に近づいているのではないかというふうに今思っているところでございます。

とりわけ各章に掲げております事業については、御指摘のあったとおり66の数値目標というものを設定して、これは毎年度開いております振興審議会などにおいて、進捗状況を確認いただきながら取り組みを進めてきているところでありまして、現時点においては、達成済み、あるいは達成見込みのものというものについては、66の項目のうち42項目ということになっております。

具体的に申し上げますと、子育てなどの面では待機児童の解消、それから休日保育の実施、さらに観光面では観光客の増加による交流人口の拡大などについて具体的に成果として数字にあらわれてきているというふうに思いますし、また今議会でも報告をさせていただいておりますが、市の実質公債費比率などについても財政健全化に向けた取り組みが着実に進んでいるというふうに思っているところであります。

66のうち42項目ということでありまして、残りの24項目についてはその目標達成の途中の段階というふうになっているところであります。例えば申し上げますと、子育て・高齢者の分野では、地域での希望者が少なかったために学童

保育の設置に至らなかった地域があったことなど、あるいはふれあい元気サロンを運営する老人クラブの休止が増加したことによって、サロンの設置に至らなかった事業などがございます。またそのほか、農業・工業関係、そして市立病院関係の指標もまだまだということで、引き続き達成に向けて取り組みを進めているところでございます。

それから、重点プロジェクトについては、先ほども若干申し上げましたが、「さがえっこ」すくすくプロジェクト、それから「さがえのさくらんぼ」きらきらプロジェクト、それから慈恩寺「悠久の魅力」向上プロジェクト、それから先ほども話題になりましたが、長岡山の「市民憩いの花咲か山」プロジェクト、そして安全安心「共助のさがえ」推進プロジェクト、そして「さがえの雇用」拡大プロジェクト、「さがえはつらつ」プロジェクトということで、それぞれのプロジェクトについて評価をいただきながら進めてきているところでありまして、おおむね実現に向かって行きつつあるというふうに思っておりますが、これについては今後予定しております100人評価委員会での評価をいただきながら、その成果を検証していく必要があるというふうに思っているところであります。

新第5次振興計画については、基本的に市の総合計画でありますから、あらゆる分野についての計画を網羅した形になるわけでありまして、より市民の皆さんにわかりやすい、そして行政としても重点的に取り組むテーマというものを市民の皆さんにお知らせしていくということも役割としてあるというふうに思いましたので、新第5次振興計画では7つの重点プロジェクトというものを改めて設定させていただいて、市民の皆さんに検証をしていただくということをさせていただいたところでございます。

そういう意味で、我々としては重点プロジェクトの設定というものについては、ある程度そ



の効果というものもあったのではないかというふうには認識しているところでございます。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** ありがとうございます。

66項目中の42項目という達成度というのは、誰が点数をつけるかわかりませんが、相当のレベルに達しているのかなというふうに思いますが、残りの24項目も途中であるという状態を考えます場合に、今後の取り組みについては相当これらの点についても生かしていくための御努力をしていただかなきゃならないということだろうと思います。

そんなことを、後でも重複するかもしれませんが、そういう感想を述べながら次の質問に移らせていただきます。

現在、進められております振興計画策定の方策について計画の構成、策定のスケジュール、重点プロジェクト、先ほどちょっと市長も触れられましたけれども、及び計画策定の組織など、さらに将来都市像についてどのように考えられておられるのかをお伺いしたいと思います。

人口減少、超高齢化、少子化と地方は大変な危機にさらされています。このような情勢において、振興計画の策定には従来にも増して大胆な発想が求められていると思いますが、計画の構成、重点プロジェクトや到達目標の設定、計画策定の組織と市民参加、地方創生が国を挙げて叫ばれている状況下での将来都市像の設定、さらに計画策定途中及び策定後の市民周知をどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

市長は、今定例会初日の行政報告の市長の概況についての中で、次期振興計画等の策定に向けた取り組みについて、計画策定等に際し多くの皆様に参画いただくため、市内8地区での地域ワークショップを初め、さがえウーマンズカフェ、成人式でのアンケート調査、庁内若手職員によるワークショップなどを実施しており、

今後皆様からの御意見などを踏まえて策定作業を行い、審議会を経て計画をつくり上げると述べられております。これらの具体的内容についてもお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新しい次期の振興計画について、どの程度、今検討しているのかというような御質問かというふうに思いますが、新しい振興計画について、まず構成というんですかね、つくりを申しあげますと、今の計画というのは基本構想、基本計画というものを設定しているんですけれども、これは新しい計画では基本構想と基本計画を一体化して、計画期間は10年間ということで、それを中長期ビジョンという形でまとめていこうとしております。

また、そのうち5年間を行動計画とする、計画期間とするものをつくっていったって、そういう意味で2層の構成にしていきたいというふうに思います。

中長期ビジョンは、おおむね10年先の寒河江市を見据えた政策の方向性を定めていくというふうにしていきたいというふうに考えておりますし、また行動計画については、中長期ビジョンで掲げた政策展開の方向性などを実現していくために、5年間どのように行動していくかということ具体的な取り組み内容を記載した工程表を設定していくというふうに今考えているところでございます。

なぜこういうふうにしたのかということになるわけでありまして、2層の構造にすることによって、基本構想と基本計画を一体的にするということについては、政策の課題と取り組む方向などについて一体的にあらわすということで、市民の皆さんにはよりわかりやすい計画になっていくのではないかとということで、一体化させていただきました。

また、行動計画については毎年度進捗管理を

行い、取り組み状況あるいはその時々の変動の変化などを踏まえて見直しをしていくというふうに考えております。いわゆるローリングしていくということで、行動計画は考えているところでございます。

計画の策定のスケジュールについて申し上げますと、27年度の策定ということで振興審議会等を開催しておりますが、あわせて3つの部会を分野ごとに設けさせていただいて、御審議をいただいているというふうにしております。

それと並行して、先ほど御指摘にありましたけれども、市民の皆さんから参加していただくということで、市内8地区でのワークショップを開催しているところでございます。さらに、昨年12月には市民アンケート、それから先ほど御指摘ありましたけれども、ことしの5月にはウーマンズカフェ、さらに先般の成人式では二十の方からアンケート調査などもさせていただきました。また、消防団の皆さんからはワークショップなども開催していただいているところでございます。そういった多くの皆さんからの意見を頂戴して、今それを取りまとめている段階でございます。

今後、12月ぐらいをめどに素案をまとめていくというスケジュールになっておまして、まとまった段階で議会のほうにも御説明をさせていただいて、御意見を頂戴し、またパブリックコメントなども実施したいというふうに考えているところでございます。

それから、重点プロジェクトについてどうしていくのかという御質問などもございましたが、新第5次振興計画では重点プロジェクトの設定をさせていただきましたが、新しい計画ではどうしていくのかということについていろいろ検討もいたしました。ただ今回の計画では新しい要素として、御案内のとおり地方創生の戦略というものを、これは10月までにまとめるというふうになっているところであります。

という意味で人口減少対策というものは当然のことながら新しい振興計画の柱の大きい一つになっていくというふうにも思っているところでありますので、総合戦略がまとまった段階でそれを振興計画の中に取り入れていく、そして大きいプロジェクトの一つとして位置づけていくということは、当然のことながら必要があるのではないかとこのように思います。

また、それ以外のプロジェクト設定をするのか、どういうものを設けていくのかということについては、今現在鋭意検討しているところでありますけれども、そういう意味でどうしても人口減少対策、喫緊の課題でありますので、そういう意味での重点プロジェクトの設定についても、新しい計画の中でも設定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、計画策定の組織については、御案内かと思っておりますけれども、振興審議会の20名の今回構成であります。山大人文学部の是川教授を会長にして御審議をいただいて、各種団体から推薦をいただいた方々あるいは有識者、公募員などで構成をしているところでございます。

それから、将来都市像についても御質問があったかというふうに思いますが、新第5次では「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市」ということであります。5年たってやっとなじんできたかなとこのように思う、新しい計画でまた新しい将来都市像をつくっていくということになると、なかなかなじむまでに時間がかかるのかなというふうなところもありますが、その点については振興審議会の委員の皆さんの見識で御協議をいただくというふうになっているところでありますので、御理解をいただければというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** どうもありがとうございます。

3部構成を設ける、あるいは振興審議会につ

いても20名の各界、各層、各団体の代表者とい  
いますか、推薦者をもって充てるということをお  
伺いしました。

そこで、ひとつ御意見といえますか、私の考  
え方を申し上げますと、市民の参加と同時に寒  
河江市を外から見ている人たちの意見を求める  
というのも非常に大事なことじゃないのかなと  
いう思いがあります。そんなことで、佐藤市長  
が積極的に取り組んでこられて、現在非常に大  
きな役割を果たしております仙台寒河江会など  
の組織の活用、そういったことなんかもこの振  
興計画をつくるに当たって取り入れることがで  
きないのか。

これは、組織の問題を申しあげの際に計画策  
定及び審議会のメンバーが、例えば、後から触  
れますけれども、振興計画を上位計画にしてい  
る各種計画が30近くあるはずで。都市計画マ  
スタープランを受けての、あるいは公園整備計  
画もそうですし、そういったメンバーが往々に  
して同じような顔ぶれになるというふうになっ  
てきますと、基本的には何も変わらないような  
状態になるのではないかなというふうな思いが  
ありますので、そのことを申しあげながら3番  
目の質問に入らせていただきますが、先ほど市  
長から大変効率のよい目標の達成度、評価を出  
していただきました。それを受けて、第6次振  
興計画への反映をどのように考えておられるの  
かというのは、今の振興審議会やいろんな場面  
でもそういうことが生かされるというふうに思  
いますけれども、重点政策の達成度評価を受け  
て振興計画への反映には従来の方策にとらわれ  
ない、時代の変化を捉えた、将来を大胆に予想  
した仕分けのほうももっと大事になってくるの  
かなと、そういうことが今回の基本構想と基本  
計画を一体化した計画の変化にあらわれている  
のかなというふうな思いはありますけれども、  
さらに振興計画を上位計画とする多くの計画に  
ついて、それぞれの計画における中間見直しな

どによって計画期間など大部分の計画につい  
ては調整が図られているようではございますが、振興  
計画との内容について整合性を図るための見直  
しなどはどのように考えているのか御所見をお  
伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、第1点でありますけれ  
ども、もう少し寒河江市を外から見ている人な  
どについても振興のための御意見を頂戴する場  
を設けてはどうか、あるいは振興計画などにつ  
いて意見をもらってはどうかというような御提  
案でありますけれども、大変我々としても、中  
にいる、あるいは振興審議会の委員の皆さんだ  
けでなくて少し外から見ている、あるいは遠く  
から見ている人などからも寒河江についての意  
見を頂戴するという事は、大変必要だという  
ふうに思いますし、我々としても井の中のカワ  
ズにならないようにいろんな御意見を頂戴して  
いくということは必要だというふうに思います  
から、まだこれからいろんなパブリックコメン  
ト、素案がこれからまとまるわけでありませ  
ぬので、そういった段階でいろいろ御意見を頂  
戴できる場を設けていければというふうに思っ  
ております。

それから、もう少し単なる新第5次振興計画  
の延長線上にあるような新しい次期振興計画で  
はなく、見直すところは大きく見直しをして、  
大胆に計画を設定してはどうかというような御  
指摘でありますけれども、ごもった御意見だ  
というふうに思いますし、それぞれの目標が  
たとえ達成されない項目などについて、その項  
目について必ずしも引き継いで新しい計画で設  
定する必要があるのかどうかなどについては、  
時代のニーズあるいはこれからの社会の状況な  
どを十分想定しながら、検証をしながら、新  
たな目標の設定などについてやはり大胆に考  
えていくということが必要だろうというふう  
に思っておりますので、ぜひそういった

意味で議員各位にも大所高所からの御意見を頂戴できればなというふうに思っているところであります。

それから、振興計画、最上位計画になるわけでありすけれども、今年度、特に見直しあるいは策定をしている計画というのは、振興計画以外に9つございます。先ほども若干申しあげましたけれども、地方の創生戦略も一つありますが、さらに将来を担う子供たちの教育指針となる教育振興計画の策定もそうでございますし、市の都市計画基本方針を示す都市計画マスタープランも見直しを並行して進めているところでございます。そのほか、地域福祉計画などについてはとりわけ振興審議会の中でもいろいろ検討をさせていただいて、振興審議会の中に組み入れるというようなことで今進めているところでございます。

そういう意味で、整合性は当然とりながら、やはり市民の皆さんに振興計画はこうだけれども、それぞれの計画ではばらばらになっているなどというようなことにならないように、一貫性のある、市の方針というものが、市民の目指すべき方向というのがわかりやすく示せるような形でそれぞれの計画が策定できればというふうに思っているところでありまして、そういう意味では、市役所のそれぞれの担当の部署も連携を持ちながら、横断的にそれぞれの情報を共有しながら今進めているというところでありますので、御理解をいただければというふうに思います。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 寒河江市を愛する寒河江市出身の方や、県外に住む方がたくさんおられます。いろいろと寒河江市を、自分のふるさとを非常に気にかけて発展を願っている人というのは本当にたくさんいると思いますので、ぜひその方たちの意見、希望、そういったものを取り入れられるような手だてをぜひ図ってほしいなとい

うことを思っています。

新振興計画策定には、消滅可能性都市論にあらわれているように深刻な人口減少を初め、多くの課題があるというのは、先ほど市長がおっしゃられたとおりです。将来の見通しが困難であるとは思いますが、他に誇れる振興計画が策定されることを期待しています。

また、振興計画は計画策定が目的ではなく、それぞれの計画を具現化するために取り組む基盤であり、スタートだと思えます。

さらに、振興計画を上位計画とする各種計画は、事業を進める大切な推進計画ですので、とにかく言われがちな、市長もさきに触れられました縦割り、横割りといったセクションにとられない行政運営を期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

散 会 午後2時49分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成27年9月8日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第4号

第3回定例会

平成27年9月8日(火)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- // 2 認第 2号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 3 認第 3号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 4 認第 4号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 5 認第 5号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 6 認第 6号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 7 認第 7号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 8 認第 8号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 9 認第 9号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- // 10 認第10号 平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- // 11 議第53号 平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- // 12 議第54号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- // 13 議第55号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- // 14 議第56号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- // 15 議第57号 寒河江市個人情報保護条例の一部改正について
- // 16 議第58号 寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正について
- // 17 議第59号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- // 18 議第60号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- // 19 議第61号 市道路線の認定について
- // 20 請願第 9号 原子力発電所再稼働の中止を求める請願
- // 21 請願第10号 安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願
- // 22 質疑
- // 23 予算特別委員会設置
- // 24 決算特別委員会設置
- // 25 委員会付託
- 休憩
- 再開
- // 26 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

- 國井輝明議長** おはようございます。  
ただいまから、本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

### 議案上程

- 國井輝明議長** 日程第1、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定から、日程第21、請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願までの21案件を一括議題といたします。

### 質疑

- 國井輝明議長** 日程第22、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いします。  
初めに、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
次に、認第2号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
次に、認第3号平成26年度寒河江市浄化槽整

備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第4号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第5号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第6号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第7号平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第8号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第9号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第10号平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第55号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第56号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第57号寒河江市個人情報保護条例の一部改正について質疑はありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 この条例改正案については、マイナンバー制度にかかわる条例改正であると思いますので、きのうも一般質問で申しあげましたが、わからない部分がありましたので、お尋ねをしたいと思います。

例外的に照会される情報の範囲についてきのうもお尋ねしたんですが、わかりませんでしたので、具体的に教えていただきたいと思っています。例外的に照会される情報というのは具体的にどういうものがあるのか教えていただきたいと思いますし、どういう機関に対しては例外的な取り扱いにされるのか教えていただきたいと思います。

もう1点、ページ数でいいますと19ページの下から3行目なんですが、ここに16条の次に次の1条を加えるとありますけれども、そうしますと1条を加えるとこれが17条となるわけですか。この点についても教えていただきたいと思っています。

○國井輝明議長 菅野総務課長。

○菅野英行総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 今回の個人情報保護条例一部改正につつま

しては……

○國井輝明議長 マイクを近づけて。

○菅野英行総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 マイナンバー制度がスタートすることに伴いまして、市の個人情報保護条例にマイナンバー制度にかかわるもの、特定個人情報を取り扱えるように規定するものです。

御質問にありました外部提供につきましては、法律の規定によるということと個人情報保護条例の中では適用外にするということにしております。それで法律によるということにしております。

法律で、第19条でありますけれども、外部提供というよりは特定個人情報の提供をできるものを特定しております。ですから、本人でありますとか本人代理人、個人番号関係事務実務者等が規定ありまして、そういった一般的でない外部といいますと例えば税務署からの照会でありますとか地方税法に基づきます。税務署からの照会、地方税法に基づきます国税庁長官、知事、市町村同士での提供でありますとか、先ほど御質問がありました刑事事件関係の照会、そのほか会計検査院の検査のための会計検査院への提供、100条委員会、地方自治法100条による調査のときでありますとか限定的になっております。

市の個人情報保護条例でありますと、そのほか審議会で認めたようなものも外部提供ができるという規定がありますが、そういった規定は適用にならない。あくまで、法の第19条に規定されているものしか提供しないという規定にしてあります。

もう1点、第16条の次に1条でありますけれども、第16条の2を加えるものであります。よろしいでしょうか。

○國井輝明議長 ほかに質疑は。内藤議員。

○内藤 明議員 16条の2を加えるということなの。だって、16条の次に、次の1条を加えると



いって、だから17条となるのかなと思っているんですが、違うのかな。それは後でお答えいただきたいと思いますけれども。

個人情報に関しては、きのうお尋ねしたところのマイナンバー制度とは違ってこれはこれだということのかなと思っているんですが、法律の規定に従ってそれは捜査とか何かの問題については提供されるということですが、これは個人情報保護条例と深くかかわっているんですが、例えば今度マイナンバー制度が始まって行政としてもさまざまな情報が今後加味されるといいますか、つなげられるといえますか、いくようでないと余りメリットがないと思いますので、さまざまな情報がつながると思うんですね。それを全部法律では提供されることになるんですかということをお聞きしたかったんですが、そういうことなんでしょうか。おわかりになればぜひ教えていただきたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 菅野課長。

○**菅野英行総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** 法律で一応決まっている個人番号がついている個人情報の提供ということですので、法第19条の規定に従って、これしか提供しないということになると私は思っております。

○**國井輝明議長** ほかに質疑は。（「17条の件は」の声あり）菅野課長。

○**菅野英行総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** 16条、既に既存の17条がありまして、16条の次に16条の例外規定を設けますので、16条の2ということで関連する条文を加えるものであります。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第58号寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第59号寒河江市特別職に属するものの給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第60号寒河江市手数料条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第61号市道路線の認定についてに対する質疑はありませんか。渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 2点ほど御質問させていただきたい。

○**國井輝明議長** 渡邊議員、所属する担当ですので、概括的なものに。極力。

○**渡邊賢一議員** 社会民主党市民連合。

○**國井輝明議長** いえ、所属する委員会でありますので、発言はなるべく控えていただくようにということをお願いしておりますので。

○**渡邊賢一議員** そうですか。常任委員会で。

○**國井輝明議長** 後ほどの委員会で質疑をお願いしてもよろしいでしょうか。

○**渡邊賢一議員** 1点だけ概括的な質疑でよろしいですか。

○**國井輝明議長** 概括的なことをお願いいたします。

○**渡邊賢一議員** 昨日も質問させていただいた点でわからなかった点があったので御質問なんですけれども、市長からユニバーサルデザイン、障がい者もまた高齢者もということではいろんなものを公園の整備にその精神は入れていくんだということなんですけれども、この市道認定においてそうした段差をなくすとか歩道の大きさとか詳細についてはこの資料だけではよくわかりませんので、安全面とかそういったところについては常任委員会でよく説明していただきたいと思ひます。市長から御答弁あればお願いしたいと思ひます。そういう規格なのかどうかということです。幅員12メートルの中にどのように。

○**國井輝明議長** 委員会のほうでよろしいでしょうか。

○**渡邊賢一議員** じゃあ、詳しく常任委員会でお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** お願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

### 予算特別委員会設置

○**國井輝明議長** 日程第23、予算特別委員会の設置についてお諮りします。

議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

### 決算特別委員会設置

○**國井輝明議長** 日程第24、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳

出決算の認定についてから議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く14人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く14人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

### 委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第25、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第57号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号、請願第9号、請願第10号
厚生文教常任委員会	議第55号、議第56号
予算特別委員会	議第54号

決算特別委員会	認第1号、認第2号、 認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、認第8号、 認第9号、認第10号、 議第53号
---------	--

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時48分

再 開 午前11時50分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**寒河江市議会決算特別委員会  
正副委員長の互選結果報告に  
ついて**

○**國井輝明議長** 日程第26、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告についてであります。

休憩中に決算特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

決算特別委員長、阿部 清議員、決算特別副委員長、古沢清志議員。以上でございます。

**散 会** 午前11時50分

○**國井輝明議長** 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。



平成27年9月18日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第5号

第3回定例会

平成27年9月18日(金)

決算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第54号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)  
// 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 3 質疑・討論・採決

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第 4 認第 1号 平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について  
// 5 認第 2号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
// 6 認第 3号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
// 7 認第 4号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
// 8 認第 5号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
// 9 認第 6号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
// 10 認第 7号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
// 11 認第 8号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定  
// について  
// 12 認第 9号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の  
// 認定について  
// 13 認第10号 平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について  
// 14 議第53号 平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
// 15 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 16 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第17 議第57号 寒河江市個人情報保護条例の一部改正について  
// 18 議第58号 寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正について  
// 19 議第59号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について  
// 20 議第60号 寒河江市手数料条例の一部改正について  
// 21 議第61号 市道路線の認定について  
// 22 請願第 9号 原子力発電所再稼働の中止を求める請願  
// 23 請願第10号 安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願  
// 24 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 25 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第26 議第55号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
〃 27 議第56号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)  
〃 28 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 29 質疑・討論・採決  
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

### 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第1、議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。石山予算特別委員長。

[石山 忠予算特別委員長 登壇]

○**石山 忠予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)であります。

9月8日、委員全員出席のもと委員会を開会し、議第54号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。議第54号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第3、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第4、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

### 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第15、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長の報告を求めます。阿部決算特別委員長。

[阿部 清決算特別委員長 登壇]

- 阿部 清決算特別委員長** 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1

号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について、認第10号平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

9月8日、委員14名出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、11案件を一括議題とし、会計管理者及び水道事業所長の議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり認定及び可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

最初に、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号及び認第10号の6案件を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。



次に、議第53号について採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認第1号、認第5号、認第6号、認第7号の4案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第16、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに認第1号、認第5号、認第6号、認第7号及び議第53号を除く、認第2号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について及び認第10号平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

6案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号及び認第10号については原案のとおり認定されました。

次に、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決及び認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認第5号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認第6号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立より採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認第7号平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定されました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第17、議第57号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第23、請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願までの7案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第24、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。太田総務産業常任委員長。

〔太田芳彦総務産業常任委員長 登壇〕

- 太田芳彦総務産業常任委員長** 総務産業常任委

員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第57号から請願第10号までの7案件であります。

審査の都合上、初めに議第61号の審査を行い、次に、議第57号から議第60号までの審査を行い、その後請願第9号、次に請願第10号の審査を行うことを諮り、異議なく了承されそのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第61号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「道路にかかる物件で2件のアパートも対象になっていたが、補償についてはそこに住んでいる方と土地の持ち主ということなのか」との問いがあり、当局より「補償については土地の持ち主とアパートの大家さん、それにそこに住んでいる方、それぞれに対して補償契約をするものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「改正条文の第8条第3項ですが、大きな災害時に目的外利用ができるように条文を整備するということだが、この大きな災害というのはどのくらいの規模を指しているのか」との問いがあり、当局より「マイナンバー法第9条4項に激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときと規定がありますので、それを適用することになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号寒河江市特別職に属するものの給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号寒河江市手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「住民基本台帳カードと個人番号カードとの違いは」との問いがあり、当局より「300円の差という部分だと思いますが、基本的にはそれぞれの電子カードの購入原価相当額ということです。個人番号カードにつきましてはICカードということで購入原価そのものが違うということから300円の差が出ていると理解しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りましたが、質疑において委員より請願第9号を閉会中における継続審査とすることの動議が提出されましたので、採決の結果、多数をもって請願第9号を閉会中における継続審査とすべきものと決しました。

次に、請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りましたが、質疑意見等もなく討論に入りました。

討論の内容を申しあげます。

委員より「安全保障関連二法案につきましては5月15日に国会に提出され、真摯に慎重な審議がなされ、7月16日に衆議院で可決されたものです。また、最近の日本を取り巻く安全保障環境は急激に不安定になりつつあります。そんな中で、現在参議院におきましても慎重に審議されているところであります。我々地方議員も今審議されていることを見守っていく必要があるのではとの考えから反対としたい」という旨の反対討論がありました。

委員より「衆議院の中で強行採決をしてまでこの法案を押し通してきたということがあります。また、多くの識者が憲法違反であるとの認識もあり、十分審議を尽くしたとは言えず、強行採決などしないで真摯で慎重な審議を尽くして国民世論に耳を傾けるべきだという立場から賛成したい」という旨の賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。内藤議員。
- 内藤 明議員** 請願第9号の関係で委員長に御質問をさせていただきますが、今報告の中で請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願ということで出されているわけでありますけれども、今の御報告によりますと閉会中に継続審査をしたいということで動議が出されたという話でございますが、その理由は何かお尋ねをしたいと思います。閉会中に継続審査をする理由ですね。
- 國井輝明議長** 太田委員長。
- 太田芳彦総務産業常任委員長** お答えいたしま

す。

先ほど申したとおりでありまして、委員の中から継続ということで動議が出されましたので、委員全員に動議を諮って、これが多数で継続審査となったところであります。以上です。

- 國井輝明議長** 内藤議員。
- 内藤 明議員** 請願の内容は全然審査しなかったということなんですか。
- 國井輝明議長** 太田委員長。
- 太田芳彦総務産業常任委員長** 最初に質問を受けましたけれども、質問はありませんでした。
- 國井輝明議長** よろしいですか。内藤議員。
- 内藤 明議員** 質疑、意見等も全然なかったということに理解してよろしいですか。
- 國井輝明議長** 太田委員長。
- 太田芳彦総務産業常任委員長** そのとおりです。
- 國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。遠藤議員に確認させていただきます。何号議案に対する討論でしょうか。(「請願10号に対する賛成討論」の声あり) 渡邊議員に確認させていただきます。何号議案に対する討論ですか。(「請願第10号の賛成討論」の声あり) 柏倉議員に確認させていただきます。何号議案に対する討論ですか。(「請願第10号の賛成討論」の声あり) 内藤議員に確認させていただきます。何号議案に対する(「9号」「継続に反対する討論」の声あり) 阿部議員に確認させていただきます。何号議案についての討論でしょうか。(「第10号に対する反対討論です」の声あり)

内藤議員に申し上げます。請願第9号については総務産業常任委員長から、閉会中の継続審査の申し出が提出されておりますので、この申し出を対象にした討論となりますが、よろしいですか。(「結構です」の声あり) それでは、内藤議員の討論を許します。なお、討論の際は討

論の対象が継続審査とするかどうかには限定され、案件の内容、その是非にわたることはできませんので御留意願います。内藤議員。

[内藤 明議員 登壇]

- 内藤 明議員** 私は、請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願について願意妥当で今議会で採択すべきということで継続審査に反対する討論を行いたいと思います。

今議会で採択すべきという主な理由を申しあげます。

第1は、核燃料サイクルは破綻していることは明らかであります。また、原発から出ている高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定は国主導で進めようとしておりますが、引き受ける自治体はなく、核のごみは日々ふえるばかりでございます。

第2は、8月11日に九州電力川内原発第1号を再稼働いたしました。田中俊一原子力規制委員長は新しい規制基準の適合審査は安全性を保障するものではないとしております。一方で、菅官房長官は原発の安全性は規制委員会の判断に委ねられている、個々の再稼働は事業者の判断で決めるとして、責任の所在が明らかにされておられません。東京電力福島第一原発事故の教訓は全く生かされていないのであります。

第3は、原子力規制委員会は川内原発を新規規制基準に適合するとしましたが、事故の可能性については否定はしておられません。耐震設計の目安になる基準値振動の根拠も不十分で、大地震には対応できない可能性があります。そして、火山学会の専門家は桜島、阿蘇山を含む始良カルデラを初めとしたカルデラと巨大噴火が必ず起こることを指摘し、危険性を示唆しております。

このことからすると、巨大噴火時の核燃料の緊急避難時の約束など実効性のない空手形と言わなければなりません。県民の生命を守る避難計画のずさんさも指摘され、絵に描いた餅と言

われております。

今、全国的に台風や爆弾低気圧など地球規模での温暖化によると見られる大災害が多発しております。そしてまた、火山活動も全国規模で活発していることは御承知のとおりであります。自然災害は待つてはくれません。そしてまた予知することは難しく、一刻も早く意見書を提出し、関係機関に働きかけるべきだと考えます。

同僚皆さんの御賛同を賜りますことを心からお願い申しあげ、原子力発電所再稼働の中止を求める請願についての継続審査に反対する討論といたします。ありがとうございます。

- 国井輝明議長** 請願第10号について、初めに賛成討論について遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

〔遠藤智与子議員 登壇〕

- 遠藤智与子議員** 私は、請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願について賛成の立場で討論いたします。

きのう、参院平和安全法制特別委員会について強行採決が行われました。安保法案に反対する世論が全国で空前の広がりを見せる中、聞く耳持たぬこの強行に心の底から怒りが込み上げます。この怒りは日本列島に燎原の火のようにさらに加速して広がることでしょう。

きのう、9月17日付山形新聞の社説は安保法案審議強引に成立させるのかという見出しで、数の力で押し通す国会運営では議論の場はなくなってしまう、議会制民主主義のあり方が問われると強い危惧を表明していました。

安倍首相自身、14日の参院安保法制特別委員会で法案について残念ながらまだ支持が広がっていないのは事実だとして、いまだ7から8割の国民が説明不足と感じ、今国会での採決に反対、慎重姿勢を示している現状を認めざるを得ませんでした。

なぜ、戦後最長となる95日間の会期延長の強行をもってしても理解が広がらなかったのか。

そこには大きな2つの要因があります。

1つは、法案の危険性、違憲性です。危険性という点では集団的自衛権行使や兵たん活動が時の政府の判断で幾らでもできる無限定性、米軍との一体化のもとで進む自衛隊の暴走の実態が一連の内部文書の暴露などにより判明しました。違憲性では過去の政府見解との論理的整合性も法的安定性もないとする憲法学者3氏全員の表明、これは6月4日衆院憲法審査会、そこに始まり、元内閣法制局長官3氏、憲法の番人である最高裁の元判事までが国会で違憲と断じました。

安倍首相や中谷防衛大臣などは合憲性の最後の根拠として、1959年の最高裁砂川判決を挙げます。しかし、最高裁の山口 繁元長官がこれを公然と批判し、もはや合憲性の根拠は完全に失われました。

もう一つは、法案説明のずさんさです。政府答弁の修正、撤回、謝罪が毎回の審議で繰り返され、審議中断は衆参合わせて220回を超えました。加えて、首相が法案の立法事実として挙げた邦人輸送中の米韓防護やホルムズ海峡の機雷掃海といった事例は、政府答弁でみずから否定するに至りました。一片の道理もない戦争法案に、今や保守層も含む広範な市民、学者、弁護士、地裁高裁元裁判官や複数の最高裁長官経験者までが公然と批判しているという歴史に稀有な状況をつくり出しています。

前述した山形新聞の社説は、こう結んでいます。反対集会を開いている若者集団の大学生は公聴会でたった1人の個人として孤独に思考し判断してください、民の意見を聞いてくださいと議員に呼びかけた。日本の将来像にかかわる法案を強引な運営の国会で成立させていいのか。議員一人一人がもう一度熟考すべきだと。

この言葉は、そのままこの請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願についての賛成を呼びかける私の言葉と

して重ねて訴えたいと思います。

参院安保法案特別委員会で強行採決されてしまったから終わりではありません。闘いは続きます。どうか皆さん、憲法の主権在民の原則に立ち返って考えてみてください。最後にこのことを申しあげ、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** 次に、反対討論について阿部議員の発言を許します。阿部議員。

〔阿部 清議員 登壇〕

○**阿部 清議員** 私は、請願10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願に対し、反対の立場で討論をさせていただきます。

この法案は、5月15日に国会に提出され、100時間を超える審査がなされ、7月16日衆議院で可決されました。そして、参議院におきましても100時間を超える審議を尽くし、参議院特別委員会で採決の前提となる中央公聴会が15日に開催されました。そして、昨日17日夕刻に参院平和安全法制特別委員会において賛成多数で可決され、本会議に上程されました。民主主義のルールにのっとりこの法案を採決による可決成立を願っているところであります。

安全平和法制についての審議が慎重に審議されていることは重要であります。国民の理解もさまざまであり、多様な視点からの賛否があることも事実であります。

近年、日本を取り巻く安全保障環境は急激に変化しており、中国は尖閣諸島周辺の領海の侵入、東シナ海でのガス開発、南シナ海の埋め立て、防衛費を日本の5.4兆円の3.3倍、17.8兆円と大幅に増強し、ミサイル整備強化などの状況があります。また、北朝鮮の核開発や日本を射程におさめる数百発の弾道ミサイル整備など安全保障環境はますます不安定になっております。

日本の安全保障環境の悪化を踏まえれば、同盟国のアメリカや友好国との関係強化により抑止力を高め、防衛強化にも努めながらアジアの

パワーバランスを保っていく必要があると思います。

これが崩れると攻撃を誘発し、有事の可能性が高まるものと思うからであります。世界の平和と安定を確保するためには各国の連携と協調が不可欠であります。日本も、その一翼を担い、国力に見合った責任を果たさなければならないと思います。

先日、参議院特別委員会で安全保障関連法の集中審議が行われ、イラク復興支援で陸上自衛隊の先遣隊長を務められた自民党の佐藤正久氏は、自衛隊の海外派遣については事前に準備した以上のことはできない、備えが大事だと経験に基づく発言をいたしました。安倍首相は、自衛隊活動の法的根拠を正確に定め、平素より計画をつくり訓練していくことが極めて重要だと同調しております。

この安保法案は自衛隊の国際平和協力活動を拡充するものであり、その柱が恒久法の国際平和支援法案に基づく他国軍への後方支援活動であり、湾岸戦争やアメリカ同時テロのような危機が発生した際、その都度特別措置法を制定しなくても機動的な派遣を可能にするものであります。自衛隊には他国軍と違って法律に規定された活動しか行えないという制約があり、平時からさまざまなシナリオを想定した訓練を行える利点は極めて大きいものとする。それが自衛官の活動のリスクを極小化することにもつながるものであります。

平和を唱えるだけで平和は実現できない。各国が安定した世界をつくろうと協力し合っていると首相は指摘をしております。今は、どの国も1国のみで平和を保てない環境にあります。脅威を封じ込める国際協調行動に日本は憲法の範囲内で積極的に関与し貢献する必要性を感じます。そして、万が一の事態に対応するためにもすきのない備えが必要であると思っております。

このことから、安全保障関連法案は、日本国憲法13条にあるように我が国の平和と国民の生命、そして自由、幸福追求の権利が守られる法案であり、今国会において可決することを願っているところであります。

以上のことから反対とさせていただきます。

○**国井輝明議長** 次に、賛成討論について渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○**渡邊賢一議員** 私は、本請願に賛成の立場で討論させていただきます。

まず、昨日の強行採決で私も非常に怒り心頭でありまして、山形で夕方行われた集会に参加をさせていただきました。750名、雨の中ですけれども、この集会、デモ行進に参加をされた県民の皆さんとともに、ごしえっばらやけるとか、もうはらわた煮え返る、怒りを抑え切れない県民の皆さんの声が聞かれました。

けさの山形新聞社会面には、誰のため、なぜ急ぐという見出しで、賛成派も苦言不満、理解を得ていないという県民の声、論理がおかしい、やりたい放題、国民軽視、自衛官の家族の声、不安あるいは死の覚悟、ここまで出されているわけでございます。

誰のためかといえば、アメリカのため、なぜ急ぐかという勝手に約束をしてきたからということだと思っております。

さて、さきの大戦で敗戦してから70年、先月終戦記念日では安倍談話も発せられたわけですが、記念式典が行われ不戦の誓いを天皇初め国民全体が新たにされたわけでございます。戦争当時の悲惨な経験をされた方々が高齢化する中、改めて平和のとうとさと子供たちや孫に引き継ぐ必要性が高まっているやいなや、戦争法案と言われるこの2法案、言論の府、そして良識の府とされる参議院で何と暴力による強行採決が行われた事実は何といても覆い隠せないわけでございます。

参議院安全保障特別委員会の強行採決は、安倍政権の国会での審議が進めば進むほど法案の矛盾が明らかになって関係閣僚による答弁が二転三転、審議がたびたび中断する、また国民の不安と懸念が広がって、もう連休前にとにかく成立させなきゃならないというまさに暴挙であります。70年前に心に刻んだ不戦の誓いが、日本国憲法平和の理念が今揺らいでいる、激震だと思っています。

そもそも、憲法とは主権者たる国民が政治権力の専制支配を防止し、個人の権利自由を保障させるために政治権力を縛るものでありまして、これが近代国家のルール、立憲主義でございます。今回の戦争法案は、政府に戦争を起こすことを禁じた憲法9条違反であるとともに、憲法に反する法律、命令等は無効と規定する憲法98条、そして政治権力に憲法の尊重擁護義務を課した99条にも背くものでありまして、立憲主義をじゅうりんする前例のない政権の暴挙と言われております。

この立憲主義を尊重するならば、集団的自衛権行使の必要性を堂々と説明され、連休中も国会でしっかり議論し、憲法9条改正を国民に諮るのが本筋ではないでしょうか。しかし、それが国会でも国民投票でも否決されそうだからということで、まさに裏口入学と策する違憲立法で国民をだまして憲法9条の無力化を進めようというのは、かつてナチス・ドイツ、ヒトラーが全権委任法というものでワイマール憲法を無力化した手法と全く同じなわけでございます。

ですから、圧倒的な憲法学者、内閣法制局長OB、また日本弁護士連合会の何と1万人以上の識者、多様な学者が憲法違反だ、法案の撤回をということを求めているのでございます。

そして、国会の審議が進むにつれて世論調査では既に国民の8割が説明不足であり、今国会での成立は断念すべき、廃案が当然だと言われておりますし、6割が先延ばししても法案成立

に反対と答えるようになっていくわけでございます。

つまり、この戦争法案は法論理的にも政策的にも既に破綻していると言わざるを得ません。

さて、私は、こうした今の状況を先人たちは一体どう見ているのかということで、先週9月12日にさくらんぼ大学における市民講座、もっと学ぶ歴史学部の第1回目、山形大学の名誉教授伊藤先生から、宗教、信仰から見た寒河江、特に慈恩寺文化について学んでまいりました。国の名前を名指して批判をし、そして抑止力を求める、そうした理論とは全く別でありまして、平和外交を進めていくべきだと私は常に考えておったんですけども、山岳寺寺院である慈恩寺一山は鳥羽天皇の護願寺として国家法会を行う鎮護国家の祈願寺であったということで、まさに世界の恒久平和を願う我々の祖先が大事にしてきたお寺であるわけでございます。地域、寒河江はもとより東北における宗教、そして政治経済文化のセンターであると明言をされておりました。まさに我々その子孫にとってはこうした先人たちの苦労を踏みにじってはならないと思うわけでございます。

こうしたことから、強行採決や審議の打ち切りによって数の力を振りかざし何が何でも安倍政権の言うことは正しいとして強引な議会運営を行うことは、まさに議会制民主主義の否定でありまして、憲法の主権在民、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を遵守できない憲法違反であることは明々白々でございます。こうしたことから今安全保障関連二法案、いわゆる戦争法案の審議に当たっての慎重で真摯な取り扱いを求める請願について賛成いたします。

議員の皆様、立憲主義と民主主義を守り、市民の皆様から負託された使命を果たす役割の基本中の基本となります議会制民主主義を守るために、この請願にぜひとも賛成されますことを御訴えいたしまして、私の賛成討論を終結いた

します。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** 次に、賛成討論について柏倉議員の発言を許します。柏倉議員。

〔柏倉信一議員 登壇〕

○**柏倉信一議員** 請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、現在政党に所属しておらず市民党を自負しております。自由に自分の意思で政治活動ができる立場にあります。市民党として私の意見を述べたいと思います。同僚議員、インターネットを通じ傍聴していただいている方々にこのたびの請願について御理解をお願い申しあげる次第です。

さて、このたびの請願は、戦争に関するものであります。本議場におられる方々は私を初め戦後生まれの方が大半と思いますが、私には戦争というどうしても忘れることのできない体験があります。30年近く前になりますが、当時私は山形県議会議員の事務所で手伝いをしておりました。そこに、雪部隊の方々が陳情に見えられたのです。

柏倉君、君のような若者には戦争の話をしてはわからないだろうが、それでも私たちの話を聞いてくれないか。そして、力をかしてほしいと切り出してこられたのです。

雪部隊、それは東北一円から集められた精鋭部隊、戦地において連戦連勝、慰労を兼ねて一旦帰国し、家族と再会の後戦地に向かう予定だったのですが、風雲急を告げる戦況の中、家族との再会もかなわず、インドネシアイリアンジャヤに転戦していきます。そこには、これまで誰も経験したことのない惨劇が待っていたのです。敵と戦おうにも砲弾はなく、物資の補給もない、いつ果てるともない戦いの中、ひたすら身を潜めているしかすべがない。ある者は、敵陣に突っ込み、蜂の巣のごとく撃ち殺されたとのこと。しかし、大半は餓死だったようです。



心身の限界に達し、去り行く戦友が何を言ったか。死ぬ前に日本の雪が見たい、あんこ餅が食べたい、そういう戦友に紙をちぎって日本の雪だ、土を握ってあんこ餅だ、そうやって見送ったとのことでした。こうして、今日の礎を築いた戦友の遺骨がインドネシアイリアンジャヤには3,559柱生骨のままさらされている。どうしても遺骨を持ち帰りたい。このままでは、遺骨を待っている我々が遺骨になってしまう。あの世に行って戦友に会わせる顔がない。悲痛の叫びでした。

その後、戦争体験者でもある当時の板垣知事を先頭に私の仕えた県議初め、多くの方々の御尽力で3人の方の遺骨を収集し、千歳山霊園に納めることとなりましたが、そのときの雪部隊の方々の涙は、私の脳裏から離れることはありません。こうした惨劇を二度と繰り返してはならないと強く思ったものです。

英霊のみたまが安らかならんことを祈るのはもちろん、雪部隊の遺骨収集に多少たりともかかわった者として、政治の社会の末席に身を置く者として、この惨劇を後世に伝える義務があるものと思っています。

このたびの安全保障関連二法案の背景に、外交、貿易問題等々があることは私も承知しておりますが、しかしいかなる理由があるにせよ、安全保障関連二法案は国民の命にかかわる問題なのは間違いありません。政治に携わる者の最大の使命は、国民の命を守ることと考えます。このたびの法案を議論するのに慎重過ぎるということなどあり得ないのです。十分な説明責任を果たし、議論の限りを尽くした上で国民に信を問う、こうした手続に沿って進めるべきと考えます。

こうした観点から請願第10号についての賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○国井輝明議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第57号、議第60号、請願第9号及び請願第10号を除く、議第58号寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正について、議第59号寒河江市特別職に属するものの給与等に関する条例の一部改正について、議第61号市道路線の認定についての3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第58号、議第59号及び議第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議第57号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議第60号寒河江市手数料条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願についてであります。本案件に

対する委員長報告は継続審査であり、総務産業常任委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務産業常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、請願第9号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願について起立により採決いたします。

本案件に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立少数であります。

よって、請願第10号は不採択とすることに決しました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第26、議第55号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第27、議第56号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）の2案件を一括議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第28、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。厚生文教常任委員長報告を求めます。遠藤厚生文教常任委員長。

[遠藤智与子厚生文教常任委員長 登壇]

- 遠藤智与子厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、9月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第55号及び議第56号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第55号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 國井輝明議長** 日程第29、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第55号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第56号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1

号)の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号及び議第56号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後0時03分

○國井輝明議長 これにて平成27年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成27年9月8日（火曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
8番	石	山		忠	委員	9番	阿	部		清	委員
10番	沖	津	一	博	委員	11番	辻		登	代子	委員
12番	工	藤	吉	雄	委員	13番	柏	倉	信	一	委員
14番	木	村	寿	太郎	委員	15番	内	藤		明	委員
16番	杉	沼	孝	司	委員						

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	阿部藤彦	健康福祉課長
佐藤浩之	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
軽部賢悦	水道事業所長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

予算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会  
平成27年9月8日(火) 本会議休憩中開議

## 開 会

- 日程第 1 議第54号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)  
" 2 議案説明  
" 3 質疑  
" 4 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時55分

○石山 忠委員長 ただいまから予算特別委員会  
を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、こ  
れより本日の会議を開きます。

## 議 案 上 程

○石山 忠委員長 日程第1、議第54号平成27年  
度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題  
といたします。

## 議 案 説 明

○石山 忠委員長 日程第2、議案説明でありま  
す。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますの  
で、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しまし  
た。

## 質 疑

○石山 忠委員長 日程第3、これより質疑に入  
りますが、各委員の所属する分科会の審査案件  
に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算  
にかかわる部分に絞って質疑、答弁とも簡潔明  
瞭に行うようお願いいたします。

初めに、議第54号第1表中歳入全部について  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款及び歳出第3款について質  
疑はありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 それでは、12ページの関係でお  
尋ねしますが、まち・ひと・しごと創生事業と  
いうことで載っていますけれども、どういう事  
業になるのか具体的にわかれば教えていただき  
たいと思います。

○石山 忠委員長 さがえ未来創成課長。

○伊藤耕平さがえ未来創成課長 回答させていただきます。

今回のまち・ひと・しごと創生事業につきましては、シティーセールスの観点から寒河江の魅力を広報する広告料、またまちづくり等の関連調査事業として計上させていただいております。以上でございます。

○石山 忠委員長 ほかに質疑はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第6款及び歳出第8款について質疑はありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 8款の関係で、公有財産購入費ということで減額になって工事請負費ということで追加をされているようでありますけれども、理由についてお尋ねをしたいと思います。

○石山 忠委員長 建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 お答えいたします。

街路事業の件でございますね。

病院前の山西米沢線につきましてですけれども、第1工区と第2工区のすりつきの関係とかこれまでやってきた工事の関係でコンクリートの殻とかアスファルト殻とか、撤去する部分の工事費が膨らみまして、2工区で予定した用地補償費を削減して1工区の工事を優先してするために1工区の工事費に振りかえしようとするものであります。

○石山 忠委員長 ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第54号第2表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

○石山 忠委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第54号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第8款、第2表
厚生文教分科会	議第54号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第10款

散 会 午前10時00分

○石山 忠委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

## 分科会分担付託



平成27年9月18日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
8番	石	山		忠	委員	9番	阿	部		清	委員
10番	沖	津	一	博	委員	11番	辻		登	代子	委員
12番	工	藤	吉	雄	委員	13番	柏	倉	信	一	委員
14番	木	村	寿	太郎	委員	15番	内	藤		明	委員
16番	杉	沼	孝	司	委員						

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長



予算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会  
平成27年9月18日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第54号 平成27年度寒河江市一般会計予算補正予算(第3号)  
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業分科会委員長報告  
(2) 厚生文教分科会委員長報告  
" 3 質疑・討論・採決  
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 石山 忠委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議案上程

- 石山 忠委員長 日程第1、議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

- 石山 忠委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

- 石山 忠委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。太田総務産業分科会委員長。  
〔太田芳彦総務産業分科会委員長 登壇〕

- 太田芳彦総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、9月9日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第54号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第8款及び第2表であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「ふるさと納税の3億円ですが、前年対比でどんな数字ですか」との問いがあり、当局より、「26年度ではおよそ2,700万円ですの

で、10倍以上の大幅な増加ということになります」との答弁がありました。

委員より「ふるさと納税について市内の方で市外県外に納税されている方の金額とかは把握していますか」との問いがあり、当局より「26年度のふるさと納税の申告状況では昨年度では77件あり、総額では約550万円でした。ふるさと納税額の最高額としては109万円、一番少額では5,000円でした。なお、この77件のうち、ほとんどが寒河江市内に寄附されたということだと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ふるさと納税の返礼品の選定方法はどのようになっているのか」との問いがあり、当局より「返礼品に関しましては、ふるさとの地域資源を使ったものを主に返礼品とすること、また、全国で食品等が人気という点を踏まえ、地元の協力事業者を広く求め、庁内で返礼品の選定を行っております」との答弁がありました。

委員より「結婚支援の報償費ということで50万円補正されているが、現在何組が決まっています今後何組くらい決まる見込みなのか」との問いがあり、当局より「当初予算では40万円、4組分の予算を計上しておりますが、その予算については全て執行しております。今回、5組を見込んで補正しておりますが、ここに2組の話があり、それも含めた額での補正予算としております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号平成27年度寒河江市一般会計

補正予算（第3号）第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「日田の県道下をアンダーパスが通っていますが、その側面が土のため崩れるときがある。また、水路の部分も土のため崩れたりするところがあるのですが、その辺も加味して工事を進めるということですか」との問いがありました。当局より「そのとおりです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生文教分科会委員長報告

○石山 忠委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。遠藤厚生文教分科会委員長。

〔遠藤智与子厚生文教分科会委員長 登壇〕

○遠藤智与子厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月9日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第54号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「マイナンバーの通知カードの返送される分はどれくらいと予想されるか」との問いがあり、当局より「返送される分は予測不可能なので、この3カ月で実態調査が可能な時間を計算して時間外手当を計上させていただきました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「中学校管理事業の空調設備とは具体的にどのような工事をするのか、また教室名も教えてほしい」との問いがあり、当局より「中学校3年生の普通教室及び中学校の特別支援学級について、エアコンの整備を図るための実施設計を行うものです。教室数は陵東中学校は普通教室5、特別支援教室3で8教室、陵南中学校は普通教室7と特別支援教室3で10教室、陵西中は普通教室2と特別支援教室3で5教室です。教室の大きさにより、エアコンの設置台数も多く必要になり、合計で37台の整備を予定しています」との答弁がありました。

委員より「空調設備を本格的に工事するのはいつごろか」との問いがあり、当局より「現段階では確定しているわけではありませんが、来年5月から6月に国の補助金の交付決定通知が来れば28年度の夏休みには工事に入りたいと考

えています」との答弁がありました。

委員より「空調設備の国の補助金は割合にするかどうか」との問いがあり、当局より「補助率は3分の1ですが、教室面積に1万8,700円の平方メートル単価を掛けたものと、実際の工事費の低いほうの3分の1となっています」との答弁がありました。

委員より「耐震化するのはどこの学校か」との問いがあり、当局より「耐震化の対象は体育館の照明及びバスケットゴールで全ての小中学校が該当します。また、寒河江小学校と柴橋小学校の外壁タイルに浮きがあることが判明したので、その工事費も見込んでいます」との答弁がありました。

委員より「陵南中西側の用水路の立木の肥大化が壁の傾きに関係はないのか」との問いがあり、当局より「専門的に調べないとわからない部分もありますが、陵南中の体育館の屋根の落雪によって地盤が軟弱になり、学校側の擁壁が傾いたことが考えられるので、それに耐えられるように台形の擁壁への改修をしようとするものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○石山 忠委員長 日程第3、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時44分

- 石山 忠委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 石 山 忠



平成27年9月8日（火曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
8番	石	山		忠	委員	9番	阿	部		清	委員
10番	沖	津	一	博	委員	12番	工	藤	吉	雄	委員
13番	柏	倉	信	一	委員	14番	木	村	寿	太郎	委員
15番	内	藤		明	委員	16番	杉	沼	孝	司	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	辻登代子	監査委員
安孫子和広	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会

平成27年9月8日(火)

予算特別委員会終了後開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選について
- 〃 2 認第 1号 平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 2号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 3号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 4号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 5号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 6号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 7号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 8号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第 9号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 11 認第10号 平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 12 議第53号 平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 13 議案説明
- 〃 14 質疑
- 〃 15 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時10分

○丹野敏幸事務局長 初めての決算特別委員会です。寒河江市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長の木村寿太郎委員に臨時委員長をお願いいたします。

○木村寿太郎臨時委員長 おはようございます。

初めての決算特別委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行います。暫時の間御協力をお願いいたします。

ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 寒河江市議会決算特別委員会 正副委員長の互選について

○木村寿太郎臨時委員長 日程第1、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

それでは、私から委員長には阿部 清委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長には阿部 清委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶をお願いします。

[阿部 清委員 委員長席へ]

○阿部 清委員長 ただいま決算特別委員長を仰せつかりました阿部 清です。

皆様の御協力を得ながら最後まで務めていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

座らせていただきます。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

それでは、私から副委員長には古沢清志委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には古沢清志委員が当選されました。

副委員長より、自席にて就任の御挨拶をお願いいたします。

○古沢清志副委員長 おはようございます。

決算特別委員会の副委員長を仰せつかりました古沢でございます。委員長を補佐し、万事怠りなく進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 議 案 上 程

○阿部 清委員長 日程第2、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

○阿部 清委員長 日程第13、議案説明であります。

初めに、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第10号平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてまで、当局より説明を求めます。小畑会計管理者。

○小畑広明会計管理者(兼)会計課長 平成26年度寒河江市一般会計及び特別会計決算について御説明申しあげます。

大要は、本会議におきまして市長から説明申しあげておりますので、私からは各会計の事項別明細書に基づいて申しあげます。

なお、金額の読み上げでは100円以下の数字は略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげ



ます。72ページをお開き願います。

最初に歳入であります。第1款市税は収入済額が51億4,213万3,000円で、前年度比101.4%であります。

主なものは市民税が20億6,240万4,000円で、前年度比102.8%、固定資産税が23億204万7,000円で前年度比100.9%であります。

74ページ、第2款地方譲与税は1億2,872万9,000円。

76ページ、第3款利子割交付金は897万1,000円。

第4款配当割交付金は1,960万2,000円。

第5款株式等譲渡所得割交付金は1,067万5,000円であります。

78ページ、第6款地方消費税交付金は4億7,652万1,000円。

第7款自動車取得税交付金は1,758万2,000円。

第8款地方特例交付金は2,204万円でありま  
す。

80ページ、第9款地方交付税は42億8,799万  
6,000円で、前年度比96.5%であります。

第10款交通安全対策特別交付金は754万8,000  
円。

第11款分担金及び負担金は2億7,599万円。

84ページ、第12款使用料及び手数料は9,154  
万4,000円。

90ページ、第13款国庫支出金は15億8,783万  
9,000円で、前年度比86.0%であります。

98ページ、第14款県支出金は10億4,636万  
3,000円。

112ページ、第15款財産収入は2億6,283万  
9,000円。

114ページ、第16款寄附金は2,730万4,000円  
で、前年度比369.0%です。

第17款繰入金は4億8,120万9,000円。

118ページ、第18款繰越金は2億9,188万  
6,000円。

第19款諸収入は6億7,830万5,000円。

124ページ、第20款市債は13億9,020万円で、  
前年度比61.4%であります。

128ページ、以上、歳入合計は162億5,528万  
2,000円で、前年度比95.6%であります。

次に、歳出であります。支出済額を申しあ  
げます。130ページをお開き願います。

第1款議会費は1億9,625万2,000円。

132ページ、第2款総務費は14億1,508万  
3,000円であります。

164ページ、第3款民生費は49億8,807万  
8,000円で、その内訳は、第1項社会福祉費が  
24億736万3,000円。

174ページ、第2項児童福祉費が23億9,389万  
1,000円。

182ページ、第3項生活保護費が1億8,204万  
5,000円などあります。

184ページ、第4款衛生費は16億781万8,000  
円で、その内訳は、第1項保健衛生費が3億  
7,316万2,000円。

194ページ、第2項清掃費が5億8,336万円。

第3項病院費が6億5,129万6,000円でありま  
す。

第5項労働費は4,162万2,000円。

196ページ、第6款農林水産業費は3億1,306  
万8,000円。

210ページ、第7款商工費は11億6,878万  
8,000円であります。

220ページ、第8款土木費は15億5,085万  
3,000円で、その内訳は、222ページ、第2項道  
路橋梁費が5億1,739万6,000円。

228ページ、第4項都市計画費が9億1,271万  
8,000円などあります。

236ページ、第9款消防費は7億5,198万  
2,000円であります。

240ページ、第10款教育費は14億6,070万  
8,000円で、その内訳は、248ページ、第2項小  
学校費が5億2,256万1,000円。

254ページ、第3項中学校費が3億3,821万

5,000円。

258ページ、第4項社会教育費が2億9,881万3,000円。

272ページ、第5項保健体育費が1億3,594万2,000円であります。

274ページ、第11款災害復旧費は5,906万4,000円。

276ページ、第12款公債費は20億8,828万3,000円であります。

第13款予備費充用は延べ18件であります。

278ページ、以上、歳出合計は156億4,160万4,000円で、前年度比95.2%であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は、6億1,367万8,000円となり、これより繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源、2,452万6,000円を差し引いた実質収支額は、5億8,915万2,000円で、前年度比105.3%であります。

また、地方自治法及び基金条例の規定による基金への繰り入れは、財政調整基金に2億9,500万円、減債基金に500万円を行ったところであります。残る2億8,915万2,000円は翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第2号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。282ページをお開き願います。

歳入であります。第1款分担金及び負担金は743万8,000円。

第2款使用料及び手数料は5億4,124万7,000円。

284ページ、第3款国庫支出金は1億5,950万円。

第4款繰入金は4億6,985万1,000円。

288ページ、第7款市債は2億2,620万円などあります。

以上、歳入合計は14億625万9,000円であります。

次に、290ページ、歳出であります。第1

款公共下水道事業費が6億3,707万6,000円。

294ページ、第2款公債費が7億6,918万3,000円で、296ページ、歳出合計は14億625万9,000円であります。その結果、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第3号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

300ページをお開き願います。歳入であります。第1款分担金及び負担金は830万円。

第3款国庫支出金は1,555万4,000円。

302ページ、第5款繰入金は3,408万7,000円。

304ページ、第7款市債は1億7,490万円などあります。以上、歳入合計は2億3,927万3,000円あります。

306ページ、歳出であります。第1款浄化槽整備事業費が2億3,602万7,000円。

308ページ、第2款公債費が324万5,000円で、310ページ、歳出合計は2億3,927万3,000円あります。その結果、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第4号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。314ページをお開き願います。

歳入であります。第1款使用料及び手数料が56万1,000円。

第2款繰入金が511万1,000円などであり、歳入合計は589万円あります。

次に、316ページ、歳出であります。第1款総務費が589万円であり、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第5号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。320ページをお開き願います。

最初に歳入であります。第1款国民健康保険税は9億7,826万4,000円。

322ページ、第3款国庫支出金は10億140万7,000円。

326ページ、第4款療養給付費等交付金は3億6,214万6,000円。

第5款前期高齢者交付金は9億2,365万5,000円。

328ページ、第6款県支出金は2億1,352万2,000円。

第7款共同事業交付金は5億5,228万4,000円。

330ページ、第9款繰入金は3億5,992万9,000円。

332ページ。第10款繰越金は1億4,087万6,000円などであります。

336ページ、以上、歳入合計は45億3,607万8,000円であります。

次に、歳出であります。340ページ、第2款保険給付費は29億3,002万2,000円。

346ページ、第3款後期高齢者支援金等は5億886万2,000円。

348ページ、第6款介護納付金は2億3,164万9,000円。

350ページ、第7款共同事業拠出金は4億8,345万1,000円。

354ページ、第9款基金積立金は1億182万6,000円などであります。

356ページ、以上、歳出合計は43億6,762万8,000円であります。この結果、歳入歳出の差し引き残額は1億6,845万1,000円となり、これは翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第6号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

360ページをお開き願います。

歳入であります。第1款保険料が2億9,282万9,000円。

362ページ、第5款繰入金が1億3,060万1,000円などであり、366ページ、歳入合計は4億3,538万7,000円であります。

368ページ、歳出であります。第2款後期高齢者医療広域連合納付金4億1,493万3,000円

などであり、372ページ、歳出合計は4億2,579万7,000円であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は959万1,000円となり、これは翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第7号平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。376ページをお開き願います。

歳入であります。第1款保険料は6億2,395万6,000円。

第3款国庫支出金は9億3,888万円。

378ページ、第4款支払基金交付金は10億4,901万3,000円

380ページ、第5款県支出金は5億4,750万4,000円。

382ページ、第7款繰入金は5億9,529万1,000円などであります。

388ページ、以上、歳入合計は37億7,051万7,000円であります。

次に歳出であります。392ページ、第2款保険給付費が35億4,032万5,000円。

396ページ、第4款地域支援事業費が7,262万1,000円などであり、400ページ、歳出合計は37億3,355万1,000円であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は3,696万7,000円となり、これは翌年度に繰り越しをしております。

次に、認8号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。404ページをお開き願います。

歳入であります。第1款分担金及び負担金は1,454万6,000円。

第2款繰入金が860万9,000円。

第3款繰越金が197万円などであり、406ページ、歳入合計は2,513万5,000円であります。

次に、408ページ、歳出であります。第1款介護認定審査会費が2,162万1,000円であります。

歳入歳出差し引き残額は351万4,000円であり、

翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第9号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。412ページをお開き願います。

歳入であります。第1款高松財産区が20万6,000円。

414ページ、第2款醍醐財産区が25万8,000円。

418ページ、第3款三泉財産区が28万1,000円で、420ページ、歳入合計は74万6,000円であります。

422ページ、歳出であります。第1款高松財産区が11万2,000円。

第2款醍醐財産区が19万2,000円。

424ページ、第3款三泉財産区が21万8,000円で、426ページ、歳出合計は52万2,000円であり、歳入歳出差し引き残額22万3,000円は、翌年度に繰り越しをしております。

以上、一般会計及び各特別会計の決算の概要について補足説明申し上げましたが、詳細につきましては、主要な施策の成果に関する説明書をごらんくださいようお願い申し上げます。

続きまして、認第10号平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

最初に1ページ、収益的収入及び支出であります。収入は第1款病院事業収益17億2,543万9,000円で、支出は第1款病院事業費用17億9,001万1,000円あります。

次に、3ページ、資本的収入及び支出であります。収入は第1款資本的収入が8,459万6,000円で、その内訳は第1項企業債が2,530万円、第2項他会計負担金が5,929万6,000円あります。

支出は第1款資本的支出が1億3,618万5,000円で、その内訳は第1項建設改良費が4,394万2,000円、第2項企業債償還金が9,224万3,000円あります。

支出額に対する収入不足額5,158万9,000円は損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、5ページ、損益計算書であります。1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計12億890万7,000円あります。

2の医業費用は給与費、材料費など合計16億9,157万1,000円あります。

3の医業外収益は、他会計負担金、他会計補助金などで合計5億1,407万4,000円あります。

4の医業外費用は、企業債利息など4,713万円あります。

この結果、1,572万円が経常損失となりました。

6ページ、6の特別損失は地方公営企業会計制度の見直しにより賞与引当金等の計上が義務化されたことによる手当が6,177万1,000円あります。その結果、当年度純損失は7,749万1,000円となり、当年度未処理欠損金は7億5,036万6,000円となりました。

次に、7ページの剰余金計算書であります。資本金合計は会計制度等の見直しにより借入資本金が負債へ変更となったため、当年度末残高は13億5,803万2,000円となり、資本剰余金合計はみなし償却制度廃止に伴う経過措置のため、当年度末残高は3,806万円あります。利益剰余金合計は繰越欠損金前年度末残高が6億7,287万4,000円で、当年度純損失が7,749万1,000円ありますので、当年度末残高はマイナス5億5,036万6,000円となりました。その結果、資本合計の当年度末残高は6億4,572万6,000円となりました。

次の欠損金処理計算書であります。当年度末処理欠損金7億5,036万6,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、9ページ、貸借対照表であります。

最初に、資産の部、1の固定資産であります。有形固定資産の合計が12億6,297万円で、これに無形固定資産5万1,000円及び投資1,069

万1,000円を加えた合計は12億7,371万3,000円  
であります。

2の流動資産であります。現金預金、未収  
金及び貯蔵品で合計2億9,217万3,000円であ  
ります。

この結果、資産合計は15億6,588万6,000円  
であります。

次に、10ページ、負債の部であります。1  
の固定負債は企業債及びリース債務で合計4億  
5,832万1,000円であり、2の流動負債は一時借  
入金、未払金など合計3億8,484万9,000円であ  
ります。

3の繰延収益は、長期前受金1億8,879万  
8,000円から長期前受金収益化累計額1億1,180  
万9,000円を差し引いた合計が7,698万9,000円  
となり、この結果、負債合計は9億2,016万円  
であります。

次に資本の部であります。1の資本金は13  
億5,803万2,000円、2の剰余金は資本剰余金が  
3,806万円、欠損金が7億5,036万6,000円で、  
剰余金合計はマイナス7億1,230万5,000円であ  
ります。

その結果、資本合計は6億4,572万6,000円、  
負債資本合計は15億6,588万6,000円であります。

なお、12ページ以降に附属資料を添付して  
おりますので、御参照くださるようお願いいたし  
ます。

以上、一般会計及び8特別会計並びに市立病  
院事業会計の決算について御説明申しあげまし  
た。よろしくお願ひ申しあげます。

○阿部 清委員長 次に、議第53号平成26年度寒  
河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定  
について、当局より説明を求めます。軽部水道  
事業所長。

○軽部賢悦水道事業所長 議第53号平成26年度寒  
河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定  
について御説明申しあげます。

初めに、決算について申しあげます。

決算書1ページ、2ページの収益的収入及び  
支出についてであります。収入の第1款水道  
事業収益決算額は、前年度比5.1%増の11億  
3,288万3,950円で、支出の第1款水道事業費用  
決算額は、前年度比5.6%増の9億8,896万  
3,416円となったところであります。

続きまして、3、4ページの資本的収入及び  
支出についてであります。収入の第1款資本  
的収入決算額は、2,877万7,416円で、その内訳  
は工事負担金と国庫補助金であります。

一方、支出の第1款資本的支出は、5億  
7,326万4,088円となり、収入額が支出額に  
対して不足する額5億4,448万6,672円につ  
きましては、内部留保資金などで補填いたしま  
した。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算  
書について御説明申しあげます。

これ以降は、消費税を抜いた金額となります。

1の営業収益は、9億9,667万1,861円で給  
水収益が主なものであります。(1)の給水収益  
につきましては、前年度比で99.2%となっ  
ております。

2の営業費用は、8億9,143万1,157円で水  
道施設の維持管理費や人件費など営業活動に  
要した経費であります。

3の営業外収益は、6,072万4,045円で下  
水道使用料徴収等事務委託金、長期前受金戻  
入が主なものでございます。

4の営業外費用は、4,215万6,432円で企  
業債の支払利息等であります。

5の特別利益はありませんでした。

6の特別損失は、1,273万2,379円で不  
納欠損金及び会計制度の見直しに伴う職員  
の手当などあります。

この結果、当年度純利益は1億1,107万5,  
938円を計上することができたところでござ  
います。

また、前年度繰越利益剰余金5,360万1,  
348円とその他未処分利益剰余金変動額  
16億8,322万6,619円を加えた当年度未  
処分利益剰余金は、

18億4,790万3,905円となります。なお、その他未処分利益剰余金変動額は、地方公営企業会計制度の見直しに伴う移行処理によるもので、補助金等により取得した減価償却の累積額であり、実態は水道の施設となっているものであります。

続きまして、7ページ、8ページの剰余金計算書であります。資本剰余金の寄附金は増減がなく、1,399万円であります。受贈財産評価額及びその他資本剰余金は、移行処理により当年度末残高がゼロ円となっております。この結果、資本剰余金合計当年度末残高は1,399万円となります。

続きまして、利益剰余金であります。減債積立金については、処分後残高1億2,080万6,517円から2,000万円を資本金に組み入れたことにより、当年度末残高は1億80万6,517円となります。建設改良積立金については、処分後残高10億3,524万6,140円から1億2,600万円を資本金に組み入れたことにより当年度末残高は9億924万6,140円となります。

未処分利益剰余金については、処分後残高5,360万1,348円に先ほどのその他未処分利益剰余金変動額16億8,322万6,619円を加え、さらに当年度純利益の1億1,107万5,938円を加えることにより当年度末残高は18億4,790万3,905円となります。

この結果、利益剰余金合計は、年度末残高は28億5,795万6,562円となります。

次に、10ページ、11ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

初めに資産の部ですが、年度末現在高から各資産の減価償却額を差し引いた有形固定資産の合計額は、83億9,388万4,495円となります。

(2)の無形固定資産48万6,310円と合わせて固定資産の合計額は、83億9,437万805円となります。

2の流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品で流動資産の合計は12億8,835万4,903円となり、

資産合計は96億8,272万5,708円となります。

続きまして、11ページの負債の部であります。3の固定負債は建設改良等企業債のうち、平成28年度以降に返済予定分の未償還残高で15億267万9,966円となります。

4の流動負債は建設改良等企業債のうち、平成27年度に返済予定分の未償還残高、未払金、預り金、引当金及びその他流動負債の合計で2億6,896万3,725円となります。この繰延収益は、長期前受金から長期前受金収益化累計額を減額したもので、合計で12億8,337万7,296円となり、負債合計は30億5,502万987円となります。

続きまして、資本の部であります。6の資本金合計は37億5,575万8,159円となります。7の剰余金は資本剰余金、利益剰余金で剰余金合計は28億7,194万6,562円となり、資本合計では66億2,770万4,721円となります。この結果、10ページの資産合計と11ページの負債資本合計は、同額の96億8,272万5,708円となるものであります。

次に、利益の処分について申し上げます。

戻りまして、9ページの剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金当年度末残高18億4,790万3,905円から減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に9,100万円を積み立て、移行処理による16億8,322万6,619円を資本金に組み入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高5,367万7,286円は翌年度へ繰り越ししようとするものでございます。

なお、14ページ以降に決算附属資料を添付しております。よろしくお願ひ申し上げます。

○阿部 清委員長 この際、暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

○阿部 清委員長 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

## 質 疑

○阿部 清委員長 日程第14、これより質疑に入ります。各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また答弁も要領よくされますよう御協力願います。

初めに、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありませんか。沖津委員。

○沖津一博委員 124ページでありますけれども、市債であります。昨年より67.4%に減らしたということで実質公債費率も年々減っているわけですが、佐藤市長が就任したところにはたしか16.8%ぐらいだったと思うんですけれども、今年度見込みで12.1%ということでありませぬけれども、寒河江市として実質公債費比率をどの程度まで減らしていく考えなのかお尋ねをしたいと思えます。

○阿部 清委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今の段階では具体的な数字として目標を立てているわけではありませんが、12.1%、27年度末を12.1と見込んでいるわけですが、12%ぐらいになると13市の中で真ん中、中位ぐらいになっています。そういう意味でまだまだ健全化、低いところの自治体もあるわけありますから、その辺のところをさらに一段と健全化に向かって努力していく必要があると認識しております。

○阿部 清委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 ちなみに、山形県内で一番実質公債費比率が低いところはどれくらいなんですか。わかれば教えていただきたいと思えます。

○阿部 清委員長 宮川財政課長。

○宮川 徹財政課長 25年度の実績ということで

お答えさせていただきたいと思えます。

13市の中で実質公債費比率が一番低いのが天童市の6.1%であります。

○阿部 清委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 第1款、第2款、全体にかかわる問題で監査委員にお尋ねしますが、前にも御指摘申しあげたことがあるんですけども、決算審査のさまざまな13市の資料を前につけておいていただきたいんですが、残念ながら今回もないんですね。その後の経過もいろいろあると思えますけれども、多分監査委員のそれぞれの研修会とか何かおありになると思うんですが、その席には出てくるのかわかりませんが、多分今は恐らく13市の状況について、監査委員はきっとわかっているらっしゃるんだろうなと思えます。参考としてはここには出せないということなんだろうと思えますが、そうなのかどうかお尋ねしたいと思えます。

○阿部 清委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 お答え申し上げます。

去年も同じような質問をいただいて答弁したかと思えますけれども、今の内藤委員からお話ありましたように、そもそも審査意見書というのは様式等決まっておらずで、各団体で工夫してよりわかりやすくという観点でそれぞれ工夫してつくっております。

13市、特に人口規模からいって9市との比較が参考になるわけですが、監査委員レベルで議会に認定する前に認定に付する前に監査委員レベルで数値を交換する、公表するという点についていかなるものかというある団体から問題提起がございまして、私どもは情報交換ということであくまでも議会の審査に付するため、概報ということでこれまで取り扱ってきたわけですが、ただ、そういった

意見もありまして、なかなか監査委員レベルではいろんな指標、指数というものを正式に交換できにくくなっているというのが現状でございます。

なかなかそれでは、という意見も当然いただいておりますので、ほかのレベルで情報交換、概数外報ということで出ている数字がありますので、そういったことも活用しながらあるいは場合によっては1年おくれになりますけれども、25年度の決算数値の指標等用いて比較するような表も工夫してつくっております。

ただ、今内藤委員からお話ありましたことにつきましては十分お聞きしておりますし、私どもも認識しておりますので、何とか工夫したいとは思いますが、そんな事情があるということだけは御理解お願いしたいと思います。

○阿部 清委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 25年の資料となりますと、決算審査するに当たっての参考程度になるかもわかりませんが、いろんな意味で質疑する際にちょっと余りにもかけ離れたことになってしまいますので、ないよりはいいんですけども、ぜひ御努力をいただきたいなと思っているんですが、この前もそういう要請を申しあげたところでもありますけれども、ただ、中にはここにあって、例えば県内各市の市税収入状況比較表なんてはあるんですね。こういうのは、都合のいいところばかり出すなんては私は思いませんけれども、こういう資料がおありになるならば多分別な資料もあるだろうと私、思うのよ。だから、これはそれぞれの議会だって決算審査に当たってこれをもう既に終わったなんていう数値ではないでしょう。多分、そうだと思うんです。どうですか。

○阿部 清委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 今ここに、先ほど申しあげた話の続きになりますけれども、監査委員レベルでの話を先ほど申しあげました。実務課同

士でいろんな会議とか数値の情報交換等ありますので、あくまでの概報概数という捉え方でありまして、そういった数字でできるものはせめてわかりやすくという観点でそういった表をつくっているものでございます。なお、今、趣旨も十分踏まえてなもう少し工夫できないか検討してまいりたいと思います。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。沖津委員。

○沖津一博委員 156ページ、選挙啓発費でありますけれども、20万円予算を計上しているわけなんですけれども、13万5,000円とって6万4,000円ほど残っています。現在、選挙といいますと投票率が非常に悪くなっております。私はこの20万円でも足りないのではないのかなと思っておりますが、投票率を上げるためにどのような努力をなさっているのか。なぜこの予算が6万円ほど残ったのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○阿部 清委員長 菅野選管事務局長。

○菅野英行総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 選挙啓発費につきましては、消耗品ということでポケットティッシュを配ったり、明るい選挙ポスターの参加賞品ということで、消耗品程度ということでありますので、それ以外の事業としては取り組んでいないといえますか、予定されなかったということでございます。

現在、選挙につきましては、街頭の啓発活動でありますとか、選挙のときには特別に行いますけれども、そういった程度のことをやっております。何年かに1回は県の選管とのタイアップで出前講座とか模擬投票などを行っているような状況でございます。

○阿部 清委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 大分昔という失礼ですが、昔は投票率も大体市議会あるいは市長選なんか80%を超えていたわけですね。それが、今では60%ということで、都会のほうでは50%



を切るようなところもありますしね。非常に投票率が悪くなっております。選挙は国民の義務と言われているわけですが、何回の選挙にも、10年も20年も選挙全然やらないなんていう人もいると思うんですけれども、そういった方々に対してできるだけ選挙を行っていただくような方策とかなんかは考えているんですか、どうですか。伺いたいと思います。

○阿部 清委員長 菅野選管事務局長。

○菅野英行総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 こちらの啓発事業につきましては、明るい選挙推進協議会を中心とした団体と連携して行っているというところでありまして、毎年総会を開きまして協議をするわけでありまして。今後、その中で18歳選挙権に移ったということもありますので、さらにそちらを見ながら投票率の上がるような行動を取り組んでいかなければならないと思っております。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第5款から歳出第7款までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第8款から歳出第9款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第11款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第2号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。沖津委員。

○沖津一博委員 寒河江市も、公共下水道をしてから大分なると思うんですけれども、私も散歩なんか歩きますと下水道が通っているのにまだつないでいないという家庭が結構見受けられるんですね。本当に川が汚くて歩きにくいところも非常にあるんですけれども、現在公共下水道が通っていてまだつないでいない家庭はどれくらいあるのか。そして、そのつないでいない家庭にできるだけ早くつないでいただけるような方策をとっているのかどうか伺いたいと思います。

○阿部 清委員長 森谷下水道課長。

○森谷孝義下水道課長 ちょっとお待ちください。資料を探しています。

平成26年度末の水洗化普及率でございますが、人口比で水洗率が85.7%、普及率で75.8%となっております。普及活動でございますが、ダイレクトメール、電話での対応、訪問等行いながらなるべく早くつないでいただけますようお願いしているところでございます。

○阿部 清委員長 ほかにありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 特別会計全体に当たることで、これもまたたびたび監査委員に恐縮ですが、お尋ねをしたいと思います。先般議会運営委員会が開かれまして、そこで64ページの関係が差しかえということになったわけでありまして、議会運営委員会では了ということですが、私わからないので、監査委員したことないのでわからないのでお尋ねしますが、印刷所に発注して、原稿の段階から発注し印刷物ができ上がってくるまで時系列的にどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○阿部 清委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 まず最初に、このたび議会に事前に送付した議案につきまして、直前に誤りに気づきまして差しかえをお願いしました

ことにつきましてまことに申しわけないと認識しております。おわびを申しあげたいと思いません。

今お尋ねのことについてお答えいたします。

原稿につきましては、私どもでパソコンといますか、全部つくりましてデータではなくて紙そのもの、打ち出した原稿を印刷会社に印刷製本をお願いしております。ですから、私どもでつくった最初といたしますか、原稿そのものに誤りがあったということでございます。

○阿部 清委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 なお、わからなくなりましたけれども、例えばパソコンからとった情報をそのまま印刷に提供したので、出す段階で間違えたというのなら私もわかるんですよ。ところが、原稿で差し上げたものが間違ったということは、つまりこの表を前年度の表をそのままやったということになるんですか。

○阿部 清委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 結果としてページごとに調整してつくるわけですけども、今御指摘がありましたけれども、25年度の表が26年度用に更新ならないといたしますか、そういうことでの間違いでございます。

○阿部 清委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 例えば、原稿を出して印刷仕上がるまでには校正なさると思うんですよ。1校、2校、どのぐらい校正するかわかりませんが、普通、ちょうど考えればそうなると思うんですが、でき上がってきた製本された段階で署名されるんじゃないでしょうか。それも私わかりませんが、署名なさって私どもに配付なるんだらうと思えますけれども、25年度のこういう印刷物が紛れ込むということはあるんでしょうか。それがちょっとわからないですね。どうですか。

○阿部 清委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 正確に説明しますと、紛

れ込むということじゃなくて、パソコンでつくるものですから、どうしても前年度のデータを活用して更新していくわけですね。ずっと更新していく中で、最後の64ページ、つまり付表といたしますか、それについて詳しくというか、正確にはわかりませんが、結果として更新ならないものが印刷所に原稿として発注してしまったということでございます。

○阿部 清委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 私も委員会所属ではありますが、市長、ここにおられますのでお尋ねしたいと思っているんですが、大変厳しい経営状況であるわけでありまして、監査委員の御指摘のとおり決算意見書にもありますけれども、経営健全化は喫緊の課題だと記されております。私もそうだなと思います。

現在保有している医療資源を最大限に活用しということが監査委員の資料にも意見書にも出ておりますけれども、現在そうした医療資源を活用するような、できるような方策というのはお持ち合わせなのかお尋ねしたいと思います。

○阿部 清委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ここ数年といいましょうか、毎年決算の監査委員の意見書などで御指摘をいただいて、我々としても何とか少しでも経営が健全化していくように努力をしたいと思って、鋭意取り組んでいるところでありますし、御指摘がありました、さまざまな今の病院あるいは施設だけでなく医師も含めて人的な資源なども含めて何とかそういう、保有する資源を最大限に活用しながら、それを経営の健全化に結びつけていくためにどうしたらいいかということで、健全化のための組織などもいろいろつくらせていただいて取り組んでおります。

そういう意味で、来年度に向けて1つには新しく病院事業管理者の組織なども今検討しているところでありますし、そういう意味では今の組織に加えてそういう新しい経営健全化に向かった組織が立ち上がると思います。さらには、今課題になっております在宅の介護、看護などの連携ということで、市の医師会の皆さんとも協議をさせていただいて、市立病院の機能と地域在宅のニーズとうまく調整をしていく中で、新しい市立病院の役割というものを見つけてい

くなどという分野も、何とか今検討中でありますけれども、進めていきたいと思っているところでもありますし、また病院の中でもいろんな新しい経営健全化に向けた取り組みについていろんな医師、看護師、さらにはスタッフ、力を合わせて健全化に向けた取り組みについて研究をしながらあるいは実践に向かっているところでもあります。

そういう意味で徐々にではありますけれども、数字の面でも健全化というんでしょうか、少し改善の方向に進んでいる、と今年度の状況などを見るとそう向かっていると思います。そういう意味で、何とか大変厳しい状況を少しでも早く脱していくような、知恵を絞りながら取り組んでいると御理解いただきたいと思います。

○阿部 清委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 今、市長からお話がありました中で在宅医療なんかは市民が望んでいる一つの分野だと私も思いますので、急いでそうした体制を築いていただきたいなと思っております。

主な施策の成果に関する説明書の中でも自治体病院の主催するセミナー等にも参加しておられるようでありますけれども、そこでもいろいろな研修をされてきているのではないかと思います。もう一つは今のある資源を生かすという方法では、前にも申しあげたかわかりませんが、例えば西川町立病院なんかでは健康診断なんか行われていますね。手取り早くそうした方法なんかも私はあるんじゃないかと思っています。ただ考えるに医師会の協力も要るのかどうかわかりませんが、病床の利用率からしてそうした対応が人間ドックのような形でできるんじゃないかと思っています。医師の確保の問題なんかもあると思うんですが、そうしたことを検討してみることも今ある資源を生かすということでは必要なのではないかと考えております。

ただ、もう一つ医師会の協力を得るというこ

とになりますと、最上川ふるさと公園のところ、買ってもらったばかりですから、そこら辺の難しさというのものもあるんですが、ただ背に腹はかえられませんから、やはり市立病院の健全化を目指していくということではそういう方法もあるんじゃないかなと思いますので、そうしたところについての市長の御見解はいかがでしょうか。

○阿部 清委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市立病院も大変経営が厳しいわけでありましてけれども、寒河江市立病院だけが経営が厳しい自治体病院としてだけではありませんので、そういう意味で管内の病院、町立病院なども大変厳しい数字が出ているところでもありますから、先般もそれぞれ町立病院を有する首長さんなども何とか連携をしながら、内藤委員がおっしゃったような取り組みなども含めて限られたスタッフ、人材でありますけれどもうまく連携をしながら足りないところを補うなどということ協力ができないかということ話をさせていただいているところであります。

そういう意味で、医師会は西郡一本ということでもありますから、そういう部分の連携なども協力をいただきながら人材の、あるいは資源の有効活用と取り組みを進めていければと思っていますところであります。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。柏倉委員。

○柏倉信一委員 総論というか、考え方でお尋ねをしたいんですが、市内にかかわらずですけども、結構高齢者の介護施設と市立病院さんとの連携というのはどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○阿部 清委員長 土屋病院事務長。

○土屋恒一病院事務長 お答え申し上げます。

市内の介護施設との連携ということで、当院では地域連携室を設けておりまして、例えば療養病棟への入院とか、そしてまた大腿骨の頸部

骨折をした患者さんとの連携パスによって他病院からあるいは施設からの受け入れとかそういった連携というものは行っておりまして、地域医療連携室を窓口にしながら連携をとらせていただいております。

○阿部 清委員長 柏倉委員。

○柏倉信一委員 大体私が何をお聞きしたいのかは想像つくと思うんですけども、具体的に市内の介護施設あたりから搬送される人数とか、そういったものは把握しておられますか。わかればお尋ねをしたいと思います。

○阿部 清委員長 土屋病院事務長。

○土屋恒一病院事務長 具体的に資料を持ち合わせておりませんので、この場ではお答えすることができません。

○阿部 清委員長 そのほか、質疑ありませんか。申しわけありません。柏倉委員。

○柏倉信一委員 多分そうだろうと思いますし、なかなかそこまでの分析は厳しいのかなと思うんですけども、高齢者の施設ばかりでなくて対策というものを考えると結構介護施設さんでも苦慮していらっしゃるというのが実情ではないかと思うんです。確かに、けが的なものもそうですけども、病的なものも当然あるわけで、市内で施設を運営しておられる方の一番の悩みの種は急患が出た場合の対応となるのではないかと思うんです。

ですから、事務的なこともさることながら、総論的な打ち合わせの機会はぜひ必要ではないかと私なりに思っている部分があるのでお尋ねをしたところでした。これ以上の答弁は求めませんけれども、ぜひそういう機会というものを密接につくっていただいて、施設そのものを運営する側も安心して施設を運営できる体制をぜひ構築していただきたいということを申しあげておきます。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

大変御苦勞さまでした。

### 分科会分担付託

○阿部 清委員長 日程第15、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、認第2号、認第3号、認第4号、認第9号、議第53号
厚生文教分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号

散 会 午前11時50分

○阿部 清委員長 本日はこれにて散会いたします。

平成27年9月18日（金曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
8番	石	山		忠	委員	9番	阿	部		清	委員
10番	沖	津	一	博	委員	12番	工	藤	吉	雄	委員
13番	柏	倉	信	一	委員	14番	木	村	寿	太郎	委員
15番	内	藤		明	委員	16番	杉	沼	孝	司	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	辻登代子	監査委員
安孫子和広	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会  
平成27年9月18日(金) 予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第1 認第1号 平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について  
" 2 認第2号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 3 認第3号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 4 認第4号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 5 認第5号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 6 認第6号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 7 認第7号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 8 認第8号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定  
について  
" 9 認第9号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の  
認定について  
" 10 認第10号 平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について  
" 11 議第53号 平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
" 12 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業分科会委員長報告  
(2) 厚生文教分科会委員長報告  
" 13 質疑・討論・採決  
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

## 議案上程

再開 午前9時55分

- 阿部 清委員長 おはようございます。  
ただいまから決算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 阿部 清委員長 日程第1、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

## 分科会審査の経過並びに結果報告

○阿部 清委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

○阿部 清委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。太田総務産業分科会委員長。

〔太田芳彦総務産業分科会委員長 登壇〕

○太田芳彦総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月9日、10日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで、歳出第11款、歳出第12款及び歳出第13款並びに認第2号から認第4号まで、認第9号及び議第53号であります。

審査の都合上、認第1号については認第1号中歳出第3款の一部の審査終了後に歳出第9款の審査を行い、次に歳出第5款、次に歳出第7款の審査を行い、その後歳出第6款、次に歳出第8款、次に歳出第11款の順で審査を行うこととし、また議第53号については議第4号の審査終了後に審査を行い、その後議第9号の審査に入ることを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中歳入全部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「消費税が5%から8%になって、地方消費税交付金が20.8%の増となっているようだが、その理由などを教えていただきたい」との問いがあり、当局より「地方消費税交付金

の地方への交付額については、消費税額の8%中1.7%となり、交付率が上がっていることによるものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理者の監査ということで、平成26年度は6カ所やっていたらっしゃるが、指定管理者は6カ所以上あると思うが、そのサイクルはどのようにしているのか」との問いがあり、当局より「おおむね3年に1回の割合で実施しております」との答弁がありました。

委員より「工事監査を18カ所監査されたということですが、その18カ所という抜粋の仕方はどのように選定しているのか」との問いがあり、当局より「各課で工事を施工している請負金額等で選定しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「消防団活動推進事業の中に報酬があるが、今団員が何名で、1人当たり報酬額をお聞きしたい」との問いがあり、当局より「団員数は824名です。報酬については年額で団長が12万6,100円、副団長が10万円、分団長が7万5,600円。副分団長が5万2,200円、部長が4万5,100円、部長代理が3万1,000円、班長が2



万3,900円、団員が1万6,800円となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出5款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市勤労者生活安定資金で3,500万円というのは何名ぐらいを想定し、また今金利はどのくらいなのか教えていただきたい」との問いがあり、当局より「勤労者向けに低利の融資制度を設けており、預託金として市勤労者生活安定資金預託金3,500万円を預託しているところですが、預託金をこのままお貸しするのではなく、東北労働金庫と制度をつくり、2倍協調ということで3,500万円の2倍の7,000万円の枠の中で融資制度を回しております。平成26年度の利用件数ですが、新規に26年度中に融資を受けたのは11件、1,330万円で年度末の利用状況としては69件で4,340万2,000円となっております。また、金利等につきましては、この時点では2.6%で貸し付けを行ってございました」との答弁がありました。

委員より、「雇用対策事業の180万円の委託料というのは、高校生のインターンシップかなと思いますが、これは何年くらいやっていて効果はどうだったかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「高校2年生を対象にしたインターンシップが主なものですが、平成15年ころから始めた事業となります。また、効果については、高校2年生は平成26年度44社に85人が就業体験を行い、就職活動に大いに役立っているものと思っており、高校1年生はその段階に応じた研修による就職に対する意識の醸成、高校3年生や就職した方については職場定着という意味で効果があるものと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもつ

て原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市産業立地促進資金貸付金というのは、工業団地の企業への貸し付けと思うのですが、どこが利用しているのか」との問いがあり、当局より「工業団地に立地した企業に対する融資制度として県と金融機関と手を組んで行っている事業でありまして、現在工業団地で操業している10社が利用しているところで」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第6款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「中山間地支払についてお聞きしたい。各地区への補助金を教えてもらいたい」との問いがあり、当局より「6地区に中山間地地域等直接支払交付金をお支払いしており、平成26年度分については谷沢集落が96万5,000円、上谷沢26万円、上野33万円、田代638万4,000円、幸生764万5,000円、熊野石田12万3,000円で合計しまして1,570万円をお支払いしています」との答弁がありました。

委員より「都市と農山村交流促進事業に20万円計上になっていますが、予算の中身と成果について教えてください」との問いがあり、当局より「都市と農山村交流促進事業協議会の方に負担金を支出しているわけですが、協議会では早稲田大学や東京農業大学生との交流事業に活用しております。成果としては、早稲田大学については、田代地区の方と交流を深めながら寒河江市の将来に向けての提言や地域の活性化に伴う提言などいろいろな形で行っていただいております。また、東京農大につきましては、石持地区のさくらんぼ農家との農業実習も兼ねて

おり、さくらんぼのもぎ取り作業等に従事しながら交流を深めているところです」との答弁がありました。

委員より「農産物ブランド化推進事業ということで970万円計上なっていますが、大半がさくらんぼ、つや姫等が主体での予算執行と思うが、ほかの作物についてはどういうのを推進事業としてされたのか」との問いがあり、当局より「園芸農業活性化というのも一つの目的に入っており、枝豆ですとか野菜関係の作業機械、また谷沢梅などの伝統野菜等の普及にもこの事業の中で取り組んでいます」との答弁がありました。

委員より「葉山高原牧場管理事業で平成25年で終わっていると思うのですが、終わった後も184万9,841円支出しているわけですが、またことしもこれくらいの金額がかかるのかと、将来的にどうしていくのかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「葉山高原牧場については、国から借用しているところも含まれており、適正な維持管理が求められています。国から借用している間は、維持管理に伴う機械のメンテナンス等について費用がかかるもので、また国に返還するときには原状復帰することになりますので、管理用道路、建物、牛に水をやるための管等を全て撤去し、加えて造林をしなければならず、かなりの経費がかかってしまうため、現在次の有効利用に向けて検討しているところがあります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「交通安全施設整備事業で側溝のふた購入ですが、年間何枚ぐらい購入して何カ所ぐらい補修があるのか教えていただきたい」との問いがあり、当局より「実施町会が14町会、

支給枚数が744枚となっており、延長としては372メートルになっています」との答弁がありました。

委員より「街路事業の中で山西米沢線整備事業が現在進行しておりますが、工事の進捗状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「2工区に分けて行っているわけですが、完成を目指しているのは29年度です。現在、第1工区天童大江線からうろこやさんのところまで事業を進めておまして、第2工区につきましても測量設計が終わりまして一部用地取得交渉に入るといふ計画でやっているとあります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第2号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第3号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「浄化槽整備もことしで4年目になりますが、これまでの浄化槽の設置数を教えてください」との問いがあり、当局より「平成24年度が寄附1基を合わせて42基、25年が寄附2基を合わせて58基、26年が寄附2基を合わせて

51基となっており、本年度は今のところ40基弱ということで進んでおります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第4号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「簡易水道のこの2年間の経過と今後の見通しについて」との問いがあり、当局より「加入者については、現在22世帯が加入しています。当初は19世帯でしたので微増という状態です。今後の見通しについては、急な加入の促進は難しいかなと思っておりますが、加入促進の取り組みは行っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「配水利用はふえているが有収水量は下がっているような増減になっており、これは老朽管の問題と思われるが、大体どの辺の箇所か」との問いがあり、当局より「今老朽化が進んでいる管は、本市で一番大規模に拡張したときの第2次拡張期に整備した管が老朽化しており、数も多く年数もたっていることから、急激に漏水がふえる時期なのかなと予想しているところです。漏水に関しましては専門の業者さんに委託して、1,000万円弱程度をかけて毎年調査しております。また、地域ごとにお金になっている水量と配水量の差を見ながら地域を特定し、なるべく効率のいい漏水現場の発見に努め、有収率を回復するように取り組んでまいりたい

と思っております」との答弁がありました。

委員より「家庭での漏水で冬場は点検がないのである程度まとまった請求が来た場合に大きな金額になるが、その救済はないのか」との問いがあり、当局より「基本的には給水管の所有者の責任になるわけですが、実際は使用していない部分があるわけですので、状況によりいろいろな場合がありますが、減免するようにしています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第9号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

済みません。先ほど、最初のほうで議第4号、議第9号と申しあげましたが、それぞれ認第4号、認第9号の誤りでした。訂正させていただきます。以上で終わります。

## 厚生文教分科会委員長報告

○阿部 清委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。遠藤厚生文教分科会委員長。

〔遠藤智与子厚生文教分科会委員長 登壇〕

○遠藤智与子厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月9日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号であります。

初めに、認第1号平成26年度寒河江市一般会

計歳入歳出決算の認定について中、歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「補装具費の支給とあるが、どんなものがあるのか」との問いがあり、当局より「品目として、車椅子や補聴器などが多く出ています」との答弁がありました。

委員より「民生・児童委員活動費は補助金のほかに自治体の判断で増額はあるのか」との問いがあり、当局より「活動補助金については1人年額8万5,100円ですが、内訳は県が5万8,200円、市が残りの2万6,900円です」との答弁がありました。

委員より「福祉バス運行費について、バス3台ということだが、目的外に使われているのはどの程度か」との問いがあり、当局より「目的に沿ったものについて運行していると理解しています。3台の内訳は、福祉バス、リフトつきバス及びリフトつきワゴン車で、そのうち福祉バスの利用状況は延べ164件の利用のうち団体研修などが71件、そのほか、高齢者の生きがい活動通所事業やリハビリ訓練などに使われています」との答弁がありました。

委員より「国保の特別会計への繰出金の約2億4,000万円はどういう根拠に基づいて出されているのか」との問いがあり、当局より「保険基盤安定繰入に1億5,585万円、出産一時金に532万円、そのほか繰入金として人件費2,912万円、物件費1,009万円、財政安定化支援事業1,284万円、保健事業775万円については軽減世帯や年齢構成などによりそれぞれ算定ルールに基づいて算出しております。さらに、市独自のものとして、保険財政基盤強化分として2,000万円を加算しています」との答弁がありました。

委員より「放課後児童対策事業は生涯学習推進費の中にも出てくるが、その内容は」との問いがあり、当局より「児童福祉総務費にある放課後児童対策事業費は厚生労働省の所管の事業で、昼間保護者のいない家庭の小学生に授業終了後などに遊びや生活の場を提供する学童クラブの運営費です。生涯学習課担当の放課後子供教室推進費は、夏休み中の事業に係る経費です」との答弁がありました。

委員より「災害救助費について寒河江市に避難して受給している方は小学生24名、中学生5名と聞いているが、寒河江市単独で支出しているのか」との問いがあり、当局より「山形県被災児童生徒就学支援事業補助金として補助率100%の交付を受けています」との答弁がありました。

委員より「今、想定外の災害が至るところで発生しているが、そのようなときの指導はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「防災訓練時に災害ボランティアセンターの設置訓練を行ったり、運営協力者の養成研修会などを開催しています」との答弁がありました。

委員より「地域生活支援事業について、手話通訳者に対して171万6,000円の報酬とあるが、今嘱託の手話通訳者は1名か」との問いがあり、当局より「1名です」との答弁がありました。

委員より「高齢者寿祝い品の報償費はどのような内容か」との問いがあり、当局より「数え年100歳になった方に賀詞と10万円を差し上げており、昨年は16名でした」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「食生活改善事業については食生活改善委員が120名いるが、どのような活動をし

ているのか」との問いがあり、当局より「ゆめタネ@さがえの会場で郷土食の試食会をしたり、伝承料理を伝えたり、介護予防に関しての健康づくり、幼稚園や保育所などを回って紙芝居や人形劇を活用しての食育や食生活改善活動に取り組んでいます」との答弁がありました。

委員より「自殺対策事業について、寒河江市内での自殺者は何人いるか」との問いがあり、当局より「平成26年度の数値がまだ公表されておらず、平成25年度は14名です」との答弁がありました。

委員より「主要排水路堆積物処理費負担金の内容は」との問いがあり、当局より「農業用水と排水路が一緒になっている箇所での泥上げなど土地改良区で処理している部分に対する負担金です」との答弁がありました。

委員より「島などにある特定廃棄物の放射能は6,800ベクレルに下がったことで一般廃棄物として処理できると思うが、国への申し入れはしているのか」との問いがあり、当局より「国で指定している以上、指定解除がないと基準値の8,000ベクレル以下でも一般廃棄物としては扱えません。県への要望事業として毎年取り上げていて、県からも国に要望してもらっているがまだ指定解除の通知をもらっていない状況です」との答弁がありました。

委員より「衛生費の特定不妊治療費の助成事業の対象件数が36件とのことだが、その効果は」との問いがあり、当局より「延べ36件、実人数にして19名で、出産に至った方は6名の32%と把握しています」との答弁がありました。

委員より「公害防止対策事業について、前年度と比較して川の水質は改善しているのか」との問いがあり、当局より「市内12カ所を年2回検査しているが、生活排水などにより水質値が変わるので変動があります」との答弁がありました。

委員より「自殺対策の報償費はカウンセラー

に支払うのか」との問いがあり、当局より「毎月1回心の相談ということで来ていただいている医師に支払っています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「土地改良区の水利賦課金について学校に水を取り込んでいるのは何のためか」との問いがあり、当局より「南部小学校と醍醐小学校のビオトープの水利費です」との答弁がありました。

委員より「小中学校の洋式トイレは、今後もっとふやす予定があるのか」との問いがあり、当局より「小中学校の未整備のところの洋式化を進めた後にノロウイルスなど対策として給食調理師用トイレの洋式化を考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第5号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国保運営協議会の委員の選び方はどのようになっているか」との問いがあり、当局より「被保険者代表ということで、農業、商業、年金生活者から1人ずつ3名を選び、医師、歯科医師、薬剤師から1人ずつの3名、そして公益を代表する委員として町会長連合会と防犯協会寒河江支部、民生・児童委員から1人ずつ選んでいます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第6号平成26年度寒河江市後期高齢

者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「健康診査等事業委託料553万1,246円ということだが、この健康診査の対象者はどのくらいか」との問いがあり、当局より「被保険者数6,903名から長期入院者と施設入所者を除いた6,456名を対象としています。そのうち、受診者は756名です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第7号平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「高齢者の虐待については、どのように把握しているのか」との問いがあり、当局より「寒河江市では直営で行っている地域包括支援センターに相談が寄せられたり、警察から虐待ではないかとの連絡を受け対応するケースがあり、年間10件くらいの相談があります。昨年、虐待と認められたのは3件です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第8号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「要介護と思い相談するが、審査のときは本人の状態がいつもよりよくなり介護度が低目に認定されてしまうことがあると聞いているが、そういうことはあるのか。また、調査時に1対1で話していると実態と合わない部分が出てくるので家人の話も聞けるようにできないか」との問いがあり、当局より「入院してい

る方の場合などは落ちついたときに調査に行くが、審査の段階で主治医の意見書等を参考に、より正確な審査がされていると考える。また、調査に行くときには家族も一緒のときに行くようにしているが、いつも忙しいとのことでお年寄り1人だけのときの訪問調査となるケースもあり、なるべく正確な状況でできるよう努力したいと思います」との答弁がありました。

委員より「介護認定審査会の委員には、ケアマネジャーも入っているのか」との問いがあり、当局より「72名のうち、医師が36名、歯科医師が18名、そのほかの中に保健師、看護師、ケアマネジャーなどが入っています」との答弁がありました。

委員より「新規審査を受けようとする方には、時間的配慮ができるのか」との問いがあり、当局より「基本的には申請してから1カ月以内に結果を出さなくてはならないことになっています。ただし、申請が多いときや主治医の意見書がなかなか出ないときなど延期になることがあり、そのときには本人に通知しています」との答弁がありました。

委員より「介護認定審査についての不服申し立てはできるのか」との問いがあり、当局より「山形県に介護保険審査会があり、そこに不服申し立てができる制度となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第10号平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「医療費の未納分は」との問いがあり、当局より「未収金は総計1億9,723万7,805円でその内訳は現年度分が1億6,859万825円ですが、これは診療報酬については2月、3月分は翌々月に入金になりますので、実際の個人未収

金は26年度分は625万2,915円で過年度分は2,864万6,980円です」との答弁がありました。

委員より「過年度分の徴収状況とさらに入院して働けない人に払えといっても払えない場合は」との問いがあり、当局より「市立病院の未収金対応マニュアルに基づいて未収金を管理しています。一般の個人の未収金は段階に応じて回収方法をとっており、まず督促は請求後2カ月以後に納付になっていない方に督促状を発送しています。それでも未収の場合は催告状を送付し、2カ月後でも未納の方には強い文書の最終催告書を送付して処理に当たっています。特に、個人の多額になった入院費などについては、確実に支払う旨の確約書を取り交わしながら経済状況によって分割納付を促すなどして未収金の回収に当たっています。また、入院の保証人への支払いのお願いなども行ってまいります。未収金は流動資産であり、将来収入の見込まれる債権を不納欠損金として放棄するのは、財政的な理由からも患者負担の公平性の観点からも安易に実施すべきではないということで、これまでは行っていないが、今後につきましては貸倒引当金での処理や不納欠損処理をしているほかの病院の状況を調べて検討していきたいと思っています」との答弁がありました。

委員より「減価償却費の中に医療機器のリース料が減価償却とされているがその理由は」との問いがあり、当局より「平成26年度から公営企業会計制度の見直しでできた新規の項目であり、これまでは賃借料から支払っていましたが、固定資産の分割購入と同様の減価償却費として処理を行っています」との答弁がありました。

委員より「市立病院の厳しい経営状態を踏まえ、職員の意識改革などはどう行っているか」との問いがあり、当局より「経営改善のための平成24年から27年までの4年間のアクションプランを定めています。その1つに市民のニーズに応える初期診療の充実という項目があり、救

急患者は断らないとしています。実際、救急患者の受入数は、26年度1,287件で対前年比198件増加しています。また、経営管理委員会を毎月月末に開催し、病院事業経営上の数値の分析あるいは調査確認などの情報を共有し、経営状況を把握しています。さらに、院内に6つのプロジェクトを設け、目標値や実績値などを毎月グラフ化し、各セクション全体で見えるようにし、翌月の改善に向けて迅速に対応しています。医局の常勤医師にも入院患者数をふやしてほしいと要請しています。健康診断した後の精密検査なども予約なしで受診できるような胃カメラの診察枠を設けたり、大病院の県立中央病院や済生館などで大手術した患者の受け入れなども行っています」との答弁がありました。

委員より「病院窓口の電話の対応について」の問いがあり、当局より「窓口対応について接遇研修並びに電話対応研修を行っていますが、なお十分に気をつけてまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○阿部 清委員長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は初めに認第1号、認第5号、認第6号、認第7号及び議第53号を除く、認第2号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醜圃、三泉）歳入歳出決算の認定について及び認第10号平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

6案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号及び認第10号の6案件については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認第1号平成26年度寒河江市一般会計

歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委



員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定すべき  
ものと決しました。

閉 会 午前10時45分

○阿部 清委員長 以上をもって決算特別委員会  
を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証す  
るために署名する。

決算特別委員会臨時委員長 木 村 寿太郎

決算特別委員会委員長 阿 部 清